

総務文教常任委員会 会議記録

1 日 時 令和8年9月11日（金曜日） 午前10時00分開会 午後8時56分散会

2 場 所 第二委員会室

3 出席委員 阿部委員長、渡辺、近藤、古畑、保坂、松尾の各委員

4 欠席委員 なし

5 委員外議員 池田、松田、加藤、利根川、和泉、田原(洋)、宮島、東野の各議員

6 説明員 久保田市長、井川副市長
嶋田政策監、猪又政策監、磯貝総務課長、白澤同課長補佐、細井同係長、
大西企画課長、卜部同課長補佐、小杉同課長補佐、黒坂同係長、松澤同係長、
塚田財政課長、赤野同課長補佐、田原同係長、内山地域協働課長、
本間同課長補佐、中村同課長補佐、廣川同係長、室橋同主査、
轟本教育長、山本教育次長、室橋こども家庭課長、田村同課長補佐、
飛弾野同課長補佐、能登同係長、渡邊学校教育課長、石口同参事、
仲谷同課長補佐、八木同係長、満城同係長、青木同係長、
仲谷危機管理課長、宝剣同課長補佐、竹田同防災管理監、倉又同係長、
小竹市民生活課長、木嶋同課長補佐

7 事務局職員 磯貝事務局長、川原係長

8 本日の会議に付した事件

（1）付託案件審査、所管事項調査

別紙審査日程表のとおり

（2）その他

9 経過と結果

○阿部委員長

おはようございます。

ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

欠席通告委員はありません。定足数に達しておりますので、直ちに会議に入ります。

審査の順序につきましては、配付の日程により進めます。なお、委員外議員の発言につきましては先例申合せのとおり、委員の発言終了後、必要があれば休憩を取りますので発言の許可

を求めてください。

なお、本日の日程、かなりのボリュームでございます。これは委員の発言を抑制するつもりではないんですけれども、委員、また行政におかれましては、的確に、明瞭簡潔に質疑を心がけていただき、スムーズな議事進行にご協力いただければと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

審査に入ります前に、9月9日に発生した火災について、消防長から報告の申し出がありましたので、お受けいたします。

暫時休憩いたします。

〔審査内容及び所管事項調査内容は、別紙経過概要のとおり〕

< 市外調査について、閉会中の所管事項調査について 等 >

○阿部委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、その他についてを議題といたします。

まず市外調査についてでございます。

日程表のほうは、手元にありますでしょうか。市外調査については、9月の2日に概要について、L o G oチャットにてお知らせしております。詳細は、お手元配付のとおりでございます。10月13日、火曜日、また、14日、水曜日の1泊2日の行程で、1日目が茨城県ひたちなか市。内容は、公共交通、ローカル線ひたちなか海浜鉄道の活性化について。また2日目については、栃木県真岡市で、内容は職員D X人材育成方針についてでございます。

まずこの件について、確認したい事項、ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、今ほど申し上げた日程で、当委員会の所管事項調査を行いたいと思います。

これにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○阿部委員長

また後日正式に招集通知をいたしますので、皆様からのご出席よろしくお願い申し上げます。

また事前質問事項についても、皆様のほうに投げてあったんですけれども、今のところ提出がございません。私のほうで、ちょっと今から読み上げます。

ひたちなか市については、利用者が増加している主要要因分析について、学校と鉄道を連携させた利用促進の具体的な取組と効果について、沿線住民・地域団体・学校等を巻き込んだ利用促進について、行政と鉄道事業者の役割・費用分担の整理について、みなし上下分離方式の導入による変化について、鉄道とバス等を含めた地域交通全体の連携について。こちらがひたちなか市のほうです。

また、真岡市の職員D X人材育成方針については、D X人材育成方針を策定した背景及び当時の課題について、D X人材認定制度の目的と導入後の効果及びB P Rプロジェクトによる業務改善について、D X・B P Rの効果の検証について、育成されたD X人材の各部署での活用

について、人事異動等によるD X人材の確保やノウハウの共有について、全庁的にD Xを進める仕組みについてを事前質問事項として、挙げさせていただきました。

また皆様のほうでも、この事案について、改めて一度目を通していただいて、確認事項、質問事項がございましたら、来週の月曜日、この土日でちょっといただけると一番スムーズにいくかなと思いますので、改めて、視察に行かせていただくので、現地の取組、改めて調べていただけたらと思います。

あと1日目については、ローカル鉄道ということで、またいろんな乗り継ぎであったり、駅の見学も中に入っておりますので、取組だけでなく、そういう風景であったり、感覚っていうのも肌で感じていただけたら、委員長としてはありがたいなというか、いい視察になるんじゃないかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

改めてですが、月曜日までに事前質問ございましたら、事務局にメールであり、L o G oチャットでも結構ですので、送付のほう、よろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

以上で、市外調査についてを終結いたします。

次に閉会中の所管事項調査についてを議題といたします。

正副委員長案としては、配付いたしました資料のとおり、行政組織職員管理について、不正防止に向けた取組について、人権啓発について、消防・防災・災害対策について、情報基盤整備について、人口減少対策について、第4次総合計画の策定について、財政運営について、公共施設と第3セクターの管理と運営について、不正入札の防止等について、行政改革について、地域振興について、運輸行政について、高校の魅力づくりについて、子育て支援について、いじめ・不登校について、こども一貫教育について、家庭教育支援について、生涯学習施策の充実について、芸術文化の振興と文化財の保護と活用についての20点といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

ご異議なしと認め、そのように決しました。

以上で（2）閉会中の所管事項調査についてを終結いたします。

皆さん、今回、特にないでしょうかね、そのほかに。

○古畑委員

あのね、高校のさ、いわゆる再編計画について、これやっぱり渡辺栄一さんか、一般質問でもお聞きになってる。やっぱり市民からの反響ものすごいですよ。3年後にさ、いわゆる統合するのに、何ら細かいあれがない。これ議会としても、ちゃんと押さえておくべきじゃないですか。

それから、今度ね高校の先生がね、子供たちのところへ行って、進路のPRしたらしいんだけど。どうせうちの高校は3年後に消える学校だって、やったらしい。あのさ、イメージがあるんだって。糸魚川の合併は自分でもこれまでも言ってきましたからね。ただ、プラスに取ってほしかったのに、もう進学校が消えるみたいな。で、親のほうからこれどういうことですかって、やっぱりきてるけどさ。いやあの実は何も聞かされてないんで、統合するっていうことだけ、あと単位制の全国から集まるって、一体どういうことなんですかって言われると、いやあ単位制ねって。まあ大学と同じなんですかねとかって。それはじゃあどういうことなんです

かってなってくる。だから、もちろん決定は県の教育委員会なんだろうけど、どういうことなのかつつうのは、ちょっとさ、市長とね、意識をさ、一緒にしておかないと、こっちのほうも、答えるのにすごく苦労しますんでさ。それをどうするべきなのかね。方針だけでもさ、それだけで、所管事項調査やれっていうんじゃないよ。何かのついででもいいからさ、一文、入れていただきたいと思います。

○阿部委員長

分かりました。

所管事項の中にも、高校の魅力づくりについてっていうところに当たるのかなというふうにも思いますんで、また行政側と、今、現段階だと一般質問の中でも答えられることが多分ないっていうのと、でも糸魚川市の姿勢として、見せるべきだっていうのも、市長のほうでおっしゃっていたので、また行政側と、ちょっと打合せして、このテーブルに上げられるのかどうかっていうのも、ちょっと調整したいと思います。

○古畑委員

やっぱり、あれだけのことを答えちゃって、ネットに載ったからね。そりゃインパクトあるわ。

○保坂委員

今、委員長の高校については、魅力化から入っていくのが、一番無難かなと思います。

ただ、高校については、何ていえばいいかな、地元の高校に通ってもらわなきゃ、学校運営が成り立たないというの当然ありますし、かといって今日の私学のところでも言ったけど、自分のやりたいことで、今いろんな私学、県立もそうなんですけど、各学校の特色出してきてまして、それを、それこそ漫画をやったりとか、宮大工をやったりとか、本当にいろんなことがあるんで、まずそこに負けないようにしていくっていうのも、また大事なこともあるんで、ちょっと多角的にちょっと見ていく分野かなと思います。それはまた、ちょっとおまかせしますし、お願いいたします。

あとちょっと休憩でいいですか。

○阿部委員長

暫時休憩いたします。

<休憩>

○阿部委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

改めて皆さんからないでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

以上で、その他についてを終結いたします。

以上で予定しておりました、日程が全て終了いたしました。

本日の審査及び調査に関わる委員長の報告は、口頭報告として、文案につきましては、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

ご異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、総務文教常任委員会を散会といたします。

糸魚川市議会委員会条例第29条の規定により署名する。

委員長

審 査 経 過 概 要

付託案件審査

議案第 82 号 糸魚川市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

○阿部委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、地域協働課関係の付託案件審査を行います。

議案第 82 号、糸魚川市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課の説明を求めます。

○内山地域協働課長

それでは、ご説明いたします。

今回の改正は、地方自治法施行規則の改正に伴い、当該条例における引用条項を整理するものであります。認可地縁団体印鑑登録制度そのものを変更するものではなく、根拠法令の改正に伴う引用条項の整理、いわゆる条ずれへの対応であります。

自治法施行規則の改正の内容は、認可地縁団体の認可等に係る告示事項が見直され、代表者等の住所を告示しないこととされました。また、認可地縁団体台帳の証明書についても、代表者等の住所を原則として、非表示とする扱いとなります。これにより、個人情報の保護が図られる一方、制度自体の変更はなく、市民生活や団体の活動への影響はないものと見込んでおります。施行期日は、令和 8 年 10 月 1 日であります。

説明は、以上であります。

○阿部委員長

説明が終わりましたので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

ご質疑なしと認め、議案第 82 号についての質疑を終結いたします。

これより議案第 82 号、糸魚川市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決しました。

[集約事項] なし

[審査結果] 原案可決（令和 8 年 9 月 11 日）

議案第 83 号 糸魚川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 84 号 糸魚川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○阿部委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、こども家庭課関係の付託案件審査を行います。

議案第83号、糸魚川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第84号、糸魚川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、関連しておりますので、一括議題といたします。

担当課の説明を求めます。

○室橋こども家庭課長

それでは、ご説明をいたします。

こども家庭課提出の資料No. 1 をご覧いただければと思います。

本議案につきましては、児童福祉法等の改正に伴い、新たに創設された満3歳以上限定小規模保育事業を本市においても実施できるよう、関係する二つの条例改正を行うものであります。

議案第83号の糸魚川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例については、地域型保育給付の対象として、市が確認する際の基準について、利用定員や利用申込みが定員を超えた場合の選考方法など、必要な視点を定めるものであり、議案第84号の糸魚川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例については、市が事業認可をする際の設備、職員配置、連携施設などの基準について、必要な規定を定めているものであります。これら二つの条例について、満3歳以上限定小規模保育事業の実施に当たり、必要となるものを国が示す基準府令に準じて改正をするものであります。

2の改正の背景をご覧ください。

従来の小規模保育事業は、原則として0歳から2歳までの児童を対象としており、卒園後は保育所などへ移る仕組みとなっておりましたが、このたびの法改正で、保育を必要とする満3歳以上の児童のみを対象とする小規模保育事業を実施できることとなりました。

3、制度の内容であります。対象は保育を必要とする満3歳以上で、定員は6人以上19人以下。設備及び職員配置は、小規模保育事業A型相当の基準となります。これまで大阪府堺市などが、国家戦略特区を活用して取り組んできた制度を全国的に展開するものであります。

4の下段の図をご覧ください。

今回の満3歳以上限定小規模保育事業は、子ども・子育て支援新制度のうち、地域型保育給付に位置づけられる小規模保育事業の新たな類型として加わるものであります。なお、現段階において、市内ですぐにこの新たな類型を実施する事業所等の希望があるものではありませんが、法改正によって実施できるようになったことから、条例改正をしておくものであります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○阿部委員長

説明が終わりましたので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑ございますか。

○古畑委員

今回の改定によって、今、糸魚川市内にはないってようなお話だったね。じゃあなんでやんなくちゃいけないのか。この条例を改定することによって、どのようなことが予想されるんですか。

○能登係長

今ほどのような質問ですけれども、今後、今のところ市で、新しい種類の保育園を設置する予定では、今のところございません。ただ国といたしましては、全国一律で、この制度改正によりまして、どこにおいても、この3歳以上の小規模保育所ができるような制度改正を整えるといったものでございます。

以上です。

○松尾委員

ちょっとよく理解できてないんですが、ここにうたわれている小規模保育事業、原則として0歳から2歳児を対象としており云々と書いてありますが、例えば新たに云々ということをつくる予定ということではなくて、例えば既存のですね、保育園で、固有名詞出してあれですけど、例えば、ヴィラオレッタ内にあるキッズランド、これは例えば、こういうふうに、あ、書いてありますね。よろしいです。すいません。いいです。

○阿部委員長

ほかにご質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

ご質疑なしと認め、議案第83号及び同第84号についての質疑を終結いたします。

これより議案第83号、糸魚川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決しました。

次に、議案第84号、糸魚川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決しました。

〔集約事項〕 なし

〔審査結果〕 議案第83号 原案可決（令和8年9月11日）

議案第84号 原案可決（令和8年9月11日）

議案第 85 号 令和 8 年度糸魚川市一般会計補正予算（第 2 号）

<総務課関係>

○阿部委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

これより、付託案件審査を行います。

議案第85号、令和8年度糸魚川市一般会計補正予算（第2号）で、当委員会に分割付託となりました関係部分のうち、総務課の関係部分を議題といたします。

担当課の説明を求めます。

○磯貝総務課長

おはようございます。

予算書の12、13ページをお願いいたします。

上段2款1項1目一般管理費、8 公用自動車購入費及び3 目財産管理費、6 庁舎整備事業の財源変更になります。

初めに8 公用自動車購入費は、当初予算では、事業費全額一般財源としておりましたが、今年度から5年間、脱炭素化推進事業債の拡充として、ハイブリッド車の導入が起債の対象となったことから、今年度購入する2台のハイブリッド車について、公用自動車整備事業債を活用したいものであります。なお、充当率は90%で、起債の30%の交付税措置があります。

次に6 庁舎整備事業は、施設改修工事のうち、今年度と来年度の2か年で実施する本庁舎空調設備更新工事の財源について、当初予算では、先進的省エネルギー投資支援事業費補助金、起債、公共施設等総合管理基金繰入金としておりましたが、6月29日の委員会で報告いたしましたが、不採択となった補助金の全額減額及び先ほどの公用自動車購入費と同じ趣旨の庁舎整備事業債への変更、基金繰入金の減額を行いたいものであります。起債の充当率は90%で、30%の交付税措置があります。なお、空調設備更新工事につきましては、現在工事の準備を進めており、10月から、1階から工事を始める予定であります。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○阿部委員長

説明が終わりましたので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

○保坂委員

12、13ページ最上段の公用車自動車購入費であります。

財源変更ということで特段問題ないとは思っておるんですが、逆に5年間のハイブリッド車に対するこの補助ということを考えたときに、市としては、この制度を運用して、毎年というか公用車の購入に関しては、ハイブリッド車でいくとか、そういう考えはあるんでしょうか。ついでに教えてください。

○白澤課長補佐

おはようございます。今ほどの質問に対して、お答えをいたします。

今、市役所、総務課で保有している自動車30台ありまして、ハイブリッドについては、今年度1台新たに導入いたしまして、現在7台体制となっております。今ほど、今回この脱炭素化推進事業債、5年間ハイブリッド車も対象になるということですので、今後の計画の中では、

積極的にハイブリッド車の導入については、検討していきたいと思っております。

以上です。

○保坂委員

ハイブリッドなので、電気、ガソリン、両方っていうイメージでいいと思うんですけども、あくまでも電気にするとか、そういうことではないですよね。ハイブリッドっていうことでよろしいんですよね。

○白澤課長補佐

今のところは、ハイブリッド車、ガソリンとモーターの併用の自動車というふうに考えております。

○阿部委員長

ほかにご質疑ございませんか。

よろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

ご質疑なしと認めます。

議案第85号のうち、総務課の関係部分についての質疑を終結いたします。

<企画課関係>

○阿部委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、企画課関係の付託案件審査を行います。

議案第85号、令和8年度糸魚川市一般会計補正予算（第2号）で、当委員会に分割付託となりました関係部分のうち、企画課の関係部分を議題といたします。

担当課の説明を求めます。

○大西企画課長

おはようございます。補正予算、第2号の企画課分を説明させていただきます。

議案の12・13ページをお願いいたします。

ページの中ほど、2款1項4目企画費の61出身大学生等応援事業（物価高騰対策）についてご説明いたします。

お手元の資料No.1をご覧ください。

項目1、補正の理由でございますが、昨今の物価高騰により影響を受ける大学生や専門学生がいる保護者の家計負担の軽減を図るとともに、地場産品の応援品の発送を通じて、糸魚川市出身大学生との関係を継続することを目指すものでございます。

項目2、事業概要についてでございますが、対象者は保護者が糸魚川市に住民登録されており、かつ本人が大学や専門学校等に在籍する学生でございます。対象人数の見込みは、令和4年度から令和7年度の市内3高校卒業者数にコロナ禍に取り組みました、過去の申請実績率を勘案いたしまして、約450名でございます。送付する応援品は、学生1人当たり5,500円相当の地場産品セットを予定しております。なお、地場産品は、お米やお菓子など公募により選定し、送付することといたしております。また、申し込み時に関係人口を含むアンケートを実施した

いと考えております。

項目3、事業費についてでございますが、発送委託料といたしまして、340万円を計上しております。主な経費といたしましては、学生1人当たり応援品5,500円と、発送にかかる経費1,500円の計7,000円分を送付予定の450名分にかけたものでございます。

項目4、予算措置についてでございますが、2款1項4目、61出身大学生等応援事業（物価高騰対策）の補正予算額は340万円でございます。また、本事業は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金110万3,000円を充当いたしております。残りの229万7,000円につきましては、一般財源で対応する予定でございます。

項目5、スケジュール及び実施方法についてでございますが、学生への周知期間を長く確保したいことから、10月上旬に市のホームページやLINEにて学生の申込みの受付と、また事業者の公募を先行して開始いたします。その後、10月23日の市広報紙にて、改めて学生の申込みの記載を予定しております。また、学生の申込締切を11月23日といたしまして、11月中旬に応援品を順次発送し、12月中旬までには全て発送を完了する予定でございます。

説明は、以上となります。

○阿部委員長

説明が終わりましたので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

○保坂委員

この事業自体は、まあ物価高騰が本当に今大きいので、食料品等いいことかなと思っております。ちょっと気になったのが、申し込み時にアンケートを実施するということで、要はフィードバックで学生さんの動向等を調査するのかなと思って聞いてたんですが、これはあれですか、将来的に糸魚川市で働いてもらいたいので、そういったところをつなげていくアンケートということなんでしょうか。

○松澤係長

今ほどいただきましたアンケートにつきましては、申し込み時に、学生の要件でもあるんですけども、学生の進学先などの情報と、今後、市とのつながりを維持していくことについて、ご意向を把握していくアンケートを実施したいと考えております。Uターンに関する詳細なデータ収集につきましては、あまりアンケート項目が多くなり過ぎますと、学生に負担や敬遠されるということもございますので、最も効果的なところを、関係課と相談しながら、アンケート項目を詰めていきたいと思っております。

以上です。

○保坂委員

私もその点を、ちょっと逆に心配していて、あまり前のめりになって、その進路に関わるアンケートだとちょっとどうかなと思ったんですが、要は、人間関係をつないでいくというところに焦点があればいいかなと思いますし、まあ水面下ではね、将来糸魚川で働いてもらうとか、視野に入れてもらうということは、何となく醸し出すのはいいかなと思うんですが、そういうふうにしていきたいと思います。

あとまた糸魚川の実情として、やっぱり持続可能なまちづくりに皆さんの力が必要だということは訴えてくのはいいかなと思っておりますので、ぜひそういったところも加味したアンケートを実施していただきたいと思います。

以上です。

○古畑委員

この事業はコロナのときに始まったと思うんですけど、この事業を続けるってことだね。基本的にはさ、恩を売るっていいんでしょうか、縁をつなぐといいんでしょうかね、そういう意味ではさ、いいとは思うんだけど、この物価高でさ、悲鳴を上げてるのはさ、学生たちだけじゃないんだよね。今回の国からの交付金もそうなんだろうけどさ、この事業っていうのはさ、この物価高の混乱というものが、混乱といいましょうか、その物価高基調がね、続く限り、続けていくんですか。

○松澤係長

今ほどお話いただいたとおり、今回は物価高というところを勘案しまして、今回の交付金を活用させていただきました。もう一方では、高校卒業後の学生とのつながりというところが、今現在なかなか糸魚川市としては持っていない状況でありますので、こういった形でつながりを継続するという事は、非常に重要だと思っております。今後、このつながりをどういった形で継続していくかということにつきましては、来年度の予算に向けて、どういった手法がいいかということも含めて、これから検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○古畑委員

この前に、コロナ禍のときに実施したっていうさ、経過がありますね。すると、そのときのさ、感想といいますか、もらった側はね、もう非常にありがたいと。もう卒業したら必ず糸魚川へ帰りますとかっていうふうなさ、そのアクションというか、その感想といいましょうかね、そういうものは得られたんでしょうかね。

○松澤係長

令和2年、3年、4年と3年間継続をさせていただいております。

そのときの資料では、いただいたお子さんからは、大変喜んでいただいたということの感想は聞いております。ただその後、直接それがUターンにつながったのか、移住につながったのかというところまでは、把握できてないところであります。またその2、3、4と3年間やりまして、それから間が空いておりますので、なかなかそういった関係がちょっとうまく継続できていないというところもあります。そういったところも含めまして、今回、この事業を続けることで、先ほども申し上げましたが、この事業そのもので関係を継続するのか、今回いただいたきっかけを使って、別の方法で関係を、何か別の方法でつながりを持てるかということも含めまして、検討していきたいと思っております。

以上です。

○古畑委員

これ送料等でさ、総額7,000円のうち1,500円もさ、やっぱり送料に取られてるよね。これ何を送るんですかね。重たいもの、米だとか、醤油だとか、そういうものなんですかね。何か重量のかさむものなんですか。

○松澤係長

現在考えておりますのは、今ほどおっしゃっていただきました地場産のお米だとか、そういった麺類だとか、そういったものは想定しております。ただそれにつきましては、これから公募をかけまして、事業者さんにお声がけをさせていただきたいと思っております。なお、令和

4年度のときも、お米コース、麺コースというような形になっておりまして、大体箱の大きさでいうと90サイズっていうんですかね、5キロ相当の物を入れて送っております。

以上になります。

○古畑委員

やっぱりさ、気持ちを送ってるんで、その効果っていうのは見えにくいとは思うんですよ。思うんだけど、これさ、これどうなんだろうねって思うんですよ。市内に住んでいただいている若い方々だってさ、それなりにやっぱり苦しんでるしね、だから帰ってくるあてもないのにさ、何か向こうにしてはもらい得みたいなさ、何か返してもらわないとってね、まあ下心ね、あつてやるもんじゃないっていうふうには思うんだけど、行政ですんでね、これ金持ちが寄附してるわけじゃないんだからさ、その辺のちょっと考え方と事業実績をどう追跡していくかでしょうね。だから何に対して効果があるのかっていうものを、行政の仕事っていうのはさ、もちろん皆さんの税金を使って事業をやるわけなんで、その事業の結果、今まで3年、今回また復活して4年目になるわけですから、やった、まあ向こうは喜んでくれた、よかったね、じゃあさ、それじゃ駄目なんだよ。

で、この事業に対してさ、どういうふうな評価を求めていくのかっていうのが大事。いや、被災した皆さんに、何か送るっていうんじゃないんだから、この社会現象というか、社会的な要素があるよね。定型の事業判断みたいのが非常に難しいと思うんだけどさ、これどうされていくお考えなのかね、課長いかがですか。

○大西企画課長

今回の事業は、古畑委員おっしゃるように、なかなか評価するのは難しいものもございます。ただやはり、いただいた学生たちに対しては、アンケートも行いますし、また、今回の事業の目的の一つは、外に出ている学生たちというよりも、やはり糸魚川市におられる親御さんたちの家庭の負担を少しでも低くしようという意図もございますので、そういったところの効果につきましては、どのような収集の仕方がいいかどうかは、考えさせていただきますが、今後、事業を続けていくに当たっては、必要なことだと思っておりますので、検討はさせていただきますと思います。ありがとうございます。

○古畑委員

親御さんは何だって言ってるんですか。ありがたい。これでちょっと仕送り分が少し減りましたとかっていうふうな声が届いてるんですか。

○松澤係長

すいません、令和4年度のときの保護者さんの分の正確に書いたものというのは、ちょっと私手元にはないんですが、当時の担当者からは、保護者も含めて感謝の言葉というのは、伺っております。その反対側の言葉というのは、特に届いてはないんですが、喜んでおられたという言葉は聞いております。

以上です。

○古畑委員

そりゃ言葉とすりゃあさ、いただけるもんですからどうもありがとうございましたって、余計なもの送ってきて、なんだこれはとかって苦情はないと、私もそう思うんですけど。

先ほど言ったようにさ、課長ね、やっぱりそっちのほうはさ、人口定着だとかUターン促進だとかっていうのは、やっぱり責務としている課でありますよね。その中でやっぱりこれだけ

の予算をやっぱり使うわけだから、それでやっぱりその成果についてはさ、もう3回、4回目だろう。どうなるか分かりませんっていうところに、やっぱり駄目なんだよ。成果つかみにくい事業っていうのは分かるんだけど、じゃあ事業そのものの見直しをどうするのかと。じゃあ1,500円の送料ってのはやめて、何かギフトカードか何か送って、糸魚川のね、それに糸魚川の地場産品を注文してくださいとかってやったほうがさ、1,500円だっけかなくていいんじゃないですか。商品券だとね、どこで何を買うか分からないので、やっぱりある程度、糸魚川ギフトのやつを送って、その中で5,000円相当に当たるものにつきましては皆さんどうぞってやれば、そんなに金かかんないでしょ1,500円。するとさ、その1,500円分が浮いてくるじゃない。

でさ、最初はコロナ、コロナでさ、みんな大変なんだからっていう頭もあったけどさ、もうさ、事業4回目になるんだからちったあ考えないとね、1,500円の450人分でしょ。やっぱかなり大きいと思うんでね、340万ですか。やることはさ、反対しないけど、やっぱやる限りはある程度の成果だとか、ある程度の見込みだとかっていうものを実績として評価できるものをつくしないと、やっぱ福祉事務所じゃないんだからさ、福祉事務所でさえ、その辺の実績は追いかけてると思うんだよ。

さっきさ課長、分かったようなこと言ってるけども、確かに成果や実績がつかみにくい事業ではありますが、今後も続けていきたいって言いましたよね。あなたさ、ちょっと考え甘いんじゃないですか。そういうことについて、慈善事業をさ、やっていくのがいいことじゃないんだって、行政っていうのはね。等しく市民に対してさ、恩恵というものをあずかるようにしなくちゃいけない。糸魚川代表して行っている若者が生活に苦しんでいるので何とかそれを救援したいって思うんだよね。だから、いずれ故郷に錦を飾ってくれりゃさ、こっちとしてはありがたいですけど、やっぱそういうメッセージ性というものは、ちょっと感じられないね、アンケートだけで。Uターンの実績が伸びたかっていうと全然伸びてないでしょ。逆に去るほうが多い。ということは、事業をやってもまるっきり成果が出てないっていう判断しなきゃ、議会側はね、やっぱそういうふうに判断しなくちゃいけない。明日さ、食べるものがなくて明日にでも死にそうだっていうなら、もうすぐにでも送ってやれとかって思うけどもだ、やっぱその辺の考え方っていうものは、整理しなきゃ、過去やってきたから、いいわ、いいわで続けていくっていう事業の在り方っていうのは、私は問題だと、そう思うんですけどね。いかがですか。

○大西企画課長

まず、お送りするもののギフトカード等のご意見は、ありがとうございます。これから事業を進めていく中で、改めて、そういった案も検討はさせていただきたいなと思っております。

そして今回、考えさせていただいたのは、やはり地場産品ということで、地域の経済も潤うということで、考えさせていただいておりました。またコロナ禍にやったときと、今回やる事業につきましては、少しだけ、意味合いが違っておまして、先ほど松澤がお答えしたように、外に出て行った大学生、専門学生等のつながりを今以上につくっていこうというところがメインの事業になっております。

ですから、古畑委員おっしゃるように、住民生活のセーフティネットのために行うというよりも、関係人口、活動人口を増やしていくところにシフトしていくというところで、ご理解いただきたいと思います。

○古畑委員

あのね、何でもかんでも、その関係人口と言えは済むって思うなよって。こっちが求めているのは、事業に対する実績であり評価なんだよ。だから、それが分かんないような事業なんかさ、継続しちや駄目だよ。

で、課長が今、ご立派なこと言ったけど、それに見合うものの成果はこういうことですかかっていうものを出してこないと。で、地場産品を売ることに、地場産品の業者に対してね、少しはメリットがあるようにって、私も考えましたよ。だから糸魚川産品のギフトでいいんじゃないのって。で、送料の1,500円はさ、それなりにまた違うことに使えばいいじゃないの。だから頭使いな、頭。何でもかんでも継続だからさ、許すと思うなよって。議会もさ、そんな甘くないんで。

でさ、本当にそれで1人でも帰ってくりゃさ、おう効果あったねって認めてあげますけどね、やっぱりその辺の、やっぱりちょっとね、例えば、そこの荷物の中に市長からのメッセージ入れるとかさ、アンケートだけじゃなくて。必ず帰ってきてくださいねとか、故郷に錦を飾りましょうとか、行くところなくなったら帰っておいでも何でもいいじゃん。そういうさ、ふるさとからの便りもつけていくとかね。

やっぱりさ、公務員ってさ、本当に金持ちだと思っただけど。送料1,500円掛ける450人ってやると、我々下々は、ちょっと二の足踏むよね。だったら少しでも軽いものを送って、その分を浮かそうかと思うじゃない。

でだ、ギフトにやって注文すれば、送料は全部商店の皆さんじゃない。だけど与えるイメージっていうのは、こちらの目途としたイメージがちゃんと相手に伝わるでしょう。まあうちらなんか小商い人だからさ、やっぱり少しでも経費を浮かせて、やっぱりメリットほしいと思うんだよ。だからその辺の頭の使い方がさ、行政の皆さんって、少し殿様商売やってるんじゃないですか。企画だからさ、許されると、やっぱり思う。新しい企画だから、少しでも糸魚川を出た若者とさ、縁をつなぎたいって、それはおっしゃることは立派だけど、どうやって縁をつないで、その後どう伸ばしていくかっていうさ、三段論法的な構想がないじゃない。もらってありがとうって、いやあそれで縁がつながるんですかってことだよ。

最近さ、どうも企画課のね、人口減少はさ、もう仕方ないことで減っても当たり前なんですよ。という言葉が目立つんだけど、こっちは1人でも残していただきたいんだよ。その辺を考えてさ、やっぱり進んでいかないとまずいと思うんだけど。ちょっとさ、見直したとか、立ち止まるとか、この事業にどう実績をつくっていくのかっていう、そういうのが全然ないじゃないですか。気持ちだけは伝えて、立派なことに聞こえるけど、それやっぱり駄目なんだってってるんですよ。副市長、どう思いますか。

○井川副市長

やっぱり成果を求めるというのは、当然なんだろうと思っています。

それで、今までコロナ禍で事業を行ったときに、そういった成果の把握がきちっとできていないということは認めざるを得ないというふうに思っています。今回、新たに出身学生との関係を築いて、やっぱり背景には、こちらに帰ってきてほしいという思いは、しっかり伝えなきゃいけないんですけども、先ほどの保坂委員の質問に答弁したとおり、あまりそこが前面に出してしまうと、またそれも逆効果になる可能性もありますので、そこら辺は、今の委員の皆さんの意見を踏まえて、どういうふうにアプローチするか、またアンケートだとか、人の関係を築くかというのは、改めて今日ご意見を伺えましたので、事業の実施に当たっては、参考にさせ

ていただきたいというふうに思います。

それから、送料の関係ですかね。

これもこの資料を見れば、こういうことだというふうに思ってます。それで例えば、ギフトカードみたいな形も、先ほどの課長の答弁では、そこもちょっと検討するというふうにさせていただきましたので、今日は形としてはこうやって提案させていただいてますが、今一度より効果の出るような事業実施を検討させていただいた上で、お認めいただければありがたいというふうに思います。

以上です。

○古畑委員

やっぱりさ、指摘されてから見直すのではなくて、このやっぱり国からの交付金だってさ、110万円ですか、送料で全部消えてますよね。それをやっぱりさ、金の使い方、予算の使い方がちょっと甘すぎますね、あなた方。もう少し、じゃあどうする、給料を下げる、報酬を。ああ、給料を。ちょっと生活の苦しみつてものをさ、皆さんもっと味わってくださいよ。もう人の金だと思って、ジャンスカ、ジャンスカ。

ギフトの本だって、少し厚いから重たいね、あれ。だから、インターネットで見てくださいにすればいいじゃない。だから、メッセージとアンケートと、そういうのを送って、なお、糸魚川市では、皆さんの生活の足しになるように、支援制度をつくりますと。で、それについては、糸魚川市のホームページを見てください。で、その中において、5,000円相当、何というか、ご希望の品を送ってくださいって。それはいくつかのセットにしたっていいじゃない。さっき言った米セットでもさ、山菜セットでも、肉セットでも、肉取れるのかね、糸魚川は。まあそういうことも含めてさ、ちゃんとすりゃあどうでしょうかと。これはもう、あれですか、もう答弁はいらないけど、これしつこく意見を言わせてもらいましたんで、全然成果が出てこないとか、また来年も同じことを考えていくっていうと、ちょっと考え方を改めてないかと。首をすくめて俺の発言が終わるのを待ってりゃいいっていうだけにしか過ぎない。あのね、行政は多いから。何回言って、その場で謝ったって、全然直ってこないっていうのはいっぱいあるんですからね。今回に限ったことじゃないけどね。

大西課長ね、私ね、本当に糸魚川の人口さ、危ないと思うんですよ。1人でもやっぱり残ってほしいし、帰ってきてほしいし、残ってもほしいと思うんだよ。だから、残ってもらった人にも恩恵があるような事業を展開してくれって、もう何十年も言ってきたんだ、こっちは。一つもやってないじゃないか。目に見えたって仕方がない、人口が少なくなったって仕方がないでしょう。これは何のためにやるのかって、人口対策でしょう。困った学生を救済するのが目的じゃないんだ。救済することによって地元に戻って来てもらう施策としてやりたいんだよ。そこの整理がおかしいだろう、順番論が。なぜ企画課でそれをやるのかなんだよ。そこの認識をもっと、入れなきゃ駄目。まあいいか、長くなったので、やめますけど、それ強く言います。

○保坂委員

今の古畑委員のご指摘も当然かなと思うんですけど、そうであれば、もうちょっと正直に、さっき私ちょっとオブラート巻いたんですけど、正直に関係人口ということで、基礎情報を学生と行政の基礎情報を確立するための、私は事業であるかなというふうに思っております。

個人情報扱い、非常に難しい面もありますんで、やはり保護者並びに学生さんの情報として、行政が把握できる一つのツールとして、こういう物価高騰という入口から支援していくつ

ということで、その関係をつくる、そういう構築をするためには、ほかの民間企業なんかいろんな商品配って、アンケート取って、個人情報を取るっていうやり方をしてるので、それぐらいお金かけてやってます。だから、そういった部分で450名の基礎情報を得るんだっていうところを、私ちょっとごめんなさい、さっきオブラートに巻いたんですけども、そういう趣旨もちゃんとあって、出身の学生さんについてはしっかり把握をしながら、進路についても適宜、相談乗っていくぐらいの、そういう部分での活用する情報の、言葉悪いですけど、情報を獲得していく意味と、あと学生さんへの支援、保護者の負担軽減というところでやらせてもらうということを逆に明確にうたったほうが、逆に誤解がなくていいかなと、今聞いてて思いましたので、そういったところの考え方でよろしいでしょうか。いかがでしょうか。

○大西企画課長

今委員おっしゃるように、この事業の目的を明確にしながら、情報を取っていききたいなと思っております。

取る情報につきましては、やはり改めて検討させていただきたいと思いますが、やはりなかなか、突っ込んだところまでは取りきれないところもあると思います。取る情報の中には、学生が学んでいる学部、学科等も取る予定にしておりますので、そういったところから、糸魚川に対してどのような貢献ができるか、帰ってこられるかということは、検討させていただきたいと思います。ありがとうございました。

○保坂委員

あと古畑委員からご指摘あった、LINE等での宣伝についても、漫然とやるとなかなか拾ってもらえないので、こういう機会を通して、糸魚川がやってる事業についても、LINEを通じて、市のアプローチかけてもらったら、きちんとその情報がいくような、そういう情報網の構築も一応考えてやっていただきたいと思います。ぜひお願いいたします。

○近藤委員

一点だけお願いします。

対象者なんです、人数の中に約450名、令和4年から令和7年度卒業者数に、過去実績の申請とあるんですが、まあこれ見ると、令和4年から令和7年という、なんか縛りに見えるんですが、それ以前に卒業した方で、まだ大学院に行ってる方、それとお医者さんの大学、まあ6年制です。あと留年された方というの、含まれてるんでしょうか。

○松澤係長

今ご指摘いただきました、年齢というよりは、学生に在籍しておられれば対象にする予定で考えております。先ほどの450名というのは、算出根拠として、これまでの卒業者数や申請実績を掛けた上で、450を出させていただいたという説明でございます。

以上です。

[「ちょっといい」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

古畑委員。

○古畑委員

今のやり取りでさ、これ、専門学校生とかそういうのは数えてないの。あくまでも4年制の大学生と。で、2年だから専門学校とか行ってる人が生活苦しくても、見捨てるってことだね。

○松澤係長

説明が不足して申し訳ございません。

高校卒業後の大学生、専門学校生、大学院生を対象としております。

以上です。

○古畑委員

やっぱりね、最初にそれを言っておかないと、やっぱり誤解されますよね。

これ大学生だけに対する支援制度なのかってなってしまうんで、この事業名つけるときもさ、やっぱりもっと気を使いなさいよ。もううちの子、専門学校だわって、だから当てはまらないんだわとかって思っちゃうでしょ。

さらにさ、アンケートも大事だけどさ、もうこっちの就職情報も一緒に送んな。で、ぜひ働いてみませんかって、帰ってきませんかとかって。例えば、夏だとかお正月にさ、就職説明会やるから参加してくださいとか。あの手この手使ってね、やっぱり糸魚川をPRして、少しでも帰ってきたいとかって思う。あのね、お子さんがね、じゃあ糸魚川に帰ってきたいって言うと、親がやめろって言うんだよ。糸魚川帰ってきたって駄目だわねとかってなる。だからさ、親御さんにも少し点数取れるように、よろしくお願いします。

○阿部委員長

ほかにご質疑ございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

ご質疑なしと認め、議案第85号のうち、企画課関係の部分についての質疑を終結いたします。

<財政課関係>

○阿部委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、財政課関係の付託案件審査を行います。

議案第85号、令和8年度糸魚川市一般会計補正予算（第2号）で、当委員会に分割付託となりました関係部分のうち、財政課の関係部分を議題といたします。

担当課の説明を求めます。

○塚田財政課長

よろしくお願いします。

財政課の補正予算について、歳出から説明させていただきます。

予算書の12・13ページをご覧ください。

中段、2款1項10目諸費の1国・県支出金等過年度返還金は、令和7年度までに交付された負担金・補助金等について、実績に応じて国・県に返還するものでございます。財源は、全額一般財源です。

続いて、歳入について説明いたします。

8・9ページをご覧ください。

下段の19款1項1目基金繰入金は、歳出2款の庁舎整備事業に係る財源変更に伴い、減額変更するものでございます。

10・11ページをご覧ください。

20款繰越金は、所要の一般財源として、繰越金を計上しております。22款市債は、歳出の各事業に対応した、市債の追加及び増額変更でございます。

ページ戻って、4ページをお願いいたします。

第2表、地方債の補正につきまして、上段の1、地方債の追加は、表中の4事業について、記載のとおり、地方債を追加したいものであり、下段の2、地方債の変更は、表中の3事業について、それぞれ記載のとおり、増額変更したいものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○阿部委員長

説明が終わりましたので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

○松尾委員

4ページですね、地方債の補正について、ちょっと伺います。

地方債の追加ということで、先ほど総務課のほうで、公用自動車整備事業ということで、520万というのが上がってきてまして、これまあ当初は、一般財源であったと。で、何を申し上げたいかっていうと、約520万、あるいは、その下の公営住宅除去事業670万、あるいは過年度鉄道施設災害復旧事業290万。これらみんな優良債なのかどうかは、まあ、別としまして、これだけの、わずかな金額っていうとあれですけども、このような金額で、あえて、それは優良債だからといって、国から7割負担してもらうんだというような、のでもってやっているとしたらですね、私、金利を払うだけもったいないなと。

何を言いたいかっていうと、会計課の、いわゆる普通通帳にある金額、これ相当な金額がありますよね。で、借金をしてまで、優良債だからといって、こういう低額なものをやるってのは、私はもったいないなというふうに単純に思うんですけども、その辺、財政課のほうとしてはどうなのかなと、まず考え方をお聞きしたいと思います。

○塚田財政課長

委員ご指摘の点につきましては、私どもは十分承知して、対応させていただいております。

今回、起債を充てさせてもらったところにつきましては、当然ながら、優良債というところで、交付税措置もされている起債を充てさせていただいております。ただし、今後の金利の上昇傾向、その辺を鑑みますと、おっしゃるとおり、あまり貯蓄として持っているよりも、むしろ少額であれば、借りずとも、もう一括で支払ったほうがいいんじゃないかというお考えももちろん出てくるかと思います。それにつきましては、またケースバイケース、状況に応じて、対応はさせていただきたいと考えております。まず今回の補正につきましては、やはり少し、交付税措置というところで、国からの措置もあるものですから、起債はさせていただきたいと考えております。

○松尾委員

これについては、もう既にこういうふうな形で出てきてますので、反対はしませんが、ただ考え方として、私、実は疑問に思うのは、財政課は、こういう起債とか支払うこと、あるいは、企画の、いわゆる市の政策の中でもって、どうやって金を使うかっていうことでもって、まあ一生懸命ですけども、入ってくる、あるいは、実際に会計課のほうでどのぐらいのお金があるのかっていうことを、あまり確認してないんじゃないかなと、その辺、協議されてますか。

○塚田財政課長

今年度に入りまして、一般質問の中でもご指摘をいただいた点もあります。

会計課としても、貯蓄といいますか、基金として持っている財産もございますし、逐一、その運用につきましては、定期預金だとか、また短期の国債だとか、そういった運用を本格的に開始しております。

そういった情報につきましては、財政課、また特別会計におきましては、担当課がございますので、そういった関係課と連携を取りながら、財産の運用といいますか、そういうほうに回せる分につきましては、各課で情報を共有しながら、進めているところでございます。

○松尾委員

かつて高度成長のときとか、あるいはバブル経済とか、様々な事業をするに当たって、国から優良債があるということを、積極的に使って国から財源を獲得するっていうのは、私は非常に自治体としては当然の、何ていいますかね、考え方でいいと思うんですけど、ただ今こういうふうな時代に入ってきて、で、糸魚川市そのものは、私は、結構、借入れも、だいぶ減ってきた。そして数字的には非常に良くなってきた。だけど、これからもやっぱり事業をしていかなきゃならないということを考えたときに、今現状良くなってきた中でですね、金利も上がりつつあるということを考えたときに、いやいくら優良債だからつって、借金して金利を払うよりもですね、今回のこの7年度の返済金額を見てもですね、利息だけでもって1億何千万でしょ、利息だけで。もったいないですよ。で、500万だとか600万だとか、もう常時、普通預金にあるわけですから、こういうのはね、優良債だからといって、それを使わんでも、別のところでもって、私は優良債を使うべきだと。結局市の優良債の枠ってのは決まってるわけでしょ。ですから、それをもう少し有効活用するには、こういうところで無駄な金利を払うんじゃないかと、もっと違う形でやるべきじゃないですかということなんですが、副市長は、どのようにお考えですか。

○井川副市長

起債を起こす、起こさないという判断は、基本的には財政課でやっておりますけども、今の金利の状況を見て、確かに松尾委員おっしゃるとおり、一般財源で払うという方法もあるかと思います。これは今回上げさせていただいたのは、そういったものを計算しながら、有利なほうで上げさせていただいておりますが、今後については、今の状況で、やはりその都度しっかり判断をして、後の時代といいますか、後に財政負担を残さないような形で対応したいというふうに考えております。

○松尾委員

今、答弁いただいたんで、今後はですね、これについては、もうこのような形で、出ます、先ほど申し上げましたので。だけど、今後はやっぱりそういうものに対しても敏感になるべきだと。私、先ほど古畑議員のですね、郵送料云々っていう、あれもやっぱり、なるほど確かにそうだよなというふうに思うだけに、もう少しそういった支出というものについて敏感になるべきだというふうに思います。

以上です。

○阿部委員長

ほかにご質疑。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

ご質疑なしと認め、議案第85号のうち、財政課の関係部分についての質疑を終結いたします。

＜地域協働課関係＞

○阿部委員長

次に、議案第85号、令和8年度糸魚川市一般会計補正予算（第2号）で、当委員会に分割付託となりました関係部分のうち、地域協働課の関係部分を議題といたします。

担当課の説明を求めます。

○内山地域協働課長

議案書16、17ページをご覧ください。

11款3項1目の1、鉄道施設災害復旧事業につきましては、お手元配付の資料No.1をご覧ください。

本案件につきましては、昨年度、建設産業常任委員会において、報告させていただきましたが、改めて経緯を含めてご報告させていただきます。昨年9月3日の直江津地区の豪雨により、直江津変電所及び直江津駅構内が冠水しました。被災状況につきましては、3ページをご覧ください。

直江津変電所の重要性に記載のとおり、当該変電所につきましては、トキ鉄やJ R貨物、J R東日本の列車運行に電力を供給しているほか、信号通信等の電力も供給しており、早急な復旧が必要となったため、今回、応急復旧を行ったものであります。

1ページにお戻りください。

1の補正理由としましては、応急復旧工事を行った後、運行については復旧しましたが、災害復旧の適用が可能かどうか、国と協議を続けてきたところ、今年度、国の災害復旧補助金の内示があり、3、事業費に示す（2）費用負担内訳のとおり、県及び沿線3市で、国と同額の負担が必要となり、（3）で示す、当市の負担分を今回補正計上させていただいたものであります。5、財源には、災害復旧事業債を充当し、次のページをご覧ください。

6の応急復旧及び今後のスケジュールにつきましては、既に応急復旧については、完了し、通常運行を行っておりますが、本復旧につきましては、元々計画をしていました、変電所の更新工事計画を前倒して実施することで対応してまいります。

説明については、以上です。

○阿部委員長

説明が終わりましたので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

○古畑委員

これだけの金をかけてね、変電所を復活させるんだけど、これさ、J R貨物からは何ももらわないんですか。

○内山地域協働課長

J R貨物からも貨物調整金という形で、ここの変電所の部分の一部について、負担してもらえます。ただ、後年度になるものですから、この復旧工事については国の補助金を使って、復旧をするという形で行っております。

○古畑委員

後年度にという意味が分かんない。

これが復旧した後に、金くれるってこと。

○内山地域協働課長

今回の部分は、あくまでも応急復旧の部分でありまして、応急復旧の部分、災害復旧の部分に関しては、国の補助金を使って行くと。で、本復旧の部分、元々更新計画ありましたので、その部分に関しては、貨物調整金の中で、その部分の費用が後年度に入ってくるという形になります。

○古畑委員

貨物調整金ってのは、大体、幾らぐらいなんですか。

○内山地域協働課長

すいません。この変電所に係る部分の細かな内訳っていうのが、ちょっと今率は分からないんですけども、全体で20億ぐらいの線路使用料が毎年入ってきております。

○古畑委員

それは線路使用料だろ。今回の復旧だとか、本工事に対して、J R 貨物のほうは、お金を、いわゆる負担するのかって聞いているわけだ。使用料について聞いているわけじゃないんだよ。

○内山地域協働課長

今の先ほど申しあげました線路使用料については、全体の金額、貨物を通過する部分の金額で20億ぐらいということなんですけども、基本的には、設備の部分については、85%が貨物調整金で入ってくるということになっておりますので、かかった金額、本設の金額は、これから設計をして、トータル幾らになるかという金額が出てきますけども、これの85%は貨物調整金で入ってくるというふうに考えております。

○古畑委員

災害復旧に対して、85%持つっていうんじゃないんだろう。今ある使用料が約20億円で、その出してる金が20%っていうことなの。それとも20%の予算は後からつけてよこすってこと。別にくれるってこと、使用料とはほかに。それどうなんですか。

○室橋主査

補足させていただきますが、資料No.1の1ページの3の事業費の中ほどに、費用負担内訳とございます。その中で、災害復旧補助金としまして、国と県と市、それぞれ4分の1ずつ出して、2分の1が行政負担ということで、トキ鉄負担2分の1とありますが、その下にトキ鉄負担の1億1,250万のうち線路使用料及び保険金充当で、それが軽減されるということで、この内訳もいろいろあるんですけども、この仮復旧の部分についても線路使用料は入ってまいります。以上です。

○古畑委員

線路使用料の20億円っていうのは、毎年もらえるんでしょう。この災害のために使用料が10%のやつを20%にするっていう意味じゃないんだよね。毎年20億入ってくるんだらう。何も増えてないじゃない。

私が聞いているのはさ、この直江津、親不知間というのはさ、電化していかなくちゃいけないし、何回も言ってきたけど、その線路を支える、今度、基盤というんだけどさ、そこだって、あのね、要するに高速道路並みの耐震性がないとさ、20両も30両も走っていくような貨物列車なんか支えられるわけじゃないんだよ。で、それを今度、何ていうのかな、品質管理をしていかな

くちやいけないんだよね。体制をやっぱある程度、基盤維持っていうことをしていかなくちやいけない。でだ、さらに電気を使うのなんて貨物しかないでしょ。

要らないんだって、糸魚川市は、変電所。家庭用の電源さえあればね。電気をつけるだけですから。あのさ、糸魚川市にとって不必要なもんなんだから、J R 貨物にさ、これ全部やらせなさいよ。何回も言ってるけど、糸魚川が J R 貨物から線路を借りて走らせりゃいいんだよ。この負担金というのはものすごい金額になってくるんで、トキ鉄もさ、線路の保線ということを考えていくと、ものすごい金額、毎年毎年払っていくんで。もういいじゃん、J R 貨物にさ、線路貸してくださいっていうふうにしてしまえば。

だいたいね、国だって並行在来線どうのこうのって、偉そうなこと言っておいて、全然、並行じゃないじゃん。糸魚川市は、やっぱりその建築のときに、まあ、そのときのメンバーだったんだけど、やっぱりさ、国に騙されたんだ、本当に。並行している在来線は、上下分離して民間やるよって、いいですかって、いいですよって言った。直江津まではって。じゃあ一番最初は上越妙高駅は、なかったんだよ。糸魚川に全部集結する考え方もあったんだから、それはまあ分かったんだけど、途中で上越妙高駅っていうのがさ、出てきたんだよ。それで計画が全部変わってきたんだから。

でだ、並行在来線じゃないって、何回も言ってるじゃん。だから計画の見直しを求めるべきだと思うし、J R だってさ、もう 1 回経営再開すればいいんだって。大糸線から手引くって言うてる場合じゃないぞって。そこはやっぱり強く言ってほしいと思うんだけど、内山課長強く言ってください。いかがですか。

○内山地域協働課長

これまでもご指摘をいただいております、その旨を持って、この度、国にも要望に行ってまいりました。市長を中心に、今回の地方のローカル鉄道の考え方について、国に対して要望をしてきたところでございます。要望したからというところはあるんですけども、いずれにしても、地方の自治体の考え方を国に伝えるということはさせていただきましたので、今後の議論、これから入ってきますけれども、そういった中でも生かしていきたいと思います。

先ほど、すいません、私、回りくどい言い方してしまいましたけども、3 の事業費のトキ鉄負担 1 億 1,250 万、このうちの 8,000 万ぐらいは貨物調整金、線路使用料として入ってくる形になります。この辺の負担が J R 貨物に全部というところは、なかなか国の法律になっていますので、難しいところはあるんですけども、引き続き国に要望をして、これは私どもだけではなくて、全国の自治体もそうですので、合わせて国に対して要望してまいりたいというふうに考えております。

○古畑委員

大糸線もそうだけどさ、このトキ鉄が、元、走っていたのはさ、北陸本線なんだよ。枝線じゃないんで。この背骨、断ち切れるものだったら切ってみろって。トンネルだって全部造ってきたんだよ。ただその維持管理費が莫大なんだよ。

でだ、やっぱり国に対してさ、地方に対するローカル、うちらが手を上げたらどうすんですか。トキ鉄がやめるっていったらどうするんですかってことだね。誰が面倒見るのって。なくて一番困るのはさ、J R 貨物なんだよ。使用頻度も非常に高いし、彼らが走らせるための、さっきから何回も言ってるように、全部、保線っていうかね、電化も全部含めてやらなくちゃいけないんだよ。だから見直せって、国に対して。これ見直していただいて、いわゆるトキ鉄

が安定経営できるようにしてほしい。この電化のあれについたって、糸魚川市は何にも使っていないんですけど。まあしょうがないから今回は出すけど、この次から考えてくださいねって。電気を使っているとこから金取ってくださいよって。直さなきゃ困るところからどうぞって。で、トキ鉄は、おたく大家でしょって。ＪＲ貨物は借りてるんでしょって言うてくるから、だったらＪＲ貨物の経営にしてくださいよって。ＪＲ貨物から、うちら線路使用料払いますんで、１両の電車を１日何本か走らせてくれるだけでいいって、やればいい。

地方、ちょっとしたたかにならないと生きていけないよ、この交通政策だって、みんな。打ち切りだとか、バス展開だとか、そんなことしか言っていないんじゃないか、根本的に。で、赤字の部分は、全部さ、地方の市町村に預けようっていう魂胆なんだろう。

ＪＲ西日本は、うちではもう経営ですから、民間ですからって言いだすんだよ。あんだけ公共性が高いっていうことでさ、いろいろ補助金出したり、復旧工事とかの事業費を出させておきながらだよ、今さら何言ってるんだって、言ってやってください、力いっぱいね。

内山課長、期待してますんで、よろしく願いいたします。一歩も引かないです。

○松尾委員

今古畑議員の質問を聞きながら、ちょっと私も気になったんですけども、先ほどこの１億２,５００万のうちＪＲ貨物が８,０００万と言いましたか。約８,０００万。で、率的には何%かちょっと今計算してないけども、要は、トキ鉄と、それからＪＲ貨物とのいろいろな取決めの中に、例えば、災害、今回のと違って、地滑りで線路がどうだとか、こうだとか、ひっくり返ったとか、何とかがって、そういうような災害時のときの、いわゆる負担。その率についても、約大体８０%ぐらいなんですか。それちょっと、何か取決めあるんだろうと思うんですけど、ちょっと確認の意味で、聞きたいんですが。

○内山地域協働課長

災害のあった施設にもよると思うんですけども、その貨物の度合いの部分ですね。そういったところもあると思いますが、基本的には、設備の８５%っていうのは、お聞きしております。

その度合いについても、今回、ＪＲ貨物とも協議した結果、今回この率ということで、実際、７０%ぐらいにはなっていると思います。１億１,２５０万に対して８,０００万程度ということで、保険の効く、保険の効かないとか、細かな部分もいっぱいあったもんですから、ちょっと調整に時間はかかったんですけども、結果として、国の災害復旧補助金が使えて、ＪＲ貨物それから保険の関係についても、８,０００万程度、この１億１,２５０万のうち、戻ってくるというような結果になっているということでございます。

○松尾委員

そうすると、今のお話を聞いている限りでは、災害の度合いとか、内容によって、絶えずまあ、それは動くっていうことなんだね。はい。分かりました。

○阿部委員長

ほかにご質疑、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

ご質疑なしと認め、議案第８５号のうち、地域協働課の関係部分についての質疑を終結いたします。

＜こども家庭課関係＞

○阿部委員長

次に、議案第85号、令和8年度糸魚川市一般会計補正予算（第2号）で、当委員会に分割付託となりました関係部分のうち、こども家庭課の関係部分を議題といたします。

担当課の説明を求めます。

○室橋こども家庭課長

それではご説明をいたします。

予算書の12、13ページをお願いいたします。

12、13ページ下段のほうになります。3款2項2目子育て支援費の63子育て世帯応援手当費（物価高騰対策）は、内容につきましては、次の14、15ページになりますけれども、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、子育て世帯の家計負担軽減を図るため、児童1人当たり5,000円を支給するものであります。令和8年11月分の児童手当の支給対象児童と、11月1日から来年3月31日までの出生及び転入の児童が対象となります。11月分の児童手当を市から受ける方は申請不要ですが、公務員世帯、また11月以降の出生及び転入の児童については、申請が必要となります。なお支給時期については、申請不要となる市から児童手当を受給している世帯には年内に支給し、申請が必要となる方は、1月以降、随時支給をいたします。

16、17ページをお願いいたします。

10款5項1目学校給食費の61学校給食費軽減事業（物価高騰対策）は、物価の上昇が続いていることにより、学校給食に係る食材費も増加をしております。このことにより、食材費が不足することから、追加をするものでありまして、10月分から1食当たり30円を増額したいものであります。これにより、食材費の1食当たりの単価は、小学校では370円。中学校では430円となります。なお、この食材費の増額により、教職員には給食費として増額分を追加して負担を求めますが、児童生徒分につきましては、今年度中は給食費を据え置くこととし、保護者に追加の負担を求めないことといたします。

次に、6項1目幼稚園管理費の6幼稚園管理費は、今年度予定しておりました、田沢幼稚園のトイレ洋式化工事について、財源変更を行うものであります。

説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○阿部委員長

説明が終わりましたので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

○保坂委員

16、17ページ、学校給食の61番で、この内容については、物価高騰対策で問題ないんですけど、先ほどのちょっと言葉尻捉えて申し訳ないんですけど、今年度中は据置きっていうことだったんですが、もう来年度に向けては、この物価高騰のあおりを受けて、ちょっと値上げっていう意味で受け止めてしまったんですが、そういうことなんですか。

○室橋こども家庭課長

この後、休憩中の報告の中で、資料もご提示してご説明をさせていただきたいと思っておりますが、来年度に向けて、給食費負担の増額ということを検討させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○松尾委員

今の先ほどと、ちょっと同じような質問で申し訳ないですけど、17ページのですね、事業No. 6、幼稚園管理費の財源変更ということで、10万円の事業債と。これまあ、10万円、なんでなんだろうと。おそらく優良債なのかどうか分かりませんが、僅かな金額でちょっと疑問に思うんですけど、これどういう、なんでこうなったんですか。

○能登係長

今年度、幼稚園管理費におきまして、青海幼稚園と田沢幼稚園のトイレの洋式化工事を予定しておりました。今年度に入りまして、それぞれ全体経費の4%ほどずつが上昇しておりまして、その工事費の増額によりまして、財源につきましても、極力優良なものということで、今回10万円の財源は変更させていただいているということでございます。

以上です。

○松尾委員

まあ10万円の金利なんて、たいした金額じゃないと思いますけどね。

なんでこういうやり方をするんだろうかなと。それは優良かもしれないけど、こういうものに関して、今後ね、やっぱり考えるべきだと私は思いますけども、もう一度副市長にお聞きしますけど、副市長どうですか。

○井川副市長

先ほど別の項目で、松尾委員にお答えしましたとおり、一般財源で対応できるもの、今後の利上げ等も含めて、対応できるものはそのようにしていきたいというふうに思っています。後年度の負担になるような形は、できるだけ避けていきたいというふうに考えております。

今回については、これでお認めいただければと思います。

○近藤委員

よろしくお願いします。

今の16、17ページのトイレなんですが、この洋式化、これがあと残り、和式のトイレはどれくらいあるんですか。

○能登係長

今回、両園とも今回の改修によりまして、半数程度、洋式化を終えることになります。

具体の個数につきましては、それぞれ幼稚園で約4基ずつ、まだ和式の便座が残っているというような状況でございます。

以上です。

○近藤委員

まあ今、大体一般家庭では、もう既に洋式になっています。和式のトイレ、子供たち嫌がつている子もかなりいまして、また、洋式と和式、比べると、汚れる頻度が多いのが、和式トイレと言われています。洋式のほうは、若干、汚れる頻度が少ないと言われてるんで、なるべくだったら、洋式に移行するよう、お願いしたいと思うんですが、全ての保育園を終わるのは、いつ頃になるんでしょうか。

○室橋こども家庭課長

私どもも、トイレの洋式化を進めていきたいと考えております。

若干園の部分で、一部遅れているところはございますが、今後また園の適正配置といったも

のも勘案する中で、なるべく早期に、今の段階でいつまでにとすることは、なかなか申し上げられませんけれども、なるべく早期に改修を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○阿部委員長

ほかによろしいでしょうか。

今の件で一点、私からも今後、改修いろいろ入っていくと思うんですけれども、やはり今の話聞くと、田沢幼稚園、青海幼稚園両方とも改修するようなことになるんですかね。

○能登係長

トイレの洋式化につきましては、青海幼稚園と田沢幼稚園の両園で入る予定にしております。

以上です。

○阿部委員長

今後、学校の統合によって、田沢幼稚園に、多分、集約されていくような流れが、学校教育課のほうの資料では出てくるんですけれども、そういったところの統廃合も見据えた改修のお金のかけ方っていうものの考え方も重要だと思うんですけれども、そこら辺については、ちょっとずれるかもしれないんですけれども。

○室橋こども家庭課長

先ほども私、答弁申し上げましたとおり、洋式化は進めていかなければならないと思っております。ただ、今後、見据えられる、そういった園の適正配置といったところも考えながら、直すべきところを直していくという考え方で進めていきたいと思っております。

○井川副市長

今、室橋課長が答弁したとおりなんですが、補足しますと、例えば、統合先の園が決まったとして、そちらだけ直して、違う園は直さないということでは、在籍している園児にやっぱり不都合になりますので、そのバランスを見ながらしっかり対応させていただきたいと思います。

○阿部委員長

よろしいですかね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

ご質疑なしと認め、議案第85号のうち、こども家庭課の関係部分についての質疑を終結いたします。

＜学校教育課関係＞

○阿部委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、学校教育課関係の付託案件審査を行います。

議案第85号、令和8年度糸魚川市一般会計補正予算（第2号）で、当委員会に分割付託となりました関係部分のうち、学校教育課の関係部分を議題といたします。

担当課の説明を求めます。

○渡邊学校教育課長

補正予算の説明をします。予算書16、17ページをお願いします。

10款1項1目教育委員会費、32教育相談センター整備事業は、糸魚川市教育相談センターの移転整備に必要な予算を増額するものであります。糸魚川市教育相談センターの旧なでしこへの移転については、今年5月の市議会総務文教常任委員会において、休憩中の報告ではありましたが、移転に向けて具体的な検討に入ること、必要な経費については、9月市議会で補正予算案として提出したい旨をご説明したところであります。

学校教育課資料No. 1－1をご覧ください。

糸魚川市教育相談センターにつきましては、令和6年の能登半島地震で被災し、施設が使用できなくなったため、現在、市民図書館の3階で運営しておりますが、糸魚川総合病院併設の旧介護老人保健施設なでしこへ、移転したいため必要な改修費用について、予算の増額をするものであります。なお、施設の所有者は、新潟県厚生農業協同組合連合会であることから、厚生連が改修工事を行い、その費用を負担金として、厚生連に支出するものであります。

2の整備内容ですが、資料No. 1－2をご覧ください。

色が塗られている部分が使用範囲となります。使用面積は、356.62平方メートルで、相談室、事務室、学習室、教科書センター、トイレと、ほかに駐車場です。

資料No. 1－1にお戻りください。

3の工事概要ですが、元々、介護老人保健施設であったため、内装改修を行いたいと考えております。具体的には、各部屋に設置されているナースコール、ベッドごとの個別カーテンレールなどの撤去、壁紙張替えなどの内装工事や、各部屋の照明がこれまでの施設の性質上、暗めの照度になっているため、事務室や学習室として照度を上げるための照明機器の増設、引き戸の交換、ミニキッチンの設置、男子トイレ、小便器の修繕です。また、旧なでしこは、現在病院用途となっておりますが、児童福祉施設用途となる教育相談センターとの境には、建築基準法上、防火区画が必要になるため、防火区画両開き扉の設置を行います。4の予算につきましては、この工事に係る負担金として、3,200万円を補正予算として増額したいものです。5の財源につきましては、教育相談センター整備事業債で3,200万円を見込んでおります。また、地方交付税として、この事業債に対し、70%が交付されることとなっております。6の供用開始時期については、令和9年4月1日を予定しており、設置条例の改正議案は、12月市議会定例会に提出したいと考えております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○阿部委員長

説明が終わりましたので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

○松尾委員

工事概要は、このように記載されてるわけですが、予算が3,200万と。例えば、内装工事がどのくらいなのか、照明器具増設がどのくらいなのかっていう、せめても、その概算でもいいから数字があればですね、分かりやすいんですけども、これ予算ですので、やっぱりその辺の数字が必要じゃないかなと私は思いますけども。

〔「ちょっと、雑駁すぎるね」と呼ぶ者あり〕

〔「おーい、誰、答えるの」と呼ぶ者あり〕

○阿部委員長

仲谷補佐。

○仲谷課長補佐

申し訳ありません、ご指摘ありがとうございます。

確かに議員言われるように、少し内訳が、説明させていただければと思います。

今概算ということで、お聞きいただければと思います。この金額、税抜きで考えますと、大体2,800万か2,900万ぐらいになるんですが、その内の大きなものとしては、やはり建築工事が大きいものであります。そこで、およそ1,360万ほどです。電気工事で、540万ほど、機械設備工事で1,280万ほど、通信設備工事で65万、あと共通の仮設費、現場管理費、一般管理費等を入れまして、500万ほどになりますでしょうか、ちょっと足してみないと何とも言えません、申し訳ありません。

大きなものでいうと、やはり建築工事費が半分近くを占めているというところであります。申し訳ありません。

以上です。

○松尾委員

今の説明でもね、やっぱり分かりづらい。例えばここにね、工事概要が列記されているだけに、例えば、照明器具増設で幾らと。あるいはミニキッチン設置で幾らだと。それから、両開き扉設置ってのは、ここに書いてあって、ここには書いてないんですけど、そういったですね、項目が書いてあるにも関わらず、金額が書いてないっていうのが、非常に分かりにくいっていうことを言ってるんで、今の数字は大まかな数字でしょ。これせつかくね、5項目も6項目も工事概要と書いてあるんだったら、これについては、概算でもいいから、幾らとやることによって、ああ3,200万は妥当なのかと、こう見るわけですよ。

補正の、我々、審議してるんで、やはりただ項目だけ書いてね、総額で3,200万では、あまりにも雑な資料だと私は思いますけども、今これ出してくれっていつても、分からないんですよ、じゃあ。それではね、分かるの、分からないんですよ。時間が欲しい。

あの、やっぱりね、これ皆さんの課だけじゃなくて、たまにこういうのあるんですよ。これをね、審議せえっていつてもね、じゃあ本当にこれで妥当な金額なのかと。例えば、項目によってはですね、ある課がですね、出してきたものに対して、ちょっとこれ高いんじゃないのかっていうのが出てくるわけですよ。

ですから、この資料では、私は非常に不親切だと思いますが、副市長どうですか。

○井川副市長

ご指摘、ごもっともだというふうに思ってます。

ただですね、それぞれの項目、例えば、工事を、建築、電気、それから機械ですかね、それを別々に発注する場合あるんですけども、それを全て明らかにしてしまったときに、全部オープンになってしまうんで、出していいかどうかという、ちょっとこちらの検討も必要なんですけど、今回、今その部分は、ちょっと確認をさせていただいて、今、口頭でも説明申し上げたので、資料として、提出、もし、お時間いただければ、させていただければというふうに考えておりますが。

○松尾委員

まあ、ほかの委員はね、どのように捉えてるか分かりません。

ただやっぱりちょっと突っ込んだことになると、業者間の関係でまずいっていう、そこまですは聞きたくないんですよ。ただこうやって列記されてるだけに、これについてはどうなん

だっていう質問ぐらいはしたいわけです。

○仲谷課長補佐

ご意見ありがとうございました。

今、私どものほうで、今大まかお伝えできる部分、今、少なくとも列記させていただいた部分の数字については、まとめさせていただいて、お示しをさせていただきたいと思いますが、どのタイミングでお示しさせていただければいいですか。

○松尾委員

議事の関係で、後でもいいんですよ。

○阿部委員長

今そのまま審査を進めさせていただいて、その間にご用意いただけますでしょうか。

[「いやいや、ちょっと休憩」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

暫時休憩いたします。

<休憩>

○阿部委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

じゃあ、そのようによろしく願いいたします。

ほかにご質疑ございますでしょうか。

○古畑委員

これはもう、大変ね、この広いスペースの本当にへりっというか、一画を使ったりするんですね。それで何か扉も全部造って、防火扉は全部造っていかなくちゃいけないということで、このほかのエリアに対しては、行ったり来たりできるんですか。それとも立入禁止で、ここの場所、このオレンジ色に塗ったところ限定に、それ以外はもう行き来しても駄目なのかな。どうなんですかね。

○仲谷課長補佐

今図面で色が塗っているところをお借りすることにしておりますが、今赤いところで防火区画壁を入れております。その中は自由に動くことができるかなというふうに思っておりますが、それ以降のスペースについては、通常は行き来をしないということを想定しております。

以上です。

○古畑委員

この防火扉をさ、いずれもこっちの中にさ、吹き抜けのあるほうに、広いほうには行けないようになってるんだけど、ほかのところを見るとさ、いくらでも、何だ、つながってるっていうか、行けると思うんだけど、ここにもじゃあ、行けないように壁を張るってことかな。

○仲谷課長補佐

大きく行けないところは、今ご説明した赤い防火扉のところですが、当然色の塗ってないところも行き来ができるということをお話させていただきました。

実際に子供たちが入ったときに、また違うお部屋に入ったりということでも困るので。かといって大きな壁を造ることは想定していませんが、パーティション等で子どもたちの使うエリ

アを区切って使いたいというふうには思っております。

以上です。

○古畑委員

子どもたちがさ、わざとじゃなくても、この中へ入る。これさ、行くなつたって、こっちにこんだけ広いスペースがあるなら、俺ならやっぱりさ、探検したくなるよね。そういうのが、何ていうのか、ある程度いいよっていうのか、こっちのほうには、なでしこも含めて、糸病さんの貴重なものがいっぱいしまつてあるんで絶対駄目だ。じゃあまかり間違つて入って行って、ごちゃごちゃにした場合は大丈夫ですかとか、その辺は、どうなんですかね。

○仲谷課長補佐

確かに糸病さんの持ち物も、このエリアには入っております。ただ赤い扉の奥というか、通常は私どもが入れないところに全て収まっておりますので、基本的にはそういった個人情報があつたりとかということはないというふうに今整理をしています。ただ行けるようになっていると行きたくなってしまうという気持ちも、子どもたち持っていると思いますので、そこは危険が生じないように子供たちの安全を図る意味でも、きちんと話をしたりパーティションを入れたりということを今想定しているところです。

以上です。

○古畑委員

あとはここの使用の仕方なんだけども、これは、これ全部個室になつてくるの。それとも5人部屋とか、これ何人を対象に部屋造りとか、それでまあ、小さい部屋ばかりだと、みんなが集まるということとはできないよね。

運動、卓球ぐらいやらせるとか何とかっていうのも、もう全然スペース取れないよね。その辺については、この小さな部屋の集まりだけで運用していけるというふうな考え方なんじゃないかな。

○仲谷課長補佐

今、学習室を三つ予定しています。

その内の一つで、ひすいルームのお子さんたち、卓球するのが非常に好きで、今も卓球台を置いておりますが、現場のスタッフにも確認してもらって、学習室の一つがあれば、卓球ができるというふうに聞いております。なので、今、学習室、三つ用意しておりますが、一つは卓球台が置かれて、子供たちが少し体を動かすことができるかなというふうに思っていますし、部屋の大きさとする、元々4人部屋の部屋でありましたので、それなりの広さはあるかなというふうに思っております。

以上です。

○古畑委員

それぞれね、いろんな事情があつて、こちらのほうへ通つて来られるんで、何ていうのかな、私としては閉鎖的なところじゃなくてさ、ひすいルームっていいところじゃんて思わせたっていいと思うんだよね。やっぱり、ここに来て暗くなるんじゃないで、ここに来れば明るくなれるみたいな、何かね、そういう施設にしてほしいなと思うんですけどね。

あとは、ここに入ってくる職員さんとか、教える先生とかっていうのは、どのような人員配置になるんでしょうか。

○仲谷課長補佐。

今のひすいルーム自体のことをいいますと、主に3名のスタッフが常時、基本いるようになっております。今の現状のものだけをやれば、3名でというところもあるんですが、これから、ここの機能は、学びの多様化のところにもおいてでも、少し拡充をしていかなければいけない部分だというふうに考えております。これからやれること、どんな活動していくかっていうところを拡充していく中で、当然スタッフが足りないということであれば、スタッフも充実させていくというような考えを持っております。

以上です。

○保坂委員

予算なので、ちょっと基本的な確認です。

このなでしこさんの施設については、借り方とすれば、どういう契約になりますか。

○仲谷課長補佐

厚生連さんのほうと話の中では、1年ごとの契約でというふうに思っております。

その中で、まだ細かいところはこれから詰めるということになっておりますが、こちらがお支払いするものとする、賃料、そこのエリアをお借りするところの賃料であつたりとか、あとは、光熱水費の実費相当分をお支払いするといったようなことも考えております。また先ほど駐車場という話もさせていただきましたが、駐車場料金もお支払いをするということを今考えておりまして、年額、全てまとめて、賃料も実費も全て含めると、大体200万弱ぐらいの金額が年間かかるものというふうに、今は想定しております。その内容をもって、契約をしていくということを想定しています。

以上です。

○保坂委員

今さらの話になるかもしれませんが、例えば、市が持ってる土地にですね、2,500万クラスの住宅というか、皆さんが地場産材を使う、そういう木の建物を造っていけば、それ相応のものができのかなと思って。これ毎年更新だと、要は糸病さんの都合によっては、もう今年、駄目ですって言われる可能性も出てくるのかなと思ってしまったり、あと先ほどの古畑委員じゃありませんけども、明るい雰囲気だとか、そういうものだとか、あと交通アクセスの問題だとか、いろんなことも考えたときに、今までとだいぶ違って来るわけですね、図書館だとか前あったセンターだとかっていうことを考えたときにどうなのかなと思うんですが、ここまで組み込んでもらったから、これで始動する、やってみるのはいいかなと思うんですが、ちょっとその辺の背景考えて3,200万使った、ずっと使えるのであれば、またそれはそれでいいんですけど、ちょっと不安もあつてですね、その辺どういうふうに捉えてるのかなと思って、その辺は、今もう糸病さんとしっかり話し込んであつて、更新は1年ごとなんだけど、ずっと使えるような、何かそういう担保があるのかとか、その辺のもし話せる範囲で契約のことになりますんで、教えていただければと思います。

○仲谷課長補佐

契約は1年ごとにさせていただくというお話をさせていただきましたが、基本的には、更新をしていくという方針で、今、糸病さんとお話を進めております。

糸病としましては、旧なでしこの建物については、当面活用する見込みがないといったことのお話を聞いた上で、今回のお話を進めさせていただきましたし、今、色を塗ったところだけ借りるというお話をしていますが、先ほど古畑委員からもお話ありましたが、色を塗っていない

ところもエリアとしては今持っています。相談センターを拡充していく中で、もう少しこの色を塗る範囲が、年数を追うごとに必要に応じて、また広く借りられるといったことも想定して、今こういう赤いところの壁を入れておりますので、1年、2年で子供の状況がということで、閉鎖するというようなことの見込みは今持っておりません。

また交通アクセスのお話もありましたが、確かに今あるところは、非常に市街地で立地のいいところだというふうには思っておりますが、今度行く、なでしこにつきましても、基本的にはバスが全て糸病に入る、ターミナル的なバス停を持っていますので、子どもたちが、もし保護者の送迎がなかったとしても、こどもフリーパスとか、そういったものを使って、バスで通うことができるということも含めて、あそこの場所を候補先にしたというところであります。

以上です。

○保坂委員

あの、私もちょっと心配しすぎなところもあるかもしれませんが、ただ逆にいいところもあって、多分、耐震構造であるとか、そういうときの構造物としては、非常に強固なものかなというふうに思っておりますので、そうはいっても、必要とされる方たちがおられますんでね、しっかりそのニーズに応えられる施設と施設運営をしていただきたいと思います。

よろしくお願いします。以上です。

○松尾委員

一点、ちょっと嫌なことを言うようで、申し訳ないんですけど、糸魚川総合病院には、市からもいろいろな支援をしているかと思います。そういう意味では、もちろん私は、ただにせいとは言いませんが、それなりの交渉をね、やっぱりしてもいいんじゃないかなと。200万が妥当かどうかは、正直言って、今は分かりませんが、スペースを貸していただくことは、当然それなりの費用は負担せんといかんと思いますけども、そういう流れで、糸病に対してもですね、市がいろいろ協力しているだけに、これに関してもですね、今度逆に協力を願いたいという、やっぱり協議する中でね、私は遠慮なく伝えてほしいなと思います。

以上です。

○阿部委員長

ほかにご質疑。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

一旦、暫時休憩いたします。

<休憩>

○阿部委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

議案第85号、令和8年度糸魚川市一般会計予算補正予算（第2号）で当委員会に分割付託となっているところなんですけれども、今ほど資料作成がまだできていないということで、この質疑の終結は、後ほど行いたいと思います。今、終結はせず、日程どおりに進めていきたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

そのように進めさせていただきます。

暫時、休憩いたします。

<休憩>

○阿部委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

所管事項調査に入ります前に、議案第85号、令和8年度糸魚川市一般会計補正予算（第2号）で、当委員会に分割付託となりました関係部分のうち、学校教育課の関係部分について、引き続き審査を行います。

[「委員長」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

井川副市長。

○井川副市長

工事概要の資料提示を求められましたが、時間がかかったことについては、お詫び申し上げたいと思います。

それで、先ほど私の説明の中で、例えば、建築・電気・設備、これまた入札だとか、予算執行上、課題があるのではないかというふうに発言したんですが、今回の補正予算につきましては、施設整備の負担金ということで、糸魚川総合病院側で整備をして、それに見合う費用を負担金で出すということでありました。そういったことで、糸魚川総合病院側にこの概要の資料を出していいかという確認に手間取ったものでございます。この点については、ご容赦いただいて、この後、説明をさせていただきます。よろしくお願いします。

○仲谷課長補佐

改めまして、お時間をいただき、申し訳ございませんでした。

それでは、先ほどの松尾委員からのご質問にお答えいたします。

先ほど改めてお配りをさせていただきました、資料No. 1－1をお願いいたします。

それでは、3の工事概要という部分でございました。主な工事につきましては、初めに課長が説明したとおりであります。項目の横の欄に概算額をお示ししております。内装工事から、表の中ほど、防火区画壁両開き扉設置までの合計は、トータルで2,000万円となっております。また、その他の経費、諸経費、消費税を含めて総額3,200万円というふうに見込んでいるものであります。

説明は以上です。

○阿部委員長

説明が終わりましたので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

○松尾委員

意見だけにしておきます。

このようなね、表はね、そんな難しいものじゃないんで、なぜ初めからこのようなね、準備をしてなかったかっていうのが、非常に残念です。これは別に皆さんの課だけじゃなくて、以

前にも、ある課です、私ちょっと指摘したことがあるんですけども、我々は予算を、果たして妥当なのかっていうところから入っていただくにですね、このような形の表は、ちゃんと作れるにも関わらず、項目だけ並べるってのは、これいかなもんなかなと。今後もあることだと思いますけど、これぜひ、こういう補正に関わる、まあ補正ばっかじゃないですけども、やっぱり資料としてですね、きちっとしたものをできるだけね、分かりやすいものを出していただきたいということを、お願いしておきます。

これ意見ですので、以上、よろしくお願いします。

○阿部委員長

ほかにご質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

ご質疑なしと認め、議案第85号、令和8年度糸魚川市一般会計補正予算（第2号）で、当委員会に分割付託となりました関係部分の質疑を終結いたします。

これより、議案第85号、令和8年度糸魚川市一般会計補正予算（第2号）のうち、当委員会に分割付託となりました関係部分の採決をいたします。

本案は原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決しました。

〔集約事項〕 なし

〔審査結果〕 原案可決（令和8年9月11日）

陳情審査

陳情第6号 私学助成に関する陳情

○阿部委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、陳情審査を行います。

陳情第6号、私学助成に関する陳情についてを議題といたします。

陳情内容については、定例会初日に配付された陳情文書表のとおりでございます。本陳情についてご意見などございましたら、ご発言をお願いいたします。

○古畑委員

この私学助成の件につきましては、上越高校と関根学園、それぞれの校長先生と保護者の代表の方が、来られて、陳情に来ております。極めて、今までのご支援どうもありがとうございましたということで、無償化についてのめどが立ったと御礼を言っておりました。これ引き続きということになっていきますが、あとこちらのほうとしてはね、あんまり私立のほうの学校が充実してくるとね、全部生徒を取られてしまうとこっちとしてはあんまり嬉しくないんだよってことで申し上げたんですけどね。やっぱりその分、私学の皆さんたちもね、一生懸命その高校の魅力アップということですね、非常に頑張っておられます。それなりのもう本当に危機感を持って向こうのほうはやってるんでね、私は、この陳情については、分かりました、引き続き協力させてもらいますというふうに言ったんで、これは賛成いたしたいなと思うんだけどね。負けないように糸魚川の高校も頑張っていたきたいなということは、申し添えてね、これについては賛成ということで、お願いいたします。

○保坂委員

私もですね、私立ということで所在地がね、市内にはないということで、それもあるんですが、ただ子供たちの学校の選択肢という部分と、あとそれぞれの学校による特殊化といいますかね、取り組んでいる内容、部活等も含めまして、私立ならではの学校の理念と、その特殊なことに力を入れてるってということで、中学生から見たときに魅力の感じる学校であるということも含めまして、学校の存続も兼ねて、学校運営に協力していきたいという思いで、これについては賛成したいと思います。

以上です。

○阿部委員長

ほかにご発言ございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

よろしいでしょうか。

なしということですので、陳情第6号の質疑を終結いたします。

これより陳情第6号、私学助成に関する陳情についてを採決いたします。

本陳情は、願意妥当と認め、採択することにご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

ご異議なしと認めます。

よって本陳情は、採択することに決しました。

本陳情は、意見書の提出を願意としておりますので、意見書発議の提出者は、委員長、賛成者は、副委員長とすること、また、意見書の文案につきましては、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○阿部委員長

ご異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、陳情審査を終結いたします。

暫時休憩いたします。

〔集約事項〕 なし

〔審査結果〕 原案採択（令和８年９月１１日）

所管事項調査

第4次糸魚川市総合計画の策定について（企画課）

○阿部委員長

休憩中に企画課から報告事項が2件ございます。

まず第4次糸魚川市総合計画の策定について、報告をお願いいたします。

○大西企画課長

第4次糸魚川市総合計画の策定についてご報告いたします。

それでは、お手元資料配付の資料No.2-1をご覧ください。

項目1、策定の趣旨につきまして説明いたします。

総合計画は、条例に基づき策定するもので、本市の目指す方向とそれを実現するための施策を明らかにした、まちづくりの基本方針であり、最上位計画でございます。経過といたしましては、昨年度から23名の外部委員からなる総合計画審議会を設置して、策定作業を進めております。審議会では、これまで4回の全体会と2つの分科会で、それぞれ2回ずつ開催し、序論及び基本構想の素案のほか、基本計画の素案についてご審議いただいております。

項目2、これまでの経過と今後のスケジュールにつきましては、今年6月市議会定例会の当委員会にて序論及び基本構想の素案をご説明いたしました。その後、7月には総合計画審議会において、2つの分科会を設置して、基本計画の素案について、それぞれ2回にわたり審議会委員と市の担当者で意見交換を行い、内容の精査を進めてまいりました。8月20日に開催の総合計画審議会全体会では、基本計画素案についてご確認いただき、いただいた意見を踏まえ修正した内容をもって、9月2日に総合計画審議会正副委員長から中間答申をいただいております。本日、基本計画案を中心に中間答申内容を説明させていただき、この内容をもって、この後、パブリックコメントを実施してまいります。

その後、前回の委員会でご説明したとおり、市議会議員の皆様とは全員協議会において、序論、基本構想、基本計画の案について、各担当職員との意見交換、質疑応答による内容の審査をお願いしたいと考えております。開催日程につきましては、正副議長との協議によりまして、11月2日、月曜日、4日、水曜日とさせていただきましたので、2日間の日程となりますが、よろしくお願いいたします。

その後、議会全員協議会やパブリックコメントでの意見等を踏まえ、最終調整した案について総合計画審議会にお諮りした上で、最終答申をいただく予定としております。また、12月定例会では、基本構想を議案として上程する予定ですが、合わせて、基本計画の成案も参考資料として提出させていただきます。12月市議会定例会で議決をいただいた後、計画書の印刷製本を行い、来年3月に公表、配布できるよう進めてまいります。

それでは中間答申内容について、担当から説明させていただきます。

○小杉課長補佐

それでは、お手元配付の資料No.2-2、序論案をお願いいたします。

序論につきましては、総合計画全体の導入部分であり、これから本市がどの方向に進んでいくのか、その考えの土台を示す部分となります。序論の構成及びその主な内容について、6月の当委員会でご説明させていただきました。その後、内容の精査を行い、微調整は行っておりますが、大きな方向性は変えておりません。

続きまして、お手元配付の資料No.2-3基本構想案をお願いいたします。

基本構想につきましては、まちづくりの基本方向や将来像などの基本目標と、目標を達成するために取り組むべき施策の大綱を示したもので、基本計画及び実施計画の根幹となるものがあります。基本構想の構成及び主な内容について、6月の当委員会でご説明させていただいておりますが、その後の修正状況について、主なものをご説明いたします。

1 ページから3 ページの「1 まちづくりの基本方針」につきましては、審議会でいただいたご意見を踏まえ、文言の修正を行ったほか、それぞれの基本方針における目標達成指標の設定を行っております。

4 ページ、5 ページお願いします。

「2 まちづくりの重点推進項目」についても審議会でいただいたご意見のほか、庁内での見直しにより、文言の修正を行っております。

6 ページお願いします。

目指すまちの将来像につきましては、人口減少や少子高齢化、地域の担い手不足など、これからの本市を取り巻く社会環境の変化を踏まえ、どのようなまちを目指していくのか検討してまいりました。検討に当たっては、市長が掲げる縮充の理念をはじめ、人と人とのつながりや地域での支え合い、地域資源や人材の活用、医療、福祉、教育、防災などの安心基盤、市民主体の協働といった第4次総合計画の方向性を重視して、3つの案を取りまとめております。その案につきまして、市長と中高生との懇談会において、これからの糸魚川市に対するイメージや思いをお聞きする中で、「ひとがつながり 未来を育む 共創のまち」に最も多くの賛同をいただきました。また、総合計画審議会においても、その状況と将来像に込める意味をご説明し、ご了解をいただいたものであります。この将来像は、市民一人一人がまちづくりの担い手であることを表現しており、「ひとがつながり」という言葉には、市内外における世代や立場を超えた交流、支え合い、協力する意味が込められております。「未来を育む」には、子供や若者の成長、人とつながり、地域の文化や自然、産業、安心や希望、地域への愛着など、糸魚川の大切なものを次世代へつないでいく意味を込めております。また、副題の「糸魚川（まち）を知り」は、地域の歴史、文化、自然、産業、人の営みを知り、地域の魅力や課題を自分事として捉えることを表しております。「糸魚川（まち）と共に生きる」は、単にこの地域に住むという意味にとどまらず、地域の変化や課題をともに受け止め、支え合いながら、まちとともに歩んでいく姿勢を表しています。まちを知ることから、地域への愛着や誇りが生まれ、人がつながり、ともに考え行動し、共創する。将来像と副題を一体的に掲げることで、市民主体のまちづくりの流れを示すことができるものと考えております。

続きまして、7 ページお願いいたします。

「4 計画の全体像」につきましては、将来像を記入するとともに、第4次総合計画のイメージ図を作成し掲載しております。

8 ページ、「5 施策の大綱（まちづくりの基本目標）」をお願いいたします。

施策の大綱は、この後ご説明いたします。基本計画の元となる基本方針や大まかな筋道を示すもので、総合計画の要となる重要な部分となります。施策の大綱につきましては、第3次総合計画と同様に、分野別の6章立ての構成として整理をしております。なお各項目の順番については、重点推進項目など優先順位を考慮した並びとしております。これまで、総合計画審議会の分科会において、基本計画素案について協議し、いただいたご意見等を踏まえ、基本計画素案への反映、内容の精査を行ってまいりました。この基本計画素案の修正に伴い、改めてま

ちづくりの基本方針である施策の大綱の記述について整合性を図るため、見直しを行っておりますので、詳細の説明については割愛させていただきますが、後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、お手元配付の資料№.2－4 基本計画案をお願いいたします。

基本計画は、基本構想の理念を受けて、その実現に向けて必要となる個別施策を分野別に体系化し、地方版総合戦略として位置づけるものとなります。一つのページで一つの項について記載する形式としまして、「めざす姿」には、この項における10年先を見据えたあるべき姿を記載しています。「重点的に取り組むこと」には、今後の取組方向を、現状と課題を踏まえた形で、簡潔に記載するようにしています。「施策指標」は、この項の進捗状況や達成度を測るため、一つ以上設定することとし、現状、中間目標、最終目標を記載しています。「共に進めるまちづくり」には、「みんなの役割」として、市民や地域、事業者等の取組を、「市の役割」には、行政としての取組を記載し、協働の取組の在り方について記載しております。なお、個々の内容につきましては、冒頭ご説明いたしました、市議会議員の皆様との全員協議会での審査を予定しておりますことから、詳細の説明は割愛させていただきます。

以上、総合計画審議会から中間答申をいただいた、序論案、基本構想案、基本計画案の策定状況についてご説明をいたしました。この後、パブリックコメントの実施や、全員協議会での審査を踏まえて、更なる内容のブラッシュアップを行ってまいります。また、施策指標については、より成果や進捗が図られる適切な指標がないか見直しを検討するほか、写真やグラフなどの分かりやすさの向上も図ってまいります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○阿部委員長

説明が終わりました。

この総合計画の中身については、11月の2日、4日と正副議長にご配慮いただいて、そこで審査、全員協議会が開催されますので、中身については、本日は取り扱わず、進め方等について、今の報告について、確認したい事項ございましたら、よろしくお願いいたします。

○古畑委員

本件、今回のさ、この件につきましては、休憩中ではなくて、正規委員会の中の取扱いとしてですね、やっぱり第4次総合計画というのはね、ほかの所管にも関わるととても大事なことです。久保田市長にしても、いよいよご自分でね、計画を発表されるっていう、やっぱりその辺についても、やっぱり議長といたしましてもね、議会のほかの議員さん、それから、ほかの市民の皆様にもいよいよスタートしてきたよと、形になってきたよと、この審議は11月にありますよということは、やっぱり皆さんにお伝えしていただきたい。

そのためにはね、この休憩中ではなくて、開会して、今ほどの説明も含めて、阿部委員長には、本会議で皆さんにお伝えしていただきたい。

○阿部委員長

今ほど古畑委員からのご提案ございましたが、保坂委員。

○保坂委員

今、古畑委員の趣旨は理解しますので、所管事項にさせていただいて、報告させてもらえれば、逆にいいかなと思います。ただ、今、委員長おっしゃられたとおり、中身の細かいことに触れるのではなくて、大綱について、大まかなところの確認ぐらいでよろしいかと思います。

以上です。

○阿部委員長

ありがとうございます。

今ほど休憩中の報告でございましたが、古畑委員また、保坂委員からもご指摘ございまして、このことは、第4次糸魚川市の総合計画でございます。本会議でも報告しなくてはというご意見がございましたので、今ほどの休憩のやり取りについては会議中、所管事項として挙げさせていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

ご異議なしと認め、そのように決しました。そのように進めます。

それでは、ご質疑ございませんか。

○保坂委員

今回の計画自体は非常に細かくいろいろ想定してあるんですけども、私ちょっと気になってる点の一つだけあって、今までの計画の感覚でいくと、新潟県でもいろんな若者の調査をされて、いわゆるジェネレーションギャップっていうところを踏まえた計画になってるかどうかっていうの、ちょっと私の中で疑問がありまして、要は古い慣習であるだとか、いろんなそういったもので新潟県から離れていくっていう、そういうデータを取られたところも、そういう部分も含まれての計画になっていけば問題ないんですけども、そういったところの視点があるかっていうことと、あと若者の今、背景、デジタル化であったりとか、IT化であったりとか、そういう背景を背負っている若者に対する計画になっているかっていうことと、あと人口減少と人手不足の関係から、高齢者というものの概念、要は後期高齢者という言い方しますけども、要は今のままでいくと75ぐらいまで働いていただいて、場合によっては、本当80近くまで働いてみたいなことをしていかないと、まちが形成されていかないんじゃないかなっていうような背景があるもんですから、そういったところを踏まえた計画になっていけばいいですけども、ちょっと今日見さしてもらった資料では、そういうジェネレーションギャップであるだとか、そういう人口形態は出てるんですけども、個々に思っているまちの構成の仕方の見方っていうのが古いままだと、せっかくのいい計画も生かされないんじゃないかなっていうところをすごく懸念してるので、そういったところもちょっと加味した形での説明いただき、今日じゃなくてもいいんですけども、全協でもそういう説明をちょっと盛り込んでいただくと、この計画がよりよいものに映るんじゃないかなと思いますので、意見なんですけれども、そのような考え方については対応できますでしょうか。

○小杉課長補佐

ご意見ありがとうございます。

当然、総合計画ですので、計画策定を進めていくに当たりまして、当然、市民アンケートを実施しております。これは令和6年度です。その中でも、当然、若者世代とか、そういった方の意見は抽出できますので、そういったところで内容を確認しております。また若者みらい会議とかですね、最近行いました中高生とのまちみらいミーティング、そういったところでご意見もいただく中で、計画に反映できるものはしていきたいというふうに考えております。

この第4次総合計画につきましては、委員言われたように、全ての市民が頑張っていくことが大事だなと思っていますので、市外からの移住者ばかりに頼るのではなくて、今いる市民も

力を出して、市民全体でつくり上げていく、まちづくりをしていくという視点が非常に大事だと思っています。そういった内容でまとめている内容にはしておりますので、また全員協議会でもそういったご質問をいただくことを想定して、しっかり内容の磨き上げをさらにしていきたいと思います。よろしくお願いします。

○阿部委員長

ほかにご質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

ご質疑なしと認め、第4次糸魚川市総合計画の策定についての質疑を終結いたします。

令和8年度糸魚川市総合防災訓練実施結果について（危機管理課）

○阿部委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、所管事項調査を行います。

令和8年度、糸魚川市総合防災訓練実施結果についてを議題といたします。

担当課の説明を求めます。

○仲谷危機管理課長

お願いします。資料No. 1をご覧ください。

6月28日日曜日、大雨を想定し、各地区自主防災組織、関係機関などから参加いただきました、総合防災訓練の実施結果につきましては、翌日29日の総務文教常任委員会で、その時点の内容を報告いたしました。参加者数、それから各地区からの検証結果等を取りまとめましたので、ご説明いたします。

資料No. 1をご覧ください。

1の訓練実施概要の各訓練参加状況ですが、（1）住民避難訓練は、126地区9,220人。（2）避難所開設訓練は、押上、寺町、蓮台寺、京ヶ峰の4地区80人。（3）ペット同行避難は、関係機関14人、参加者5人、猫3匹、犬2頭。（4）職員訓練は508人でした。2のアンケート結果は、別紙に住民避難訓練と職員訓練について記載しましたので、後ほどご覧ください。3のまとめですが、（1）住民避難訓練のア、訓練内容、参加状況では、大雨を想定し、新たな防災気象情報による避難行動が確認できた一方、警戒レベル3の発令で全員避難した地区があったなどの意見があったことから、災害発生時、的確な避難行動が取れるよう、出前講座等の実施を呼びかけるとともに、実践的な訓練を実施し、防災意識の向上を図る取組をしてみたいと考えております。

2ページお願いいたします。

イ、情報収集伝達では、防災行政無線が聞き取りにくかったなどの意見があったことから、大雨の際、防災行政無線、屋外子局からの放送が聞こえない場合があることから、戸別受信機、安心メール、アプリ等での情報収集の普及に努めてまいります。ウ、その他では、避難行動要支援者の避難支援が課題となっているなどの意見があったことから、高齢者や要支援者の避難は、多くの課題があることを承知しており、他市の対応事例等を参考に検討するとともに、各

地区と対応を協議していきたいと考えております。（２）避難所訓練、開設訓練では、段ボールベッド等の備蓄品の組立てに苦慮した。災害時に多数の避難者が一気に押し寄せた場合の対応が課題である。訓練参加者が主に班長や防災担当だったことから、いざというときの協力体制に不安を感じたなどのご意見をいただきました。これらを踏まえまして、一つ目として、備蓄品の組立ては、出前講座等を通じ、多くの方から体験をいただきたいと思います。二つ目として、避難所運営は、一般住民を含めた、より幅広い方に体験していただき、地域全体で体験者を増やし、共助の質を高めていきたいと考えております。（３）ペット同行避難訓練では、新潟県上越動物愛護協会、新潟県糸魚川保健所の協力を得て、受付訓練、疑似体験訓練を行うことができた。訓練への参加者が少なく、飼い主同士の情報交換や交流の機会としては、十分ではなかった。実際の指定避難所でペット同行避難の手順等の確認が必要であるなどのご意見がありました。これらを踏まえまして、一つ目としては、今後もペット防災セミナーやペット同行避難訓練を行い、飼い主による自助、飼い主同士による共助について普及啓発いたします。二つ目として、ペットを飼っていない方にも、ペット同行避難への理解をいただけるよう周知し、相互理解の促進に努めてまいりたいと考えております。

３ページをお願いいたします。

（４）職員訓練では、ＬｏＧｏチャットによる参集、初期対応等はおおむね良好であったが、通信障害等の対応を検討しておく必要がある。災害情報の報告を受けた際、聞き取り内容が不十分であったため、被害場所の特定や被害状況が分からない報告書があり、確認項目を整理していく必要があるなどのご意見があったことから、一つ目として、職員参集は事前に各所属で参集基準を基本にルールづくりをするよう、各課でルールづくりをしていく。二つ目として、受報時に聞き漏れがないよう確認項目を整理し、訓練等を実施していく等を行います。

引き続き、住民、地区や自主防災組織、関係機関職員の防災力を高め、自助・共助・公助の連携を図るための訓練、防災啓発に努めてまいります。

説明は以上です。

○阿部委員長

説明が終わりましたので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

○保坂委員

資料２ページ目のペット同行避難訓練であります。

私も現状、見たかったんですけど、参加できなかったんですけど、試みとしては、非常にいい試みだというふうに思っております。実際あれですかね、ペット飼っておられる方の何か声とかっていうのを聞いた上で、またそれにかなった訓練の仕方っていうのを逆にやらなきゃいけないのかなと思ったんですけど、現状は、今この合同訓練の中でやっていくっていう方針なんですか。

○木嶋課長補佐

昨年度も、ペット防災セミナーといったものを開催しております。

今回も、避難訓練後に参加していただいた方から意見等をいただいておりますので、またそういった意見を反映しながら、今多い意見がやっぱり事前の備えはどんなことをすればいいのかというようなことを学びたいといった声も聞かれておりますので、またそういった意見を反映して、セミナー、訓練という形で実施していきたいなと考えております。

以上です。

○保坂委員

今、家族の中のペットの位置づけというものが、子どもの数よりもペットのほうが多いといわれてるような状況であります。家族の一員という位置づけからこういったものを、今はまだ始めたばかりだと思いますので、丁寧に浸透させながら、スムーズなペットの同行避難ができるような環境づくりをぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○古畑委員

今回の中でね、やっぱり新しく出た、レベル別のね、避難の仕方みたいな。あれまあ、大変分かりにくいってことでね、年寄りだけ、手を引いてやろうかっつたら、ちょっと違うんだよね。年寄りだけで逃げれっちゃうんだわって。で、家で、いってらっしゃいよって、あれおかしいだろうが。あんなさ、誰がこんな頭の悪い、避難の仕方をやれって言ったの。気象庁か、これ。こんなもん地方でなんか混乱するだけだからできませんって言いなさいよ。評判良かったですか、このレベル分け避難って。どうですか。

○仲谷危機管理課長

この5月に基礎情報に変更になったということで、変更前もかなり分かりづらいという話があって、今回気象庁で新たなレベル設定をしたということでございます。

実際のレベル設定について、市民の方から直接こちらにご意見をいただいたりした場面はございませんけれども、今、古畑委員からそのような話を受けたので、私どもでレベルを変更すること、これはもう全国統一的な考えに基づいてやってますので、うちだけ変更するということはできませんが、機会を捉えて新潟地方気象台を通して、気象庁にはそういったご意見があったということで、お話をしていきたいと思っております。

以上です。

○古畑委員

私達はさ、いわゆる基礎自治体なんだよ。

でさ、国の下請けじゃないんだって、言ってんだろ、本当に。あのね。

○阿部委員長

古畑委員、「言ってんだろ」というのは、すいません、あの。

○古畑委員

「言ってんだろ」は、駄目だそうだ。

でまあ、置いといて、それは置いといてさ、なんだろうな。国の皆さんだってさ、市民だとか、そういう直接市民に相對する職員の声聞いてやってるのって。自分たちが決めたから従えっておかしいんじゃないですか。あのね、何回も言うけど、国や県の、我々は下請けじゃないんで、主権在民で私達のほうが主役なんだ。その主役がさ、やりにくいって言ってるんだから、国に対したって見直しを、何だろう、またへりくだって、こうやってこういう意見もありましたとかって、やってるんでしょう。だから、そこはやっぱり堂々と、できないもんは、できないって言わなきゃ駄目でしょう。雨降ったりなんだっていうときに、年寄りだけ先に行かせるの、それおかしいと思わないの。あのね、常識がない国の連中の話を、何をありがたがって聞くんだって。じゃあお前ら、じいちゃんとかばあちゃんとか、先に行ってなって、雨の中でも、川の中でも、水害が起こりそうなときでも、行かせるかって。あんまり情のないこと言

ってんじゃないって。またあれだろう、机上の空論で、それがいいとかって言ってるんだろう。東大出だか何だか知らないけど、学歴だけひけらかすさ。あのね、ちょっと本当に現場の人間のその指示に、指示とかね。あのね、私もさ、老人と一緒に先に行って、向こうにいたけど、みんな来ないねって言ったら、最初は老人だけなんだわと。それやっぱおかしいだろう。だって役員は先に行ってさ、鍵も開けなくちゃいけないだろうし、そういうものも用意しておかなくちゃいけないでしょ。

国に対しても、このレベル別避難の仕方については、現実的じゃないということはもっと強く言うべきだと思うんですけど、いかがですか。

○仲谷危機管理課長

今、委員からご指摘いただきましたので、先ほどと話かぶりますけども、気象庁、気象台には、そのような形で話をしますので、よろしくお願いします。

○古畑委員

ぜひそうしてください。

なんなら、気象庁のその担当の方にさ、来て、レベル分けの必要性和、そういう場合についてはこうしてくださいっていうさ、そういう説明会開いてください、本当に。もう実際、自分たちで、肌で、体験してみなさいって、そうしないと分かんないだろうって。でさ、避難訓練だとかそういうことはやっぱり命かかっているから、皆さん一生懸命やってるんで、区の役員の人だって、ちゃんとやってるんですよ。あんまりね、その思いつきみたいな、レベル別避難みたいなこと言われると、本当に腹立ちますんで、そう言ってくださいね、力いっぱい。

それからね、今日はさ、中村消防長、来てないですけど、この避難訓練というものはさ、危機管理課が主導権持って全部やっていくのかな。どうですか。

○仲谷危機管理課長

今まで消防本部にありました、防災部門が、今年度危機管理課に移っております。

防災訓練ですとか、そういったものについては、消防から危機管理課になりましたので、危機管理課として、今後やっていくと。消防本部については、消火活動等の実動について、行っているということで、防災訓練ですとか、そういったものについては、危機管理課が本年度から担当しております。

以上です。

○古畑委員

消防との連携って、うまくいってるんですかね。消防はさ、ああ、前消防長はいらっしゃるけどさ、もうやっぱり365日、24時間体制でさ、被害だとか、災害、救命だとかに当たってますよね。これ日々、危機管理能力の塊みたいな格好の中で、先へ先へと手を打ってやるんだよ。

でさ、危機管理課の皆さんって、夜とか休日とか、寝ているんでしょう。遊んでるか。

○仲谷危機管理課長

申し訳ございません、私達、危機管理課は、災害が発生しそうな場合については、夜間についても泊まって対応しております。

以上です。

○古畑委員

なんか怒りながら言ってるね。どこに泊まっているんですか。

○仲谷危機管理課長

私どもは、寝ているわけではありません。

そこはちょっと誤解をしないでいただきたいと思っております。

泊まってるのは、危機管理課の4階に職員2人が、大雨対応ですとか、この間も、大雨が降りそうだというときには、泊まって対応するというので、必要があれば職員に参集をかけて、私どもも一緒に来て、対応するという形を取っております。

○古畑委員

それは、いつからそうなったの。

最初のときは、そうじゃなかったですね。

○仲谷危機管理課長

この4月から、そのような体制を取っております。

○古畑委員

それじゃそれで、いざっていうときに、誰から先に連絡するとかっていう、マニュアルは全部できてるってことですね。

○仲谷危機管理課長

連絡体制は、できております。

○古畑委員

その中において、どういう被害があったか何とかがっていうのは、すぐ回線が消防署とつながるようになってるんですか。

○仲谷危機管理課長

消防本部とは、消防からメール、それから電話等であるような形になってますし、私どもでも消防本部に災害等があった場合、それから被害があった場合については、情報を取りに、これは消防本部だけではなくて、ほかの担当課とも連絡を取っているという状況です。

○古畑委員

連絡を取って、どこまでがじゃあ、危機管理課の仕事になるんですか。

その災害本部を立ち上げるまでですか。災害本部つくってしまえば、逆に危機管理課なくなっているじゃないですか。

○仲谷危機管理課長

危機管理課の仕事につきましては、災害対策本部の運営、それから統括、それから調整事項という形になりますので、実際、災害が発生した場合については、消防、それから水防活動であれば消防本部が実動として。それからアンダーパスの冠水・浸水等があれば、都市建設課が実動部隊として動くというような形になっております。

○古畑委員

じゃあ、基本的にさ、危機管理課ができて、どんな防災本部体制になるのかっていうさ、その組織図なり何なり、連絡系統みたいのをさ、もう資料を見せてくださいよ。そんだけ言うなら、あるんでしょ。ちゃんとした、きっちりしたもんが。

○仲谷危機管理課長

今手元にありませんので、この次の委員会で、お示ししたいと思います。

○古畑委員

そう言わず、今持って来なさいよ、できてるんでしょう。コピーするだけでいいんじゃないですか。危機管理ってのは、そういうことを言う。できてるんですよ。

○仲谷危機管理課長

ちょっと今手元にないので、どこまでの範囲を出せばいいかわかりませんので、次回の委員会で出させていただきます。

[「俺は、今だせって言ってるんだよ、資料」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

暫時休憩いたします。

<休憩>

○阿部委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

○古畑委員

私は今回の危機管理課の成り立ちっていうかね、それについては、非常に疑問が多くあります。今の消防体制の強化なら分かるんです。やっぱり新しく課をつくるだけの予算を消防本体に対して、やっぱりかけることによって、消防隊員の人員の不足だとか、やっぱりある程度の事務方系、そこを充実してあげることによって、もうあのね、何もないところで、24時間体制で電話番してるのではなくて、消防署にはさ、本部にはそれなりの簡易ベッドだとか、夜勤もできるようなシステムが全部できております。それで消防署のほうで被害をまとめて、本署のほうに電話すると、ひと手間が多くかかるようになってるんです。だから、危機管理課については、これはちゃんと大丈夫なんですかって、最初から言ってる。まあ、あんだけ、けんか腰で言うんだから、その後ちゃんとしたものができたんだろって。古畑をぎゃふんと言わせるだけの組織があって、しかもその分だけ敏速になったんだろうなって思う。ただ私の耳には消防隊員が不足してるとか、いろいろ業務が多くなりすぎているとか、そういうところがくるんです。だったら、消防本体のほうの組織を強化してあげたほうが、ずうっといって、利便性が高くなるよって、本当に思う。

危機管理課って、今度じゃあ平時には何してるんだらうって思いますね。まあ消防の皆さんは、平時の火事がないときは、ほかの消防業務として、いろんなものの点検だとか、救急隊のほうに回ったりとか、本当に休みなく動いてらっしゃるんでね、すごいと思うんだけど。じゃあ片やさ、危機管理課は何されてるんだらうかなって思う。

本当に、この災害っていうのは、休日・夜間がもうほとんどっていうぐらい多いんだよ。だから一般の職員が出てきて体制を整えるまでの時間っていうのが、非常に厳しいっていう問題。だからそこへのフォロー、今度ですか、じゃあしっかりと、そのときは、おお、これは素晴らしいシステムだと、さすが鳴り物入りでできただけのことあるなっていうのは、見させてもらいたいと思いますね。

○保坂委員

私も古畑委員のご指摘あったとおりで、先ほどのね、仲谷課長の答弁の中で、予測が立つときというお話がございました。災害の種類はいろいろ多岐にわたっておりまして、地震であるだとか、火山であるだとか、予測がつかないときの危機管理課の動き方っていうものについても、きちんといろんな災害ごとの縦分けをしたものを次回しっかり示していただいてですね、私らも議会側もしっかり理解した上で、訓練に対してもそうですけど、そういったところの必

要なもの、また過剰なもの等を審査していきたいと思いますので、ぜひそこを整理して、次回、臨んでいただきたいと思います。意見です。

○近藤委員

よろしくお願いします。

3 ページ目の（４）なのですが、職員の訓練ということで、L o G o チャットを実施したということで、これ、この中には通信障害の対応が検討となってるんですが、これ、通信障害って、どういった地区であったんでしょうか。

○宝剣課長補佐

今回、防災行政無線で避難の放送をさせていただいたときに、戸別受信機にも当然飛ぶようにというところで、放送させてもらったんですけども、聞こえなかったというような意見が数多くいただいたところであります。そこで保守業者に点検で確認したところ、機器の故障はなかったということで、その次に何が考えられるかという、気象状況によって、電波が届きにくい状況が発生するときがある。今回そういったのが発生した可能性が高いということで、報告を受けております。その後、同じ配信方法で行った結果、通常どおり届いていることを確認させていただきました。電波で放送しておりますので、どうしても何らかの障害で届かない場合もあります。そういった場合は安心メールとか、市のホームページとか、そういったところでも配信をしておりますので、そういったところで確認してほしいということで、今、啓発をしていきたいというふうに考えているところです。

○近藤委員

無線や広報が聞き取りづらかったっていうことが、今回そういった場所が、はっきり分かったっていうことは、私はよかったのかなと。そこを改善すれば、ちゃんと個々に聞きやすくなるんですけど、職員の方々は、その放送を聞いて、L o G o チャットで返すっていうふうなやり方でよろしいんでしょうかね。

○宝剣課長補佐

今回、職員訓練の中では、L o G o チャットを活用して、職員参集ということで、させてもらいました。レベル４で避難指示が出たという想定の中で、職員係で各職員に、その情報受けて、一斉にL o G o チャットで送ったということで、放送を聞いてというよりは、そのレベル４の避難指示を受けて、職員係で今回配信をしたという、そういうものになります。

以上です。

○近藤委員

その職員向けに送ったやつが、この２ページ目の一番上のイですよ。この地区の代表者にも同時にこれを送られるってことで、それで区長並びに地区の代表の方々の、このL o G o チャットの認識度っていうか、使い勝手というものはどうだったのか、お聞かせください。

○宝剣課長補佐

今回の訓練では、各種情報を集めるという訓練も兼ねておりましたので、各地区から避難状況についても、本部に報告するというようお願いをさせてもらいました。その方法として、直接電話でする方法と、今言ったL o G o チャットという方法と、あと消防団員さんを通じて報告する方法と、ちょっと多岐にわたっていろんな情報収集の仕方を訓練したかったものですから、事前にどの方法で報告しますかということで、各区長さんに、今回は選んでもらったというところで、そこでL o G o チャットで報告していただいた地区があったということであり

ます。

以上です。

○阿部委員長

ほかにご質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

以上で、令和8年度糸魚川市総合防災訓練実施結果についての議題を終結いたします。

第3次国土利用計画（糸魚川市計画）の策定について（企画課）

○阿部委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、第3次国土利用計画（糸魚川市計画）の策定についてを議題といたします。

担当課の説明を求めます。

○大西企画課長

よろしくお願いいたします。

第3次国土利用計画（糸魚川市計画）の策定について、ご説明いたします。

それでは、資料No. 4－1をご覧ください。

項目1、策定の趣旨につきましては、この計画は、国土利用計画法に基づき策定するもので、国土の総合的かつ計画的な利用を図るための基本方向を示すものであり、糸魚川市の土地利用に関する行政上の指針となるものでございます。上位計画である国の全国計画、第6次国土利用計画と申しますが、及び新潟県土地利用計画に基づき、改訂作業を進めてまいりました。内容につきましては、第4次糸魚川市総合計画とともに、総合計画等審議会で審議をいただいております。

項目2、これまでの経過と今後のスケジュールにつきましては、6月市議会定例会の当委員会において、改訂素案をご説明し、その後、新潟県への事前協議やパブリックコメントを実施してまいりました。8月20日に開催した総合計画審議会において、改訂案をご確認いただき、9月2日に総合計画等審議会正副会長から答申をいただいております。本日、改訂案を説明させていただき、委員の皆様からいただいたご意見等を踏まえ、最終調整をした案をもって新潟県への最終協議を進めてまいります。県との最終協議を経て、計画策定とし、公表してまいりたいと考えております。

それでは、前回からの修正点について、担当から説明させていただきます。

○小杉課長補佐

それでは、資料No. 4－2をお願いいたします。

第3次国土利用計画（糸魚川市計画）案をご覧ください。

6月定例会の当委員会でご説明いたしました素案から精査を行っておりますので、修正点について、ご説明いたします。まず、1ページ上段、1、市土の概要では、土地利用状況を確認し、水面・河川・水路の構成比を精査し、数値を修正しております。

3 ページお願いいたします。

上段4の(1)適切な市土管理を実現する土地利用の項目では、荒廃農地について、従前の「適切な活用」から「適切な維持管理」へ表現を改めました。人口減少や担い手不足が進む中、活用ではなく、農地の荒廃を防ぎ、将来にわたって適切に管理する視点を明確にしたものであります。

続きまして、7 ページ下段にあります表をご覧ください。

土地利用目的に応じた区分ごとの目標でございます。ここにおきまして、面積、増減率、構成比を精査し、数値を修正しております。また、計画全体におきまして、GISなどのアルファベット表記を全角表示に統一をしております。その他、計画全体において基本的な方向性については変更ございません。今回の改訂では、第2次計画の考え方を引き継ぎながら、人口減少社会への対応をより前面に出し、脱炭素、生物多様性、デジタル活用、災害対応力の強化を新たに盛り込んだ内容としております。あわせて、空き家や未相続土地など、より具体的な課題への対応も明確にしており、本市の土地を守り、生かし、次世代へ引き継ぐための計画として整理をしております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○阿部委員長

説明が終わりましたので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

○古畑委員

全体まだ深く目を通してないんで、何とも言えないんですけど、このさ、1 ページ目、人口減少による市土管理水準等の低下ってあるよね。このときにさ、人口減についての現状について軽く触れてるんですけど、これね、令和2年の国勢調査によるデータなんだよね。だけどその上を見て資料の概要を見ると、土地利用の状況を見ると、令和6年10月1日現在ってなってる。これさ、年度が全然合っていないんだよね。あくまでも国勢調査のデータを使いたいということなのかね。

これやっぱり最新のデータに置き換えるべきじゃないですかね。いかがですかね。

○小杉課長補佐

まず上のほうにあります、土地の利用状況の数値ですけども、こちらは把握できている最新の状態の令和6年10月1日現在としております。今現在、その下の人口構成等につきましては、令和2年の国勢調査の結果を記載しておりますが、令和7年の国勢調査の結果のこの区分ごとの詳細の数値がまだ出ていない状況でございます。今後、発表されるんですけども、ちょっとこの改訂のタイミングでは、最新情報に載せきれないのかなと思っております。実は、この国土利用計画、10年前にも改訂しておりますけども、そのときも同じようなタイミングでして、そのときの国勢調査もちょっと古い形でしか載せることができなかったもので、どうしてもちょうどこのタイミングだとこういう状態になってしまうのは、ご了承いただければと思います。

以上です。

○古畑委員

分かりました。

ただね、やっぱりさ、激しいんだ、減り方が。高齢化率の上がり方もすごいし、少子化の何

ていいまいしょうかね、データも1年ごとに全然変わってくるんでね、できればなるべく最新のものをというふうに思います。まあ、そういう事情ならね、これも致し方ないということで、納得しました。

○保坂委員

すいません、4ページ、5ページ。

しょうがないのかなと思ってんですけど、6番の(2)の森林のところでございます。中段から、「また、市街地及び周辺における森林については良好な生活環境を確保するため積極的に緑地として保全及び整備に努め市民生活に潤いを与える良好な景観形成を図ります。」というのは、分かるんですけど、ただ実際にその土地を持ってるおられる方だとか、資源の管理の仕方っていうのは、山林についてはもう全然価値が、言葉あれですけど、なくなってきた状況で、むしろ財産管理の面で非常に皆さん苦勞されてるような状況っていう背景がございます。下にね、書いてありますけども、「荒廃防止、再造林、間伐」そのとおりなんですけども、これがなかなか遅々として進まないっていう現状を、うたっているのはいいんですけども現実的に何か実行していくっていう部分に、もう少し何かこういうところでうたっていただかないと毎回、毎回、同じ、ただ計画文言だけになるのかなと思ってんですけど、ただ、この計画自体は、そのレベルで書いとけばいい計画っていうことでよろしいでしょうか。

○小杉課長補佐

国土利用計画につきましては、土地利用に関する総合的な基本的な方針を示す計画でございます。個別の交付金とか補助金の根拠計画とはなりませんけれども、土地は限られた資源であることから、一度転用すると元に戻しにくいという性質があります。そういった面で長期的、広域的な視点で土地利用の方向性を示すというのが意義のあることだと思っております。その意味で、この国土利用計画というのを策定しているわけですが、この策定に基づきまして、各種の都市計画とか、森林整備計画ですとか、そういったものがさらに具体的な施策として計画を策定していくこととなりますので、この土地利用計画につきましては、そういった個別計画の元となるものというところで、しっかり方向性は出していくものと思っております。

○保坂委員

あと次の6ページの(5)の道路とかもそうなんですけど、今現状の道路の維持管理、当然やっていただきたいです。そのとおりなんですけども、今後ね、コンパクトシティであるだとか、人口減少であるだとか、道路の使用頻度率だとかっていう、そういったところも、下手に書きちゃうとまた逆に整備しづらい計画なのかなと思って受け止めたんですけど、それもそういう解釈でよろしいでしょうか。

○小杉課長補佐

ご意見ごもっともだと思います。

必要な道路整備は今後も当然にしていかなきゃいけないと思うんですけども、インフラの総量自体は人口減少とともに、必要な箇所というのは減ってくる可能性があります。そういった現状をしっかりと踏まえながら、必要なところの整備はしっかり行って、安全性を確保し、またそこにも書いてありますが、災害時の代替路としての活用も当然にありますので、道路の整備というものはしっかり考えていかなきゃいけないと思っております。ただ一方で、今言われるように、人口減少とともに使わない道路とか、そういったものもしっかり見極めて、インフラの総量というものの適正化を図っていく必要があると思っております。

○阿部委員長

ほかによろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

ほかにご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

以上で、第3次国土利用計画（糸魚川市計画）の策定についての議題を終結いたします。

糸魚川市国土強靱化地域計画の策定について（企画課）

○阿部委員長

次に、糸魚川市国土強靱化地域計画の策定についてを議題といたします。

担当課の説明を求めます。

○大西企画課長

それでは、糸魚川市国土強靱化地域計画の策定について、ご説明いたします。

お手元配付の資料No. 5－1をご覧くださいと思います。

項目1、策定の趣旨につきましては、この計画は、国土強靱化基本法に基づき、策定するので、地域の特性を踏まえた強靱化施策を計画的かつ実効的に進めるための指針でございます。いつ起こるか分からない、いかなる災害に対しても、市民の生命と財産を守り、被害を最小限にとどめ、迅速な復旧・復興が可能な、強くしなやかな災害に強い地域をつくり上げるための地域計画として策定するものであり、近年の災害経験や社会情勢の変化を反映し、より実効性のある計画に改訂するものでございます。また、前提となる令和5年7月の国の基本計画の改訂及び令和8年3月の新潟県国土強靱化地域計画の改訂を踏まえて、見直し作業を行ったものでございます。

項目2、これまでの経過と今後のスケジュールにつきましては、今年6月定例会の当委員会において、改訂素案をご説明し、その後、パブリックコメントを実施してまいりました。また、糸魚川市防災会議委員への意見照会を行った上で、8月21日に開催した糸魚川市防災会議において、改訂素案をご説明し、内容の確認をいただいております。本日改訂案を説明させていただき、委員の皆様から、いただいたご意見、ご提言を踏まえ、最終調整の上、公表してまいりたいと考えております。

それでは前回からの修正点について、担当から説明させていただきます。

○小杉課長補佐

それでは、資料No. 5－2 糸魚川市国土強靱化地域計画案をお願いいたします。

6月市議会の当委員会でご説明した案から精査・修正を行っておりますので、その修正点についてご説明いたします。なお修正した部分については、赤字で記載をさせていただいておりますので、ご確認願います。

まず5ページをお願いいたします。

4の想定する自然災害の（1）地震災害につきましては、前回の委員会でご指摘をいただきました想定地震について、地域防災計画との整合を図り、同計画での記載に改めております。

少し飛びまして、18ページをお願いいたします。

リスクシナリオ1－2地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による死傷者の発生につきましては、駅北大火後に実施していた木造密集地区防災事業がおおむね完了しており、今後は住宅密集市街地を含む出火防止対策の強化が必要なことから、そこに記載の主な取組の①の見出しを修正するとともに、②の初期消火体制等の確保の各項目を分かりやすく整理をしております。

28ページをお願いいたします。

リスクシナリオ2－3、劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす死者の発生につきましては、トイレの洋式化や多目的トイレへの改修だけでなく、上下水道の被災によりトイレが使用できない場合を想定し、移動式トイレの配備について記載し、災害発生時の迅速な運搬設置のほか、衛生管理や維持管理体制の整備について追加をしております。その他、各リスクシナリオの項目に関連計画として掲載しております、糸魚川市地域防災計画につきましては、8月に開催されました、防災会議において改訂が承認されたことから、改訂年月を令和8年8月に更新をしております。その他、計画全体において大きな修正はございません。

今回の改訂では、施設の耐震対策、インフラやネットワークの強靱化のほか、自主防災組織の活性化、防災備蓄の推進など、人命の保護や被害の最小化といった、これまでの計画を引き継ぎながら、業務継続計画の見直しや強化のほか、災害時応援協定に基づく応援体制、受援体制の整備、被災後も迅速かつ的確に復興が進むよう、基本的な復旧・復興の在り方を定める復興事前準備の取組について、新たに記載をしており、平時からの備え、災害時の対応、よりよい復興に向けた事前準備を一体的に推進する内容としております。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○阿部委員長

説明が終わりましたので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

○保坂委員

18ページ、赤字に訂正されてるところの、主な取組の4行目ですか、「市民に対して感震ブレーカーの設置を促し」ということで、明確にうたっていただきましてありがとうございます。

であるならば、国土強靱化になっていく上では、具体的に各民家にやっぱり感震ブレーカーがつくような取組をしっかりとやっていかないと、やっぱりこの計画の整合が取れないというふうに思っております。

それからまた28ページの主な取組のところ、さっきの赤字の訂正の部分、避難所のトイレについてのご指摘があったところもこのとおりだと思って、大賛成であります。やっぱり衛生管理の面からも災害によって、本当どこにどういうふうな状況になるか分からないので、移動式トイレの価値というものが、本当に震災等の後を見たときに、非常に重要なものになってますので、こういった部分もやっぱり市民に見える形で、簡易トイレの使用であるとか、トイレカーであるとか、そういったものを認識できるような取組をぜひやっていただくことが、国土強靱化につながるかと思ってますんで、今回しっかりうたってあることは、大いに賛成を込めて、ただ具体的な部分もしっかりやっていただきたいという要望でございます。

以上であります。

○阿部委員長

ほかにご質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

よろしいでしょうか。

ご質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

以上で、糸魚川市国土強靱化地域計画の策定についての議題を終結いたします。

普通交付税の算定結果について（財政課）

○阿部委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、普通交付税の算定結果についてを議題といたします。

担当課の説明を求めます。

○塚田財政課長

では、よろしくお願いいたします。

普通交付税の算定結果について、説明をさせていただきます。

財政課資料No. 1 をよろしくお願いいたします。

左側には主な増減理由及び普通交付税の仕組みを記載し、右側には交付額などについて、前年度交付額、今年度予算額との比較を表示しており、それぞれ、青、赤、黄色の着色箇所は、それぞれ右と左で対応しております。

資料、最初に左側の下段、普通交付税の仕組みの図をご覧ください。

図の上段の四角に、基準財政需要額147.6億円とありますが、当市が8年度において、標準的な行政サービスを市民に提供するため、必要となる推計費用の総額でございます。その下の四角の真ん中に、基準財政収入額76.4億円とありますが、こちら当市が標準的な税率で、通常の努力をした場合に見込める税収のおおむね75%、それと地方譲与税等の合計になります。いずれも国の定める方法で算定をしております。なお、標準的な地方税収入のうち、おおむね25%は、市の留保財源とされ、基準財政収入額から除かれます。普通交付税は、全国どこでも一定水準の行政サービスが受けられるよう、国が地方自治体の財源を保証するものであり、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた財源不足額は、当市の場合、71.2億円となります。なお、標準財政規模は168.5億円ですが、これは普通交付税交付額に標準税収入額等を加えた額であり、市の一般財源総額の大きさを示すものでございます。

以上を踏まえまして、資料左側の上段、黄色の部分をご覧ください。

8年度の普通交付税交付額は、71億1,693万9,000円になります。前年度当初算定と比べまして3億2,701万2,000円、4.4%の減となりました。主な理由は、償却資産の固定資産税の増に伴い、基準財政収入額が増となったためであります。

次に、算定内訳について説明いたします。

資料右側の表赤枠の金額について、上から順に説明いたします。まず、上段部分、基準財政需要額の欄をご覧ください。アルファベットのAからKまでの部分になります。先ほども説明しましたが、こちらは標準的な水準における行政サービスを行うために必要となる一般財源として算定されるもので、実際にかかる額ではございません。交付税の算定のルールにより計算

される値になります。青色のK欄、基準財政需要額の計は、147億6,547万5,000円となっており、前年度比3億2,303万1,000円、2.2%の増となりました。この主な増減理由につきましては、資料左側の青色着色部分に文章で記載をしておりますが、個別算定経費（A）では、各施設の管理委託料や光熱費の増、職員給与の改定に要する経費等が算定された結果、前年度比2億2,172万8,000円の増、包括算定経費（C）では、前年度比2,911万8,000円の増となりました。一方で、公債費（B）においては、地方債元利償還金の減少に伴い、交付税算入額も減少していることから、前年度比1,742万6,000円の減となりました。

次に資料右側に戻っていただいて、中段の基準財政収入額、アルファベットのLからMまでの部分になりますが、標準的な地方税収入見込額の一定割合として算定される額で、赤色のN欄、基準財政収入額の計は、76億3,884万8,000円となっており、前年度比6億4,794万4,000円、9.3%の増加がありました。主な理由につきましては、こちらも資料左側、赤色の部分に記載のとおり、償却資産に係る固定資産税で、4億4,182万8,000円、市町村民税法人税割で4,430万9,000円の増となったためであります。

資料右側に戻っていただいて、普通交付税の交付額は、青色のK欄、基準財政需要額と赤色のN欄、基準財政収入額の差額、そちら財源不足額O欄から、最後にP欄の国のほうで最終調整する、調整額968万8,000円を差し引いて、黄色のR欄、71億1,693万9,000円が交付額となります。

説明は以上になります。

○阿部委員長

説明が終わりましたので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

以上で、普通交付税の算定結果についての議題を終結いたします。

財政健全化判断比率について（財政課）

○阿部委員長

次に、財政健全化判断比率についてを議題といたします。説明を求めます。

○塚田財政課長

それでは引き続き、令和7年度決算数値に基づく財政健全化判断比率の状況について、説明をさせていただきます。

A3の資料No.2に、A4別紙で、用語解説資料も添付しておりますので、併せてご覧ください。

まず、A3資料左上の比率の状況、4色で着色してある表、こちらをご覧ください。こちらに、7年度の比率、それと6年度の比率も参考に記載をしております。赤色の欄、実質赤字比率と黄色の欄、連結実質赤字比率につきましては、ともに黒字でありますので、ハイフンで表示しております。青色の欄、実質公債費比率につきましては、12.7%、対前年度比、0.3ポイント

トの減、緑色の欄、将来負担比率につきましては、34.5%、対前年度比、8.9ポイント減となり、数値のほうは改善傾向にあります。また、7年度の四つの比率は全て早期健全化基準未滿となっております。

次に、それぞれの比率の算定状況につきまして、ご説明いたします。

今ほどの表の下、赤色のA実質赤字比率につきましては、繰上充用額(A)から支払繰延額(C)まで、いずれも該当がなく、金額がゼロとなりますので、実質赤字比率はございません。

次に、その下、連結実質赤字比率の表をご覧ください。

表の一番上、一般会計(1)から下方向に介護保険事業特別会計(6)までの各会計は、全て実質収支が黒字、また、ガス事業会計(7)から下水道事業会計(10)までの各会計は、全て資金剰余となっており、不足額は生じておりません。なお、その下、(1)から(10)までの合計額である、連結実質赤字額(A)は、黒字ですので、マイナス表記になります。この額を分子に、その下の標準財政規模(B)を分母に計算しますと、Bの連結実質赤字比率は、黒字の22.92%となりますので、連結実質赤字比率はございません。

次に資料右側の上段、実質公債費比率の表をご覧ください。

実質公債費比率は、市が過去の借入金について、1年間で支払った返済額を標準財政規模に対する割合で示したものでございます。青色のC実質公債費比率は12.7%であり、これは一つ上の欄の令和5、6、7年度、過去3か年度の単年度の実質公債費比率の平均値であります。なお、7年度、単年度の実質公債費比率は11.8%で、6年度の12.6%から0.8ポイントの減となりました。令和元年度前後において、ごみ処理施設や健康づくりセンタープールの整備などを行ったことにより、4年度以降、公債費が上昇しましたが、単年度実質公債費比率のピークは5年度、3か年度平均で求める実質公債費比率のピークは6年度と見込んでおり、今後、多額の起債発行がなければ、徐々に数値は改善していくものと考えております。

次にその下、将来負担比率の表をご覧ください。

将来負担比率は、市の借入金など、現在抱えている負債の大きさを標準財政規模に対する割合で示したものです。将来負担比率は34.5%であり、6年度から8.9ポイントの減となりました。主な要因は、この表の一番上の欄、年度末の一般会計等の地方債現在高(1)、地方債の返済が進んで、この額が減少したことと、分母の標準財政規模が増えたことによるものでございます。今後の見通しとしましては、投資的経費の動向や基金残高の推移にもよりますが、ごみ処理施設等の借入金の返済が今後進むことで、年々、将来負担比率も改善が図られていくものと考えております。

説明は、以上であります。引き続き健全な財政運営、運営に努めてまいります。

よろしく願いいたします。

○阿部委員長

説明が終わりましたので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

よろしいですね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

以上で、財政健全化判断比率についての議題を終結いたします。

駅北遊び広場整備事業の配置修正について（こども家庭課）

○阿部委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

次に駅北遊び広場整備事業の配置修正についてを議題といたします。

説明を求めます。

○室橋こども家庭課長

それでは、ご説明をいたします。こども家庭課提出の資料No. 4をご覧ください。

こちらの資料につきましては、これまでいただいたご意見を踏まえ、配置案を修正し、主な変更点を整理したものであります。施設コンセプトにつきましては、「駅北遊び広場 ～多世代がつながる まちなかの森ひろば～」で、変更ございません。糸魚川の自然や駅北大火からの復興の歩みを踏まえ、子どもを中心に、多世代が日常的に立ち寄り、遊び、滞在し、交流できる公共空間として整備する考えであります。

主な見直し点は、大きく5点であります。

一点目は、コンテナについてであります。

コンテナの利用をやめて、休憩、見守り、交流などの滞留機能を、基地建物や屋根付園路内で整理することといたしました。基地建物については、図の真ん中、②のところでございますが、開放型建物の近くに、多目的で利用できる空間として、一部は椅子・テーブルを配置し、また一部は靴を脱いで過ごす滞在スペースを設けるほか、授乳室や小規模なキッチンを設けます。

二点目は、トイレ機能についてであります。

災害用のトイレトレーラーをやめ、日常利用しやすい多目的なトイレとして、基地建物内に整備をいたします。

三点目は、屋根付園路についてであります。

図では、下のほうの本町通りの雁木のところからグレーに着色したところ、③の屋根付園路からシンボルツリーの周り、また②の基地建物の周囲と①開放型建物のところまで、動線に沿った形でグレーに着色したところが、軒先を含めた屋根付の空間となりますが、その中でも③の屋根付園路のところで、部分的に幅を広げて拡張し、休憩、見守り、催事等の滞留にも使える軒下空間として、イベント時等も柔軟に対応できるようにいたします。

四点目は、水遊び場、手遊び場についてであります。

資料図では⑤という形になりますけれども、大規模な親水施設ではなく、小規模な遊びコーナーとして、水や砂、石に触れられるよう再整理をいたします。保護者が見守りやすく、季節に応じて遊べる遊び場とする考えであります。

五点目は、旧宮田ビルが建っております、東側の敷地についてであります。

こちらについては、固定的な建築物は造らず、イベント利用や車が乗り入れられたりと、将来の民間活動にも対応しやすい、可変的に対応できる空間として整理しております。詳しい配置や各機能の考え方につきましては、図面中の①開放型建物、②基地建物、③屋根付園路、④イベント空間、⑤水遊び場・手遊び場に記載をしております。なおこちらの建物等のイラスト

等も記載をしておりますけれども、これはお示しした配置図を基に生成A Iで作成したイメージでございます。今後設計していく中では、実際の形状や仕様とは異なる場合がございますので、ご留意をいただきますよう、お願いいたします。

次に資料の裏面をお願いいたします。

概算工事費についてであります。

概算工事費につきましては、2月の予算委員会でお示しをしました、約4億5,000万円から、今ほどお示しをした配置修正により、約4億4,000万円としております。本日、委員会でいただくご意見も踏まえ、今後は実施設計の中で詳細を詰めてまいりたいと考えております。また、10月8日に市民説明会を開催する予定としており、配置図等を用いながら、分かりやすく説明をしてまいります。

説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○阿部委員長

説明が終わりましたので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑ございますか。

○保坂委員

8月17日の総務文教常任委員会で、確かに見直しのところで、小空間休憩機能、コンテナに限らずっていうのは、書いてあるんですけども、私もコンテナに限らず、木製といいますかね、木造物で、コンテナと同等の機能が残るものかと思いきや、全く消えてましてですね、何だろうな、その意図がまず分からないのと、あともう一つ言えば、開放型建物もすごく期待しているんですが、中が芝生になっているということと、あそこの中で遊ぶときの遊び道具といいますか、いろんな、私の中では、実験ラボっていろんなことを考えてはいるんですけども、何もそういう道具なり、機材なりっていうのを置くスペースもないようなんですが、果たしてこの施設の状態で運用していけるのかなってちょっと不安があるんですが、②の基地についてもいろんなものが集約されてるのはいいんですが、ちょっとこのスペース的にどのぐらいの広さがあるのか、ちょっと想像できないんですけども、これが2階建てなのか3階建てなのかって話にもなってしまいますし、その辺ちょっと説明いただけますか。

○能登係長

冒頭のコンテナのお話でございますけれども、コンテナという箱そのものというよりは、コンテナの中の滞留の空間というところを、少し大事にするというところで、休憩や見守り、待機などの滞留機能を、基地建物、屋根付園路を少し広げる形の中で、確保をさせていただいたという認識でございます。機能を削るというところではなくて、日常利用しやすい形で、再整理をさせていただいたところでございます。

あと開放型建物の中、具体的な物をどうやって置くのかとか、そういったところは、これからまた詰めさせていただきたいと思っておりますけれども、少し体を動かす場所というふうに考えておりますので、極力、中は広い空間を担保したいというふうに考えているということでございます。

以上です。

○保坂委員

まさに汎用性は汎用性なんですけど、まるっきり何をするのが分からないので、もう正直いって、何て言ってみようもないんですけども。

ここのコンセプトで、多世代がつながる、まちなかの森ひろばなんですけども、皆さんの中で、イメージはどういうものを持ってるんですかね。ここで何をやろうとしているのか、どうやって人を集めていくのか、ちょっと私、正直いって、だんだん分からなくなってきたんですけど、何をされたいのかなっていうのが、素朴にあってですね。わざわざ駅北の屋内遊戯場を出してるわけですから、それに代わるだけの人を集めるものをここでやりたいっていうのであれば、いいですよ、全部何かフリースペースにしたっていいんですけど、こういうものを作るんだっていう、例えば、平日利用と休日利用でどういうふうにするのかとか、多世代交流で高齢者だったらこうするとか、若い人たちだったらバスケットボールのゴールを持ってきてね、スリーオンスリーできるようにするんだとか、スケートボードのコース、簡易なものをブロックとか並べてやれるだとかっていうのは、まだ何かイメージ湧くんですが、ただ、屋根付きの部分と基地を造って、だだっ広くしておいてっていう部分が、で、あれでしょ、商業施設みたいなことはしないんですよ。商売になるようなことはやらないっていうふうなコンセプトだと思うんですけど、ちょっと前より全然見えなくなってきたんで、ちょっとその辺をちょっと説明いただけますか。

○室橋こども家庭課長

ご説明をいたします。

基本的には、居場所づくりといったところを考えたいと思っております。こちらにつきましては、子育て世代、これまで駅北自体に足を向いていなかった子育て世代がこちらに来て、居場所となるような形の部分ということで考えさせていただいております。開放型建物につきましても、今ほどの委員の意見では、何をやったらというところのご意見ではございますが、逆に広い空間でありますので、どういった形にでも対応できるといったところはあるかと思っております。特定のものについて、設備を整えてやるというよりも、その都度都度で、対応していくということができるといった考え方でおります。

②の多目的な形での基地建物といったところにつきましても、先ほど申し上げましたとおり、椅子・テーブルを置いて、くつろげる空間というふうにしていきたいと思っておりますし、一部は靴を脱いでといったようなところでも考えております。高齢の方、多世代の方等もこういったところでお休みいただきながら、というところも想定しているところでございます。

以上です。

○保坂委員

高齢の方が休むのもいいんですけど、何を見て休むのかなとか。あと夏バージョン、冬バージョンも分からないし。本当にもし一般市民の方に説明会をするときに、ここで何やるんですかって言ったときに答えられる材料ありますか。

○室橋こども家庭課長

先ほども少し申し上げましたけれども、基本的にはソフト面では、やはり子育ての遊びといったところを運営していくといったところを軸にまず考えていきたいと思っております。そういったところで、まずは子育て世代がこの施設を有効に利用するといったところですよ。あわせて、そういった子育て世代と事業の中で、地域の方あるいは高齢の方が関わる事業、そういったものも展開していく中で、ここを場として利用して活動していくと、そういった意味で小さく使いながら、今後、育てていくといったところで、これまでもご説明をさせていただいたというふうに思っております。

以上です。

○保坂委員

コンテナにはこだわらないですけど、コンテナ的なブースがないとですね、例えば、一定期間、何か催しをやろうとしたときに、その拠点となる部分がないんですよ。だから、毎回、車で来て、物を全部そこで広げて、その日ごとに何かイベントやって、また撤去して、また翌日、同じようなイベントをやるようなことを考えてるのかなって、そういうふうに見えちゃうんですね。だから、非常に、ここで何か催し物を取り組もうとしても、非常に、一見、広場でいいようなんですが、雨の日はじゃあどうするんだとか、雪の日どうするんだとか、すごく暑い日はどうするんだとかね、逃げ場もないですし、ここ誰にとって、利用価値のある広場なんですかね。何か利用価値のある団体等があるのであれば、ご紹介いただきたいと思います。

○室橋こども家庭課長

今ほど委員おっしゃられる部分につきましては、②の基地建物のところが、ここ全体で施錠をかけることもできますし、冷暖房完備といったところになってくると思っております。こういったところをそのような形で、部分的に利用したりといったところでは対応可能だと思っております。ただ、また先ほど私申し上げましたとおり、③のところのこの屋根付園路の中で空間として、屋根を拡張しているところが、それはオープンスペースにはなりますが、そういった場所も利用しながら、対応していくという考え方でおります。

以上です。

○保坂委員

あと、くどいですけど、せっかく屋内遊戯場を外に出したわけじゃないですか。それに代わる、例えば、小・中学生の遊び広場にするのか、小学生でもいいんですけども、そこにこだわっていくのか、それとも全く、何ていうんだろ、そうではなくて、高齢者、若い人たちも含めての子供の遊び広場っていう、そういう体を動かすほうにしていくなかにも、これだけだと、何ていうのかな、さっき言ったバスケットボールのゴール一つ取ったって、多分、置く場所ないんだろと思うし、とっても不思議な空間になっちゃったなと思ってるんですけど、皆さんの中でこれ本当に利活用していくイメージって、持ってますか。何か3パターンか4パターンぐらい、何かそういうものを示さないと多分伝わらないかなと思うんですけども、大丈夫ですか。

○室橋こども家庭課長

今建物の枠として、このような形で示させていただいております。

今ほど委員言われた、例えばバスケットゴールみたいな形も、この開放型建物の中で、一面は取れませんが、半面ぐらいのスペースはあるかと思っております。全面的な運動施設といった形での想定ではございませんので、やはり体を動かしたりといったところで、対応はしていけるかなというふうには思っております。

先ほども申し上げましたけれども、特定のもので形を固めるという形ではなくて、今後使っていく中で、その用途に応じながら考えていくといったところも必要かというふうには思っております。

以上です。

○保坂委員

私、本当のこと言うと、屋内開放型施設については、非常に期待をしておりますね、本当、

子供たちが何か実験とかね、ちょっと家ではできないようなことができるとかね、そういうのを想像してたんですけど、それをやってくださるならまだ期待したいなと思ってます。

あと、これやっぱ、考えれば考えるほど、ここの主催者というか主体者、事務方も当然そうですけど、どういった方をここに引っ張り込んで、広場を有効活用してもらってっていうところのウエートが非常に大きいかなっていうふうに思いますんで、ちょっと手放しには、ちょっと喜べない状態になっちゃったんですけど。

あと、ビル解体費のことも考えると、どうしても今後この事業でやっていかないと、解体費も確保できないっていう、何ていうのかな、諸刃の剣状態になってまして、これで国が補助金を認めてくださって、ビル解体費も出るのであれば、もうここまでくると、もう言うてみようがないっていうか、そういう今状態なのかなと思うんですけど、これで本当に市民の方に10年もかけて計画してきた結果がこれだって、胸張って言える施設ですか。大丈夫ですか。

○室橋こども家庭課長

今ほど委員言われた、ラボ的な部分も、私ども開放型建物の中で対応していけるというふうには思っております。想定的な部分では、そういった催しも、この開放型建物、屋根付きといったところでありますので、それで、広い空間があるという中での実施ということでは、ソフト面で十分対応していけるというふうに思っております。

以上です。

○保坂委員

でも、直営でやるんですよね。やっぱちょっと心配です、はっきり言って。よっぽどのプロフェッショナルの方で、こういった空間を本当に有効活用できるような方がレクチャーしてくださるならいいですけども、一時的にね、やってもらっても、これは恒常的にそういう方がここについてくださると話は別だと思うんですよね。一イベントでやる分じゃなくて、やっぱり四季折々の対応であったりだとか、子供たちまたは青年層、高齢者層に合った、わくわくする、期待感。連続して期待感を出すような広場になっていかないと、本当に寂しい空間になる可能性があるんで、それが一番今恐れております。むしろ屋内遊戯場みたいに、いつ行ってもそこに屋根があって遊べるから安心して行けるわっていう空間はいいんですけど、ここに関しては、それはほとんどないと思ってますんで、本当に取組のほうが逆に心配してきたなと思いました。多分これ以上言っても、ちょっと今堂々巡りなんで、ほかの委員の意見を聞きたいと思います。

以上です。

○松尾委員

ちょっと一点、聞かせてください。

開放型の建物ですね。①ですね。これまあ1億5,000万ほどの工事費なんですけど、高さとか大きさが明記されてないんで、図面ではこう書いてあっても、どのぐらいの高さで、どのぐらいの広さなんですか。

○能登係長

現在、概算で出させていただいている、開放型建物の大きさにつきましては、縦が約16メートル、横が12メートルのものです。高さにつきましては、屋根の形状で、高いところと低いところがあるんですけども、壁面に屋根がかかる部分において、大体高さが4メートルほどを、今、想定をしております。

以上です。

○松尾委員

今、高いほうで4メートルってことで。

[「低いほうです」と呼ぶ者あり]

○松尾委員

低いほうでね。

それで先ほどのお話だと、何かあの中で、例えば、ちょっとバスケットやりたいとか、そういうことも可能だということ言っていましたよね。そのぐらいのスペースがあるということなんです。

あと中にいろいろな何かの構造物というか、そういうふうな建物だから特別こういったものを設置しますよっていうのはないというふうに取っていいですか。

○室橋こども家庭課長

基本的には、広い空間を確保するということであります。屋内遊戯場は、屋内遊戯場ということでございますけれども、こちらは下を芝生、人工芝的なものになるかと思っておりますが、そういった部分で、開放型、ここも屋根がついているといったところで、半屋外といったような形での活動ができる場所というふうに想定しております。

以上です。

○松尾委員

あと一点気になるのは、強風のときですね。

それら等々については、特段もうそんな心配する必要はないと取っていいですか。開放型だからかなり広いスペースで、強風のときにはどういうふうに構造になってるのかって、ちょっと分からないんで。

○室橋こども家庭課長

例えば、今の強風のときとかっていうところでは、これ常時開放しているという形ではなくて、ここの部分は、戸で閉めたりということで、防ぐことができますので、強風のときとかそういうところについては、この開放している部分を閉じるといった形での対応は可能となっております。

以上です。

○阿部委員長

いくつかちょっと、私からもちょっと確認してもよろしいですか。

この開放型建物の中は、エアコンとかはないっていう想定なんですよ。

○能登係長

開放型建物の中の空調設備というのは、今のところ考えておりません。

○阿部委員長

以前の整備だと、水遊び広場が近隣施設の大町の親水公園のほうでやってくっていう話が、もう一回、水遊びコーナーが新設されて、砂遊びのコーナーも新設されてるんですけど、前回の予算を見ますと、水遊び広場だけで4,500万の予算。で、今回二つ合わせて1,000万の予算になっていて、どの規模のものがいいのか。前回も砂遊びのコーナーに関しては、外だと危ないので、中でやりますっていうような回答あったんです。コンテナの中で、砂遊び広場を展開するのは、外にそういった砂場があるっていうのは、危険なので、中に入れますっていうよう

な回答があったのを、私、記憶していて、どのぐらいの砂場の規模になるのか、どのぐらいの水遊びの機能になるのか、ただただ水がちょっとそこに流れてるだけでも、水遊び広場になりますし、最近ですと、朝日町の未来パークでは、下から、時間的に、規則的に、ワーッと噴いたりっていうのがある中で、どういった広場、1,000万の中で、どういったものができるのかっていうのを確認させてください。

○能登係長

今水遊び広場とあと砂場のところですけども、大きさ的には、今この配置図の大きさになりまして、メートルでいうと、大体4メートル真四角ぐらいのところの広さになっております。

水遊び広場がどういったところのしつらえになるかというところですけども、今これから設計に入るところですけども、今の概算の中では、単純に床から消雪パイプのように、少し水が下から出るような、その程度のものを今考えているところでございます。

以上です。

○阿部委員長

あとこの基地が中に入っていて、これ見ますと、キッチンがあったり、テーブルがあったりっていうのが、小規模なキッチンというのは、どういう使われ方をされる想定なんでしょうか。

○能登係長

キッチンの中には、職員も一定程度、いる予定にしておりますので、キッチンと書いてありますけれども、少しお湯を沸かしたり、そういったことができるような設備というところで、こちらに記載をさせていただいているところでございます。

以上です。

○阿部委員長

その説明でいいですか。

お湯を沸かすキッチンがある。

○能登係長

お湯を沸かしたり、少し煮炊きもできるかもしれませんが、今の段階だとお湯を沸かししたりするところを、今ここの中に設けたいというところでございます。

以上です。

○阿部委員長

あとトイレについてなんですけど、ちょっと私、提案になってしまいうんですけど、やはり多世代であったり、いろんな方が使えるってところで、ユニバーサルシートについても、先日提案させていただいたんですけど、その際、既存のトイレでは対応が難しいっていうようなところがあって、これから新設していく中では、そういったものも考えられるのかっていうのは、ちょっと一点、確認させてください。

○能登係長

今トイレにつきましては、多目的トイレを二つ予定しておりますので、その中でできるところを、今後また細かいところを検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○阿部委員長

あと最後、一点なんですけど、もう大本というか、本当に、ここの使われ方、誰が使って、

どういう人が来て、どういう使われ方を想定して、これがあることで、糸魚川の駅北がどう変わっていくのかというものが、本当に薄れていってるという印象、まあ保坂委員もありましたけど、これちょっと説明がなかなか、何ていうんでしょうかね。

○保坂委員

今ねちょっと委員長の疑問のところ、私も同じく疑問なんです。例えば、インターロッキングのところ、普通であれば、イベントのときカフェのね、テーブルとか椅子を置いて、何ていうんだろう、傘っていうかね、そのイベントのときの本当にちょっと軽食を取るような空間つくったりとか何か眺める。で、前に古畑委員も言った、電源をちゃんと確保して、音響であるだとか、あと電飾であるだとか、場合によっては、大きなスクリーンによって、あえて外で見るような、何か映画か何かはちょっと分からないですけど、あえてそういうものを楽しむであったり、ライブの何かそういうのを楽しむとかっていうのもあるんでしょうけども。

でも、基本的には、商業ベースのことは、やらないイメージがあるんで、それはやっていいのかとか、分からないんですよ、これだけって言われると。いやもう当初は、子育てに資することと言ったけども、コンサートを一つ取っても、上映にしても、音楽活動にしても、それは子供たちの成長に資するものなんだと、だからいいんだと。あとカフェだとか、軽食だとか、そういったものだって、日常生活の中で物を買ったり食べたりして、いろんなものに触れるということで、その子育てに資するんだって言われれば、全部可能なわけなんです。

でも、当初はそういった販売に関わることは駄目だっていうから、じゃあどういものができるのかなと思ったら、ただスペースだけってきちゃって、そこで理解が苦しむんですよ。いや、本当、にぎわいの広場にしていって、人を集めるから、そういうキッチンカーも入れると言ってるわけだから、そういったことも大いにやってもらうんですよっていうのなら、まだ分かるとは思いますが、そこが整合性が取れてないんですよ。皆さんの中では、取れてるのか知れないけど、少なくとも私には全然伝わってこないんで、その辺ちょっと整理して言っていただけますか。

○室橋こども家庭課長

これまでのご説明の仕方が悪かったのかもしれませんが、今ほど保坂委員、言われたような部分で、当初確かにその商業ベースといった部分については、施設整備の中では取り入れていくことは困難ですということで申し上げました。ただこういったインターロッキングのスペースとかには、キッチンカーも入れるというところを想定しております。電源とか水道みたいな形のところも整備していきたいというふうに思っております。

その商業ベースの部分を、ソフト的な部分で利用するといったところは、十分想定をしているところでございます。ただ、ハード整備の中に、そういったものを取り入れるのが難しいということで、補助の関係もあって難しいということで、これまで私どもとしては、申し上げてきたつもりでございますので、今回、本当にこういった形で、スペースをつくるといったようになっておりますけれども、こういった中で、まずは子育て世代を中心に、遊びの場を展開していく。ただ、今ほど保坂委員、言われたような形での商業ベースといった部分のところも対応していけるような形で、このようなものを想定しているといったところでございます。

以上です。

○保坂委員

もしそういうことであるんなら、当初あえて公園という言葉を使わないで、広場って言って

きたから、多様性に耐え得るというものであれば、それこそ古畑委員じゃないですが、電源とか、あとフットライトっていうんですかね、ちゃんとへりのところをきちんと照明があって、みんなつまづいて転ばないように、夜でも利用できるようにするとか。

あくまでも商業ベースとはいっても、子育ても関連するから、子供たちにとってというのは、枕詞につくかもしれないけど、ちゃんとそういうカフェだとか、何だとかもできるっていうことであれば、まだ理解はできるんで、でも、そういうところを、逆に全面的に言っていないと、これ何するねんって話になると思うんですよ。

あともう一つは、そういうルールをしっかりとつくらないと、じゃあここで何かやろうと思ってる人も、ああ弾かれるんじゃないかって言われてしまうと面白くないんで、むしろいろんなことができる空間にしてもらって、その上で問題があれば、弾かれるかもしれないけど基本的にはどんどん受け入れて、人が集まるような要素をやってほしいんですよ。そうしないと意味がないし、根本的には人が集まるような、シンボルになってもらわないと、駅北に造った意味がないっていうか、ただの広場でいいわけになっちゃうんで、そこはぜひ逆に緊張感を持ってやっていただきたいなと思うんですが、そこは大丈夫でしょうか。

○室橋こども家庭課長

委員、おっしゃる部分、十分理解をしております。

私共としましては、本当に多くの方からご利用いただける広場になっていただきたいというふうに思っております。ただ、やはり使い方としては、本当に様々考えられるというふうにも思っております。まずは今回、当初のコンセプトとしておりました、子育て世代の利用というところを軸に考えながら、その運営を実施していきたいと思っております。ただ、決して子育て世代の利用だけに限るということではなくて、その広場ができた中で、子育て世代の利用等も見た中で、自分はこういう使い方をしたいとか、そういった方々のご意見もいただく中で、実際、ご利用いただいたりというところで、対応はしていきたいというふうには思っております。

以上です。

○古畑委員

二転三転しながらね、それでもこうやってアイディアを、もう賽の河原みたいなね、駄目とかいって、また最初っからやるような、まあ大変なね、このいわくつきの事業だと思います。人呼んで呪われた事業でね、やっぱりそれを何回も何回もチャレンジする室橋さんは、ご苦労さまだと思います。

さて、この公園なんですけどね、公園というか広場なんだけど、これ何が大変かって、町の中にあるってことなんです。でだ、お聞きしたいのは、それぞれ民家を囲むようになってたり、民間が切り込んでいくようになってたり、そことの境をどうするかね。塀を造るんだか、壁にするんだか、樹木を植えるんだか、これやっぱりこの通路のまるっきり隣の家、のぞかれるから嫌だって言うよね、じゃあそこら辺の決りを、どうやっていくのかだよ。

それからこっちのほうではさ、大町の親水公園のほうへ行けるようになってるね。あそこの造り、それなりにいいんでね。で、こっからでいくと、子供がさ、飛び出していかないかなんだよ。そこで、ここの点線のところにさ、そのまま横断歩道でもつくろうかね、そうしないとちょっと怖いね。ここを直線にしまうと、結構なスピードで、自動車とか自転車とか入ってきそうなんで、ちょっと安全のほうね、ちょっと厳しく。この公園を生かすんならね、生か

すんなら、ちょっと安全性をちょっと考えないとまずいなと思います。

あと、その壁だか塀だとかの造り方はどうしますか。これやっぱりそれぞれのパースのところ、肝心なところが全部書いてないんだけど、これ担当課としてもどういうふうにするか決めあぐねているのかな。これどのような境目っていうものを演出するんでしょうかね。

○能登係長

隣接地の皆さん方との協議というのは、またこれからになりますけれども、今の古畑委員おっしゃるとおり、塀で少し目隠しをするようなこともあると思いますし、植栽のほうがいいと言われる方も、中にはいらっしゃるかもしれないので、植栽というご希望があれば、植栽にしたいと思います。また中には、そんなに大きくしなくても、目隠しとかもいらないということになれば、通常のフェンスみたいなものも考えられるかなと思っておりますので、先方の方の状況を、お話をよく聞く中で、整備を進めたいというふうに考えております。

以上です。

○古畑委員

これでこっちの数字のほう見ると、壁か生垣か木立か何かにするとする予算を全然見てないよね。要は、これ平面でしか考えてないから、実際に造ったときにさ、民間とのさ、境目をどうやって、やっていくのか。目隠しっていうかね。そこだって、単にフェンスを張ったんでは、つまんないんだろから、そこがやっぱりちょっと頭悩ますところだよ。板塀にしていくのかね。何かそこら辺の考え方で、この広場をね、どういう空間にしていくかというセンスが問われるところだと思います。そこはもうひとひねりいるかな、もしくは募集するときにそこも合わせて、アイディアを付け加えるように言うか。その辺の凝ったものにする、これだけの広さで、壁だとか境目って考えると結構な金するよ。それをやっぱり読んでない状態のまんまいくと、これも足りなくなったので、助けてくださいになると思いますよ。ん、ある、見てるんならどうぞ。

○能登係長

全面ではございませんけれども、周辺のところ、部分的には、目隠しフェンスが必要だというところは、想定をしております。今この広場外構の1億2,500万円の中に、若干見込んでいるところがございます。今後は、また繰り返しになりますけれども、隣接地の方ともお話をしながら、どのようなものがよいか詰めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○古畑委員

この広場外構の中に全部入れてくるのか。整地して植栽して、床面の舗装をやって、幾らだ、1億2,600万ほどでやる。まあ結構かかるよ。その辺、ちゃんと、よろしくお願いします。

この壁の造り方も、さっき保坂さんも言ったけどさ、やっぱりスクリーン代わりにするとか、やっぱり写メのね、撮る場所にするとか、やっぱり撮りどころのいい景色にして、デザインも考えてあげるとか、シンプルにするのか、子供が喜ぶような絵にするのか、何かね、格調高いものにするのか、そこもやっぱり立体的な象徴するようなさ、場所になること。そうだね、その辺のやっぱり今度、こっちの3Dで考えたときさ、絵ではそうなるけど、背景だとか境目はやっぱり抜けてるからね。

で、それを造らないと、うるさいとか何とかってくるよ。あんまり立派なものを造ると日陰になるよとかって言うてくるからね。その辺もやっぱり気をつけて、やっぱりやっていってほ

しいと思います。

あとはもうこれまでもたくさん論議してきたからね。

あと、ちょっとお聞きしたいんですけど、コンビニは造らないんですか。

○室橋こども家庭課長

こちらにはコンビニは入る予定はございません。

○古畑委員

じゃあ、コンテナは要らない、コンビニも要らないってことだね。そこさ、しっかりしないと。やっぱり、室橋課長もはっきり言ったけど、場所の選定だとか、そういうことについてはさ、これまでも論議してきたし、造らないと、民間施設については、誘致するとか何とかっていうのなら、とにかく、市が直営でやるという考えはありませんって、やっぱり明確に言ってるからね。そこはやっぱりしっかりと、何ていうのかな、やっぱり造ろうっていうときの、クリアしないんで、いつまでも言ってくるからさ、そこはやっぱりやらないと。もうその話は終わったのかなって思うけど、前回の一般質問でもやっぱりそれ出してきてるからね、キャッチフレーズみたいにして言ってるみたいだけど、もうコンテナもないし、コンビニも造る気ないよっていうのは、はっきりしないと。そこは毅然としてやってください。もうそれはそれでいいと思います。

もうとにかく前へ進めないと、どうにもならんからね。やってみてください。終わります。

○松尾委員

先ほどもしかしたら保坂委員も指摘したかもしれませんが、していたような気がするんですけど、この①番ですね、開放型建物、これ今、広さをお聞きしたら、192平米なんですよ。16の12つっていうと。そうすると約60坪。そうすると、大きき的にはあんまり広くない、で、そういう中でですね、芝生を植えて、ここに書いてあるのは、休憩、見守り、交流って書いてある。何かに全部一つ借り切ってやるような事業があれば、これまた何もいろんなトラブルはないでしょうけど、もしそういうふうフリーになって、やったときに、いや片や、スリーオンスリーでもってバスケットだと。片や、ちっちゃい子供たちがそばにいてですね、保護者の方もおられて、いや、今日はここでもって昼食しようとか何とかっていう、ちょっと使い勝手が、仕切りがあるわけじゃないですから、そうなったときに、何ていうか、場所取りじゃないけども、なんかお互いに使いづらいような気がするんですよ。

ここに書いてある交流というのは、一体、皆さんとしては、どういったものを想定しているのかなと、ちょっとそこ疑問があったんですよ。

○室橋こども家庭課長

まずはやっぱり子育て世代同士の交流といったところが、挙げられると思っております。

今ほど松尾委員ご心配の部分につきましては、こちらのほうは管理人も置く形で、今、想定をしておりますので、そういった場所の利用といったところにつきましては、適切に配慮したいと思っておりますし、例えば、場合によっては、この日はこういうふうに使いたいというような形での占用といったところも対応していけるというふうには思っておりますので、そのような形で、怪我のないよう、無理のないような形での使い分けといいますか、使い方をさせていただくというところになるかと思っております。

以上です。

○松尾委員

そうすると、例えばですね、1週間のうちの何曜と何曜日はこういうような形にするとか、あるいは1か月の計画の中で、この日とこの日とこの日は、こうこうでこういうふうに使えますよってことを、あらかじめ、張り紙なのか何だか分かりませんが、アナウンスっていうか、情報を提供するということでもいいんですかね。

○室橋 こども家庭課長

開放型建物の部分もそうですし、この芝生広場の部分も広い空間もございますので、そういったところも含めて、そのような対応になるかと思っております。

以上です。

○保坂 委員

すいません、今、松尾委員のご指摘を聞いてて思ったんですけど、例えばですね、ここでキャッチボールをしたいと、大人の人がいますと。で、ボールは硬球ですと、それはオーケーだと。横でバトミントンやりたいです、バトミントンやります。屋根付きのところでは、中で遊びたいですといったときに、早いもん勝ちになるのかとか。あと何ていうのかな、言葉とすれば、各年代の交流はいいんだけど、その遊び方とか、いろんな、このやはり危険度とかっていう、そういうのを、この中で落とし込んでいったときに、結構、逆にトラブルの元になる。

もっと言うと、違う中学校の学生さん同士が来て、俺はこの遊びをやるんだ、俺はこの遊びをやるんだ、お前らどっか行けみたいなね。

で、今、管理人がそういう全部コントロールしてやるのかみたいな、なんか一見フリーで、すごくフリースペースでいいなと思うんですけども、それは性善説に立って言ってるような話になってしまって、本当にそういうルールづくりとか、じゃあ、ルールちゃんと守ってくれるのかとかね。何かそういったところも、ちゃんと、何ていうの、支配人っていうの、この、その人が裁いてくれるのかね。

[「たしかにね」と呼ぶ者あり]

○保坂 委員

だからそういったこともすごく懸念されるんだけど、そういったところは、ちゃんと包含した上での、この企画っていうか、プランになっているのか、ちょっとその辺、確認のため、運営上の問題になるかと思いますが、いかがでしょうか。

○室橋 こども家庭課長

今委員おっしゃられる部分は、ごもっともなところであります。

ただそういったところは、通常の公園とかでも考えられる部分でございますし、こういった形の広場というのは、確かに市内にこれまでないといったところはございますけれども、一定程度のルールづくりというところは、必要だと思っておりますので、そういったところにつきましては、今の段階でこういうふうなルールでやりますというふうに決めているものはございませんけれども、利用をしていく中、あるいはまた利用開始前の段階で、一定程度のルールは定める中で、またそれを柔軟に変更させながら、利用しやすい施設にしていく必要があると思っております。

以上です。

○保坂 委員

例えばですね、ママ友さんたちがね、グループつくって、じゃあ今日この広場へ行って、こんな遊びをしましょうっていったときに、もう全部使われてるわとかね。その使っている、そ

のアナウンスは、するのかもしれないのかとかね。使用カレンダーがあるのかとかね。ネット上で、それ見たときに、今日は空いてる、空いてないが分るとかね。本当そういうことが細かくなっているんですけども、そういったときの、この対応というのは、ここの管理者がしっかり、何ていうのかな、指図したり、アドバイスしたりして、運用していくっていう、そういう広場っていうことでよろしいでしょうか。

○室橋こども家庭課長

本当に、今、委員がおっしゃられるような状況になっていただければ、本当に嬉しい悲鳴かなというふうに、今、思っております。

ただ、基本的には、やっぱり市民の皆さんが、お互いに気配りをしながら、譲り合いをしながらといった形で使っていくものになるかと思っておりますので、先ほど申しあげましたルールづくり、一定程度のルールづくりといったところも踏まえて、皆さんが気持ちよく使えるような広場という形にしていく必要はあると思っております。

以上です。

○古畑委員

これまあさ、どこの公園でもさ、キャッチボールは駄目だわ。やらせてあげたいけどさ、小さい子に、こうやって下で投げる分には全然問題ないとは思うんだけど、まあルールをつくるんなら、最初に決めておいたほうがいいね。キャッチボールはここでとかさ、ボール遊びは禁止ですとかっていうのは、一番最初にやっぱりつくっておかないと、うまくいかないかなと思いますね。

それからね、やっぱりシンボルツリーとしてさ、桜で、やっぱり効果的にさ、植えてほしいと思うんだよね。これ、こんだけ広い芝生になってくるとき、やっぱりお花見したくなるよね。そんなような感じで。あとはどっか目立つようなところにさ、冬はさ、クリスマスツリーになるぐらいのさ、何か杉だかもみの木だか、なんかかっこいいの。そんなたくさんじゃなくていいんだ、1本でいいんだ。

そのかわり、あとはね、やっぱり、町の中の公園だっけ、一番最初のね、何かコンセプトがあった。やっぱりその木の植栽の植え方みたいなものね、あんまり多いと邪魔になるしね。あと手入れも大変だし。その辺もやっぱり考えてやってみてください。シンボルツリーをどうするかね。お願いします。

○阿部委員長

私からもいいですか。

この施設コンセプトの、この市民や団体とともに使いながら育てる広場っていうところについて、以前からちょっと提案というか、要は使う人たち、想定される人であったり、市民に対して、要はあなたなら、ここをどう使いますかっていうのを、やっぱりやるべきだと思うんですよね。指摘してきたと思うんですけど、そういったことを募るような、要は何ていうんでしょう、機運を高めることでもあると思うんですよね。知ってもらってであったり、いろんな団体いると思うんですけど、そういう特定の団体とだけやり合うんじゃなくて、本当に幅広く、問うたというか、いかがですかっていうような行動とかっていうのは、取られましたか。

○能登係長

今年度は、屋外遊びのところもさせてもらいつつ、今回この広場、駅北遊び広場の関係について、7月の下旬から8月にかけて、アンケートの実施をさせていただいて、ちょっと回答数

は20件ちょっとだったんですけれども、そういったご意見も踏まえて、こういった形での配置案の修正というものを行わせていただいているところでございます。また先般の屋内遊戯場のときのイベントとか、そういったところで、子育て世代の方が多く集まるところの機会を踏まえて、今度は意見を聴取するというよりは、少し具体的なこういった配置図をお見せしつつ、そういったところで懇談をしていく、また委員長が言われるみたいな機運の醸成というところに、どうしたらつなげていけるかというところを、もう少し盛り上げていければなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○阿部委員長

いろんな使い方するっていう想定があって、要は、ある程度用途は決めずにフリーにっていうところがあると思うんですけど、その中でもやっぱり、一つは子育て世代の親たちが集まって交流してほしいという思いがあるのであれば、やっぱりそこに特化するのか、いろいろ使してほしい、使ってくださいっていう思いは分かるんですけど、そうすると一番中途半端な感じになってしまうんじゃないかなって思うんですよね。要はやっぱり、ルールがあるからこそ、その中で、思い切り自由に遊べるみたいな、本当にフリーってなったときに、縛られるものがないと、その中で何していいか分かんないっていうことになりかねないかな、なんていうふうに思うんですけど、そこら辺の考え方、要は、改めて誰をターゲットにして、そこからどういった波及効果があって、で、それがなおかつ駅北である理由はこうなんだっていうものが見えてくるとよいかなと思うんですよね。私の地元にも、なぎさドームっていうのがあるんですけど、その使い方も皆さん悩んでるようなところがあるぐらいで、感じだけ見るとちょっとなぎさドームに近いようなことになってくるのかなというふうにも感じている中で、ここの使い方っていうものを、本当にある程度明確にしていかないと、集まる人も集まらないんじゃないかなっていうふうに思います。いかがですか。

○室橋こども家庭課長

委員長が今、特化した形でというようなこともおっしゃられましたけれども、私どもとすれば、当初、子育てに特化した部分というところも想定はしておりましたが、やはりここの広場は、そういったわけにはいかないということで、多世代の交流も含めてという形で、今、考え方を少しずつ調整してきていると思っております。

まずはやはり、今回、駅北の、この当初の複合施設の中でもありました、これまで駅北のほうに足の向いていなかった子育て世代が、こちらに足が向くような形での施設整備といったところを軸に、この広場も考えさせていただいております。空間としては、このような形の空間ではありますが、今ほど申し上げましたように、運営の中では、まずは子育てといった部分の運営の仕方というのも重視しながら進めてまいりたいと思っております。そういった中で、子育て世代だけの活動に限らず、ほかの使い方も十分対応できるといったところを想定する中で、こういった形で、使い方が分からないというようなご意見を今いただいておりますけれども、特定の団体の利用に特化することではなくて、様々な方が利用できるといったところでの要素を残しながら、今回の広場の整備というふうに今進めさせていただいているというところでございます。

○阿部委員長

言ってることはすごく理解できますし、すごく綺麗なんですけど、まず第一の、この子育て

世代が足を向けたくなるっていうところの整備になっているかっていうふうに思うと、どう足を向けていくんだらうというところが、やっぱり疑問点があるので、各委員、様々意見ありましたけれども、そこら辺が明確に見えるような整備っていうものを望みます。

ほかにいかがですか。

○古畑委員

まあ、造ることについてはね、具体的にいろいろっていうんだけど、ここを管理して、広場は、やっぱり空間だからさ、今度そこにどうやって人を集めるかっていうのが、多分、委員長の気になるところなんだろうけど、常設するいろんなもので、それだけでさ、お客さんを呼ぼうって思っても難しいと思うんだよね。これやっぱりさ、ここでイベントだとか、祭だとか、何かそういうのが、要するに、前にも言ったけどさ、使いやすい広場にしてあげればいい。使いやすいくて駐車場があって、ある程度ならさ、やりたいっていうのは、いろいろ企画は出てくると思うよ。毎日毎日混んでなくなっちゃっていいと思うんだよ。だってそんなの望んだって、平日なんかは無理だろうよ。だけどいいじゃん、静かな商店街の中に、静かな公園があるっていうのもさ、それはそれでいいと思う。やっぱりだけでもイベントのときはすごいんだっていう、あそこは案外、使いやすいんだよ、電気もあるし、水も使えるよとか、屋台を出すにも楽だよとか、あそこでじゃあマルシェやってみようかとか、何かいろいろアイディアはさ、使う側が出してほしい。こっち側とすれば、それに対応できるだけの施設を準備しておくよみたいなね。

あと管理の仕方ね。さっき管理人も支配人も全部含めてさ、これはもう誰がどうやって管理するんだっていう話だよ。もうあくまでもね、公民館みたいにさ、管理はするけど、部屋を貸したら、もうそこを使うのはさ、皆さんの勝手ですよってやらせるのか、その辺は何か考えてますか。

○室橋こども家庭課長

まずはこちらも市の直営でということで、考えております。

施設管理といったところは、当然にその職員でやっていくということになりますけれども、先ほど来、申し上げております、子育ての遊びに関わる運営といったところでは、今既に市内で活動している子育て団体、そういったところのご協力もいただきながら、一緒になって運営は進めていきたいというふうに考えております。

○古畑委員

子育て団体は、そういうのには長けているということだよ。まあ、それもいいだろうと思う。ただ、屋内遊戯施設もそうなんだろ、両方とも見れるだけの大きな団体とは思えんけどな。平日の暇なときは、本当暇なんだよ。土日が忙しくなるのは、両方一緒だと思うんだよ。雨降ったらこっち、晴れたら向こうとかっていうのも分からんでもないけど、両方ともオープンするんだから、きついけど、慣れてくりゃ1人でも管理できると思うんだよ。好きに使って、やればいい。

それからあともう一つさ、さっきからイベントだとか祭りとかっていつてるけど、その許可権限はどういうふうにするの。貸切りだとかね、貸切りというか、そういうのできるようなスペースの管理だとか、何時から何時までとかっていうのは、市のほうのあれかな、教育委員会が許可を出すの。

○能登係長

今現在、直営ということですので、ここに配置する職員において、申請許可の受付等ができ

るというふうに考えております。またスペースの確保などについては、こういった形が一番望ましいことかというのは、また施設ができたときに、コーンを置くのかとか、そういったところをもっと検討したいというふうに考えております。

以上です。

○古畑委員

このパース画とか見るとね、全部昼間なんだ、格好だけだけど。夜間とかは使用しないのかな。イルミネーションとか提灯とかさ、つけりゃ結構、綺麗なもんだろうと思うんだけどさ、そういうのは考えてないんですかね。

○能登係長

今、夜間の具体的なところにつきましては、今、イルミネーションだとかそういったところというのはあろうかと思っておりますけれども、建物そのものは、今、閉じる予定にしておりますので、占用で、もし何か夜間イベント等で借りたいというところの方がいらっしゃれば、そのときにまた協議をさせていただくという形にはさせてもらいたいというふうに考えております。

以上です。

○古畑委員

これでやめますけど、実際、完成すれば、あっこれいいねって、使わせてくださいとか、ここでイベントやりたいねとかって出てくると思うんだよね。おまんた祭りなんかも、どうすんのかね。ここの通りの、夏のね、いろんな歩行者天国でも使わせてくれとかいろいろくるだろう。だから、やっぱり夜間も使えるっていうことをさ、夜間対応なんかも、一つの何かこういうのはどうですかっていう、プレゼンもやっぱり必要かもしれないね。

考えることいっぱいで大変ですから、あんまり、たくさんね、注文をつけると大変だと思うけど、いろいろ考えてやってみていただきたいと思います。

○近藤委員

よろしくお願いします。

要望なんですけど、こういった遊びに特化したところでは、やっぱり怪我とか、また、子供同士の接触など考えられるんですけど、そのいざこざが起きないように、やっぱり防犯カメラっていうものが必要だと思うんですよ。解決に向けた一つのツールとして、ぜひともですね、この施設に何箇所か付けてください。お願いします。

○保坂委員

すいません、細かいことをちょっと確認させてください。

この広場は、いわゆるドッグラン的なことは禁止っていうつもりでよろしいでしょうか。

それと先ほど、夜の使用ということで、何か特別な費用というか、お金を出せば、ビアガーデン的に使えるような、そういうルールづくりにするのか、もう全面的に駄目なのか、それとも一定のお金を払えば使えるみたいなことにするのかとか、あとプロジェクションマッピングとか、私はやってほしいなと思って、ただ近隣のね、近隣の方に迷惑かかる云々って話になってくると話が変わってくるんですけども、基本的に、この間のおまんた祭りで、酒屋さんのとこでね、やってて面白いなと思ったし、やっぱり異空間をつくり出すっていうのは、やっぱり夜かなと思ってますんで、で、昼間の、先ほど古畑委員も、暇なら暇で私もいいと思ってます。別に、平日ずっとにぎやかにしなきゃいけないってことはないと思ってます。ただ、使い勝手

のいいような形にはしておいて、日中、高齢者であるだとか、体操したっていいでしょうし、そういったところのメニューも全然やってもらえばいいと思うので。ただそういった部分で、ドッグランに関しては、意外にニーズはあるかなと思って、ただその衛生面とか、子供たちがここで、広場で寝転がったりして遊ぶのに動物たちがいて、ふんとか今みんな持って帰るからあれなんでしょうけど、やっぱその衛生面で問題があるとか、その辺ちょっと、それこそさつき古畑委員じゃないけど、やっぱルールをしっかりと、最初にあやふやにしちゃうと、いや、前回使えたじゃないかとかって、また、逆にトラブルの元になるんで、そういったところ、いろんなことを想定した中でルールをつくっていただきたいということで、今あえて聞くんですけど、その辺、今の段階で、どんな考えでしょうか。

○室橋こども家庭課長

ドッグランにつきましては、基本的にやっぱり囲いの柵とかも必要になってきますので、今回この中では、ドッグラン、犬のそういった散歩といったところは、なかなか難しいというふうには思っております。

ただ、今ほど後段で言われた部分につきましては、十分対応していける要素はあると思っておりますので、そういったところも十分酌みながら、今後の検討をさせていただきたいと思います。

以上です。

[「はい、了解です」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

ほかによろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

<休憩>

○阿部委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

以上で、駅北遊び広場整備事業の配置修正についての議題を終結いたします。

糸魚川市立学校教育環境整備計画の策定について（学校教育課）

○阿部委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

それでは、所管事項調査に移ります。

次に糸魚川市立学校教育環境整備計画の策定についてを議題といたします。

担当課の説明を求めます。

○仲谷課長補佐

糸魚川市立学校環境整備計画の策定について、資料No.3-1をご覧ください。

1、糸魚川市立学校教育環境整備計画(案)のパブリックコメントの募集結果についてです。意見募集期間を7月21日から8月20日までで実施したところ、提出意見数は1件でした。寄せられたご意見は、概要に記載のとおりです。市の考え方及び反映状況につきましては、この計画は市立学校の再編についての内容であり、計画の中に保育園等の適正配置に関しては、直接的に記載はいたしません、当然、小中学校と保育園等との連携は大切なことだと捉えておりますので、保育園等との連携に配慮しながら、教育環境整備を推進していきたいと考えております。

2、計画案につきましては、資料3-2をご覧ください。

お手元の資料は、計画の全文になりますが、6月の市議会総務文教常任委員会からの主な変更点について、ご説明いたします。計画の12ページをお願いいたします。(3)教育環境整備計画検討委員会の開催状況について、第10回、第11回、第12回を追加しております。第11回の検討委員会につきましては、今後の予定ということになりますが、第12回の検討委員会が最終の検討委員会になる見込みです。

続いて、22ページをお願いいたします。

(仮称)能生学園についてです。これまでの計画案では、小学校の統合時期を令和12年度から14年度までとしていたところですが、南能生小学校が地域からの要望もあり、令和10年度から中能生小学校へ統合予定となったことに伴い、統合による環境の変化は、児童への影響が大きいため、小学校在籍中に再度の学校統合を経験することがないように、統合時期を1年先に延ばし、令和13年度から14年度までとするものであります。あわせて、ページ右下のスケジュールについても、年度を反映したものにしております。学校再編は、子供たちにとって大きな環境変化となります。その変化を最小限にするためにも、小学校在籍中に再度の学校統合を経験することはないような配慮を行うことは、市や市教育委員会としても必要であると思っております。(仮称)糸魚川学園の糸魚川小学校と大野小学校の再編時期についても、同様の配慮から再編時期を計画していることから、(仮称)能生学園についても同様とするものであります。

続いて、27ページをお願いいたします。

(2)分離型校舎における連携の配慮を追記しております。分離型の小学校と中学校は物理的な距離があることから、一体型校舎と比べて、日常的な交流や情報共有等が行いにくくなるという面があります。この部分に関しては、ICT機器やオンライン会議システム等の活用により、オンラインでの活用と対面による交流を組み合わせることで教育活動を充実させていきたいと考えております。

29ページをお願いいたします。

小規模校における、学校運営上のメリット・デメリットについて説明しているページですが、小中学校の適正配置等に関する手引きが8月に改訂され、引用していた文言が変更されたことに伴う変更です。

以上が資料No.3-2の説明になります。

改めて資料No.3-1をお願いいたします。

3、今後の予定としまして、本日、この総務文教常任委員会でいただいたご意見などを踏まえ、9月末には正式に計画として策定したいと考えております。計画策定後には、各中学校区で市民説明会を行うとともに、ホームページや広報いといがわでも周知いたします。また、各

学園の教育環境整備検討委員会の委員の選定を進め、令和9年度から各学園での検討委員会による、教育環境整備の検討を進めていきたいと考えております。

説明は以上です。

○阿部委員長

説明が終わりましたので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

保坂委員。

○保坂委員

今日の南能生小学校みたいな形っていうのが、もうほかにはないという受け止め方でよろしいですか。

○仲谷課長補佐

今委員おっしゃったとおり、今のところ、私どもで把握している範囲では、統合の動きというものはないというふうに見ております。

以上です。

○保坂委員

ということは、今日出していただいた方針、年度っていうか、計画がここのままにで行けるっていうことで、よろしいですかね。

正直言いまして、この計画のプランについては、私、今ご英断いただいて、明確にさせていただいたことによって、次への準備ができるかなというふうに思ってます。要は地域の方の理解を得る中で、丁寧な説明の中で進めていっていただきたいと思っております。いろんなメリット、デメリットもあるんでしょうけども、やっぱり子供たちのいろんな体験上、またいろんな交流、あと、やれる学び方、スポーツのそういう競技のあり方等を考えたときに、やはり前向きに進めていって、積極的に進めていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○松尾委員

一点、まあ今回のケース、南能生小学校の場合は、地域のほうからこういう形にしたいという要望が上がったんで、こういう形は、極めて行政側のほうでもやりやすいと思うんですけど、ある例えば、能生地区のある地域によってはですね、おそらく確か聞くところによると、来年1年生がいるのかな、まあざっくり言いますけど、磯部小学校。で、あそこもちろん全部複式で、今後、今の南能生小学校のように、1年生がもう入学してこないというのが、ここ一、二年あるようなことを聞いてるんですけども、やはり地域のほうではどうしても学校、大切だという、強い希望があると思いますので、なかなかそこは厄介だと思うんですけども、この機会にやっぱり今後の能生学園という形に進めていく上でも、やはり南能生小と中能生小だけの、での話じゃなくて、能生地域ですね、関係する小学校の皆さんに、やっぱり今後の話を進めやすくするためには、そういう何ていうか、地域にとっても、非常に、存続の要望が強い地域であつてもですね、やはり現状を行政側のほうから伝えるべきだというふうに思いますけども、今後は、これまた意見でやめときますけども、そういう努力は必要だろうなと思いますので、

よろしくお願いします。

○阿部委員長

ほかにご質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

ご質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

以上で、糸魚川市立学校教育環境整備計画の策定についての議題を終結いたします。

市内学校で発生したいじめ事案について（こども教育課）

○阿部委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、市内学校で発生したいじめ事案についてを議題といたします。

説明を求めます。

○渡邊学校教育課長

それでは、説明いたします。

資料No. 4をご覧ください。

市内学校で発生したいじめ事案について、8月の市議会総務文教常任委員会で報告した以降、新たに加わった項目について、ご説明いたします。資料では赤字で表示をしております。

一番目は、タブレット端末によるいじめ事案です。この表では、前回の総文からの変更はございませんが、この項目の説明の後、タブレット端末発見後に係る対応状況について説明をいたします。

2ページをご覧ください。

No. 3の令和4年度にあったいじめ事案です。昨日になりますが、いじめ問題調査委員会の打合せを行っております。No. 4の平成26年度からあったいじめ事案につきましては、3ページ記載のとおり、8月にいじめ問題調査委員会の打合せを行っております。No. 5の令和6年度にあったいじめ事案につきましては、6月以降、いじめ問題調査委員会が開催されております。

続いて、4ページをご覧ください。

ここではタブレット端末によるいじめ事案で、タブレット端末発見後に係る対応状況について時系列でまとめたものであります。

まず、表の見方についてご説明いたします。

表中の赤字は、8月の市議会総務文教常任委員会で市長部局の企画課が報告しました、確認調査の結果により判明した事柄を記載しております。また、青字は、いじめ問題専門委員会が令和6年6月にまとめた調査結果報告書及び令和7年3月に追加調査委員会がまとめた追加調査報告書を基にタブレット端末紛失に係る部分を記載したものであります。黒字は教育委員会で記載したものであります。記載に当たっては、原文のままの掲載を原則としておりますが、記号や分かりづらい部分については、分かりやすい言葉への置き換えや補記等を行っておりますので、ご承知おきください。

まずは、令和5年3月16日及び17日のタブレット端末2台が初期化されるまでの事柄について

て説明いたします。令和4年12月16日、令和5年1月13日にそれぞれタブレット端末1台が紛失をいたしました。令和5年3月12日に生徒の自宅からタブレット端末が発見されました。翌日の13日の9時頃に、教頭が当時のこども教育課にタブレット端末2台が発見されたことを報告しています。その際に、タブレット端末を発見した生徒及び保護者に来校してもらい、事実確認をすること、その内容によっては、警察への相談や学級保護者会等を開催することを伝えていきます。こども教育課からは、事実をよく確認し、その内容を報告するように伝えていきます。また、今回の件については、教育委員会内で共有されていること、今回の報告の内容も共有するとの話があったとされています。ただし、調査のための教育委員会職員への聞き取りでは、この報告を誰が受けたのかを確認できなかったとされています。同日の18時30分には、生徒及び生徒保護者がタブレット端末2台を中学校に持参し、学年主任がタブレット端末を発見した経緯を聞き取っています。その際に保護者から、疑いがかけられるようなら警察を入れてきちんと調べてほしいという申し入れがありました。また、この内容については、校長や教頭、こども教育課へも報告をし、今後の対応について連絡すると伝えております。そして、面談後には、学年主任は教頭に聞き取った内容を報告しています。そして、13日から15日の間は、タブレット端末2台を教頭の机の後方にあるロッカーで保管をしています。翌日の14日の6時頃、教頭は、校長に前日に行われた面談の内容を報告しています。校長からは教頭へ、こども教育課へ報告をし、指示を仰ぐように伝えていきます。

5ページをお願いします。

同日の午前中に、教頭は、こども教育課の指導に前日の面談の内容を伝えました。その際に報告の内容について教育委員会で共有を図り、対応を検討すると伝えていきます。これを受け、夕方には学年主任が、タブレット端末を発見した生徒保護者に連絡をし、こども教育課で対応を検討している旨を伝えていきます。保護者は改めて、疑われるようであれば、しっかり調査をしてほしいと伝えていきます。なお、この日には、中学校において、タブレット端末41台の初期化処理が行われております。翌日15日の午前に、教頭は、こども教育課の指導主事に今後の対応について問合せを行っています。その際に指導主事が教頭に対し、タブレット端末を発見した生徒が、卒業式後に学校に来ることがあるかを確認し、教頭は、来る機会はないと回答しています。この内容を指導主事は、こども教育課の課長及び課長補佐に伝えたととなっています。ここで、教頭の認識では、指導主事から、誰に聞いていいかわからないこと、生徒を集めて話を聞くとしても卒業していて難しいこと、タブレット端末を発見した生徒への教育的配慮から今後の追及はしないこと、警察も入れないことと伝えられたとのことでした。しかしながら、指導主事が聞き取りの際、こども教育課からの指示を否定しており、また、課長もこのような指示をする協議をした記憶がないとしており、課長補佐は、教頭から今後の対応について問合せがあったことは聞いていないとのことであり、どのような経緯でこれ以上の調査をしないことに決まったかは不明であります。しかし、指導主事、課長、課長補佐の聞き取り内容からすると、教頭と連絡を取る中で、中学校及びこども教育課とも、教育的配慮により、タブレット端末を発見した生徒へ、今後の追及をしない方向で共通認識をしたことが伺えるとされています。その後、8時58分に教頭は校長に対し、こども教育課からの話を伝え、校長と教頭は、タブレット端末を発見した生徒の今後を考え、こども教育課の判断に従って、今後の追及はしないことを確認しています。教頭は、こども教育課からの話と校長の話を学年主任に伝え、これを受け、学年主任は、タブレット端末を発見した生徒保護者へ、これ以上の対応を行わないことを伝え

ています。この日に、タブレット端末2台は、中学校から学校管理員の運搬により市役所に届いております。そして、翌日の16日に1台、17日にもう1台のタブレットの初期化処理を市役所で行っております。当時のICT事務担当者が判断し、本人または指示を受けた職員が初期化を実施したと推断されたものです。ここまでの、タブレット端末2台が初期化されるまでの時系列のまとめとなります。

次に、タブレット端末初期化後から、インスタグラムのダイレクトメール事案が発生するまでの事柄について、説明いたします。

6ページをお願いいたします。

2台目のタブレット端末が初期化された3月17日に、タブレット端末2台は、市役所から学校管理員の運搬によって、中学校へ届けられています。そして、届けられたタブレット端末2台は、再び教頭の机の後方にあるロッカーで、4月13日まで保管されています。同月17日には、校長、教頭、学年主任の3人でタブレット端末を発見した生徒への今後の対応について、特に何もしないということを改めて確認をしています。4月7日の午前中に、教頭はタブレット端末2台が発見されていたことを、職員会議で話しています。これ以前に、校長、教頭、学年主任以外にタブレット端末が発見されていたことを説明していませんでした。この説明を聞き、前年度より在籍していた一部の教職員が教頭に対し、詳しい説明を求めています。これを受け、同日13時30分に、教頭は全職員にこれまでの対応の経過を説明しています。職員で協議をした結果、今後の対応として、タブレット端末の使用者であった生徒2名や、在校生への説明、在校生保護者には、文書での周知を行うことを確認しています。15時30分に、教頭はこども教育課の指導主事に連絡をし、学校の今後の対応について説明をしています。また、9日には教頭は、こども教育課の指導主事から保護者に配付予定の文書の内容を確認してもらっています。そして、13日にインスタグラムのダイレクトメール事案が生徒から教員に相談されます。タブレット端末が証拠品となる可能性を考慮し、教頭はタブレット端末2台を校内の耐火書庫に移設をしています。以上が、タブレット端末初期化後から、インスタグラムのダイレクトメール事案が発生するまでの事柄となります。

続いて、インスタグラムのダイレクトメール事案が相談された以降の、タブレット端末の紛失に関する事柄について説明します。

4月17日、11時30分頃、教頭が糸魚川警察署へインスタグラムのダイレクトメール事案について相談に行き、その際にタブレット端末の紛失についても相談をしています。警察からは、刑罰を行うために家庭裁判所へ送致する必要があるれば、学校が被害届を提出すればよい。反省を促すだけであれば、学校の対応となると説明を受けました。翌日18日の9時00分、こども教育課の指導主事が教育長及び教育次長にタブレット端末の紛失事案及びインスタグラムのダイレクトメール事案について報告をしています。同日の10時00分頃、校長、教頭、こども教育課の指導主事が関係者と協議し、情報の共通理解を図っております。なお、この年度より校長は人事異動により変更となっております。また、こども教育課の指導主事についても、この事案に中心的に関わる者がICT教育担当の指導主事から、生徒指導担当の指導主事に代わっております。4月20日、校長、教頭、上越教育事務所の指導主事、ソーシャルワーカー、こども教育課の指導主事で対応を協議した結果、タブレット端末に関わる被害届は現時点では提出しないこととなりました。

7ページをお願いいたします。

翌日21日、教頭は全校朝会で在校生にタブレット端末2台が見つかったことを伝えるとともに、在校生の保護者に向け、文書を配布しています。22日にはPTA総会においても、タブレット端末2台が見つかったことを報告しています。24日、こども教育課長及び指導主事が、副市長にタブレット端末の紛失事案及びインスタグラムのダイレクトメール事案について報告をしております。副市長からは、早急に市長へ報告するよう指示がされました。翌日25日に、教育長、こども教育課の指導主事が市長にこの件について報告をしました。市長から、糸魚川市としてタブレット端末2台の紛失について被害届を提出するよう、教育委員会へ指示がされております。翌日26日、11時30分頃、市長の指示を受け、こども教育課の指導主事が糸魚川警察署へ被害届を提出したい旨を伝えました。警察からは、昨年度の時点で被害届を提出していないこと、現時点ではタブレット端末2台が戻っていることを考えると、被害届の提出は現実的ではないと回答されています。警察と協議した結果、被害届ではなく、タブレット端末を発見した生徒から警察が任意で事情を聴くことで対応することを確認しています。同日15時30分頃、教育長、教育次長、こども教育課長、指導主事で被害届ではなく、警察からタブレット端末を発見した生徒への任意での聴き取りを行う方向で進めることを確認しています。同日17時10分頃、こども教育課の指導主事から教頭に対し、警察と協議した結果、被害届ではなく、任意での事情聴取を行い、警察が介入することを伝えて、資料提供が必要となるので、その準備を依頼しています。27日午前、こども教育課の指導主事とタブレット端末を発見した生徒保護者と面談を行って、タブレット端末の紛失について、警察を入れて調査することになったことを伝えています。5月1日、教頭とこども教育課の指導主事が糸魚川警察署を訪問し、情報提供を行っております。9日、16時20分頃、教頭がこども教育課の指導主事に対し、タブレット端末を発見した生徒が進学した高校と話した際に、タブレット端末の紛失に関して、臨時学級保護者会を開催し、見つかった報告と謝罪を行いたい旨の相談を行っております。

8ページをお願いします。

同日17時50分頃には、教頭が高校の教頭に連絡し、タブレット端末紛失に関しての報告と謝罪の臨時学級保護者会の開催について、了解をもらっています。11日、12時15分に、学校は対策会議を行い、その後、元PTA会長らに臨時学級保護者会の開催について説明を行いました。開催に当たっては、タブレット端末を発見した生徒や高校、行政の了解が必要という結論になっております。翌12日、教頭がこども教育課指導主事に、前日の元PTA会長らとの面談内容を報告し、教頭からタブレット端末紛失に係る報告と謝罪は了承と伝えております。6月1日、中学校にて、こども教育課長と指導主事が参加し、被害生徒保護者へのこれまでの経過の説明と謝罪を行っております。また、8日には、こども教育課の指導主事が中学校の生徒指導部会に出席し、これまでの状況と今後の対応について説明を行いました。翌日9日には、こども教育課長と指導主事が、6月1日の報告会に欠席した学校職員に同様の説明を行っております。

以上が、タブレット端末発見後に係る対応状況を時系列にまとめたものであります。

続いて、9ページをお願いいたします。

ここでは、タブレット端末の紛失における学校と教育委員会の対応について、まとめております。まずは反省点の整理です。こちらは、昨年、令和7年6月19日の市議会総務文教常任委員会に提出した資料の中からの引用となります。なお、こちらにはタブレット端末紛失事案だけでなく、いじめ事案についての反省点も含まれております。学校においては、タブレット端末の使用・管理ルールの周知、管理職と教職員間の方針・共有、危機意識が不十分であったこ

と。紛失時の持ち帰り中止や保管、警察への相談、マニュアル整備、発見情報の共有も徹底されていなかったこと。職員間の情報共有、管理職を支える組織体制、明確な役割分担、対応経過の記録・共有など、組織的な対応が不足していたことを反省点として挙げています。教育委員会においては、タブレット端末の紛失時対応マニュアルや管理方針、応諾書の提出管理が整備・徹底されていなかったこと。また、対応窓口が分散し、発見時の被害届提出や端末内容の確認を学校に指示・実施していなかったこと。事案発生時の学校との協議・連携、ネット利用トラブルへの備え、初期化やアカウント削除等に関する情報・経緯の把握も不十分であったことが挙げられています。

10ページをお願いいたします。

この反省点を踏まえ、対策として学校では6項目、教育委員会では大きく9項目の取組を行ってきております。いずれもこれまでの間にすべて対応してきている状況であります。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○阿部委員長

説明が終わりましたので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

○古畑委員

これまあ、時系列についてね、よくまとめていただいた。まあ、市長、前回のね、ちゃんとこれ責任を持って、時系列をはっきりさせる。これやっぱ、本当にお疲れ様でございました。

さて、この時系列の中でさ、明らかになったことって一体何なんですっけ。この最後の反省の部分でいくと、これやっぱ、これ表上の反省ですよ、反省ポイント。これそもそもさ、この事件の発端は何だったのかなんだよ。見つかった時点のタイミングが確かに悪かった。いわゆる卒業式の間近であって、修学旅行に行ってて、で、見つかったって報告あった。ああ、よかったじゃない、じゃあまあいいわって。その根底には何があったかって、もう終わったらさあ、もういいや、適当に面倒くさいっていうところから始まってるんじゃないかな。ね、当時の植木指導主事だったかな。結局その指導だっとうまくいってないよね。もういいわって感じだった。年度末の弱さって、突かれてるところあるんで。それを学校も教育委員会もさ、同じであって、しかも上に相談しないで現場で全部それを判断したことが事の発端なんですね。

じゃあその後、何が起こったかっていうと、彼らは自分たちを正当化しようとしたわけだよ。それが話をややこしくしたんだ。一番に考えなくちゃいけない子供たちのことよりも、自分たちの世間体だとか、そういったことを優先して考えるべきだった。この一連のこの動きは、全部そうなんだよね。学校側と教育委員会は、結託して都合の悪い部分を全て隠蔽したことになる。これは今まで徹底的にここで審議してきたんでね、今さら無理にぶり返すっていうか、確認することはないと思う。

それで、結局、その職員や学校の教師たちに何が起こったんですか。この中で誰か責任を取った教師だとか職員はいますか。

○山本教育次長

お答えいたします。

当時の指導主事と課長、それから課長補佐につきましては、一応、令和7年の3月に文書訓告でございますが、処分をしております。

学校の教員につきましては、私どもでは、そういった対応はしておりません。

以上です。

○古畑委員

この処分については、確かにさ、私も記憶がある。誰ですかって聞いたら、言えませんかって言いましたよね。それはやっぱりおかしい。誰に対して、どんな立場の職員に対して、どのような処分を。しかし、それがね、なぜか未発表なんだよね。発表を迫ったけど発表できなかった。氏名と、あの当時は役職も言わなかったんだよ。その課長だの指導主事っていうとすぐ分かるからなのかな。その責任の取り方を隠蔽してしまったから、その後、責任を明確にしようという論争に変わったんでしょう。

この間、新潟日報にも掲載されていたけど、わいせつ画像の広がりってのはさ、とんでもない、全国的にもものすごい広がりを見せている。しかもそれはさ、盗撮だとか何とかっていうんじゃないくて、普通の写真が流通してるんだよ。顔の画像さえあれば、どうやったって加工できるからね。これはやっぱりさ、全国的な、いわゆる画像の盗難事件なんだよね。肖像権だとか、そういうことなんだよ。やっぱりその中の一連の、糸魚川もその動きに入ったと思うんだよ、糸魚川市全体。だからもっと教育委員会も警戒しておかなくちゃいけない。その後、画像が加工され、わいせつ画像として広まったりとか。で、それについては、いまだ加害者は不特定なんだよ。今更犯人捜ししたところとてって感じだろうけどね。それが結局さ、なんで加害者を特定しないでやめちゃったんですか。お聞きします。

○渡邊学校教育課長

お答えいたします。

私も記録を読むだけしか分からないところもあるんですが、先ほど、お話もしたとおり、警察も入って、いろいろ調べたんだけど、加害者として断定することができない状態であつたと。それ以上は調べられなかったというふうに、私は理解をしております。

以上です。

○古畑委員

タブレットの、その画像の流出ってのはさ、最後までつかめなかったんだけど、その後のなりすましメールだとか、いろんなことを、その生徒がどうなのかって、はっきりさせないから、同様なる、そこに端を発した事件っていうものが、その後も終わらないで、被害者がさ、十何人も出る始末になったわけだから。事の発端のところの整理だとか、しっかりとした指導ができなかったから、こうした事件ってのは生まれたんだよ。なんでこれ書いてないんだろうな。その後の何ていうか、わいせつ画像の拡散だとかっていう部分、この事件ではないっていうことなのかな、ほかに回されたってことなんかな。

なにせ、重大事件は、一連の動きであるのに関わらず、これだけたくさんの重大事件に分けられてしまったんだよ。一連の元として、一つ整理しててもいいんだけど、なんでこんなに分かれたんですか。これは誰の指導なんですか。

○靄本教育長

一連の流れで、今、古畑委員さんがおっしゃいましたけれども、最初の初発のこれはもういじめであるというふうに認識してきた、その時点から、やっぱり学校側、教育委員会からもいろんな聞き取り調査みたいなものっていうふうに考えたんだけど、これは非常に難しい問題であるということも踏まえてですね、やっぱり専門委員会の皆さん方に、ここらあたりのところは調査に入っていていただいて、事実経過、それから分かり得る範囲の中の情報を集めていただ

いて、しっかりとした結果を出していただきたいと。私どもも、加害者も含めて、とにかく新しい情報がないかっていうようなことで、ずっと経過観察をしていたんですけども、結局、加害者が見つからないまま、そのような形でもって最初の調査終わりました。報告が出た段階では、いずれの行為についても、いじめであるというふうなことは、はっきりと結果が出ました。大変ないじめ事案であったということについては受け止めました。ただし、保護者の方々については、これはもう単なるいじめではないんだってというふうなことで、もっともっと細かな調査が必要なのではないかっていうふうなことで、ぜひ追加の調査をしてほしいというふうな要望がありましたものですから、これはもう私どももやっぱり追加の調査っていうような部分に、入らざるを得ないっていうような立ち位置に立って、新たな調査委員会をお願いをいたしましたですね、立ち上げてもらいました。

新たな調査委員会が立ち上がった、その途中の中で被害を受けた生徒の1人が、心身に不調がある状況になってしまって、学校、それから保護者からの訴えがあったものですから、これはもう重大事態であるというふうな認識に立って、再調査を、追加調査委員会の皆さん方にも、さらに新たな事実がないかどうかというふうなことで、お願いをして調査をしてもらった結果、やっぱり1人具合が悪くなった生徒に関しては、これはもう明らかに重大事態であるというふうなことがはっきりして、追加調査の結果についての報告を受けたというふうな経過がございます。

以上です。

○古畑委員

まあ概略はね、そんなところなんでしょうが。

じゃあ、一連の一つのあの事件の中で、もちろん向こうのほうから、これもこういう被害だと、こういうの受けたっていう、これ一個一個、別に全部書類を出してくださいって指導したのは、教育委員会ですね。一連の動きじゃなくて、一個一個、独立したいじめですとかって言われてる。だから、いくつものいじめ重大事件になってしまって、いくつもの調査委員会が誕生せざるを得なかった。それさ、その当時やっぱりどう考えたかっていうと、これはやっぱりさ、嫌がらせかって。もうとにかく面倒くさい書類を書け書け書け書けって言われて、何度同じこと言わせるのっていうぐらい聞取りも聴取も。普通の親なら、もういいわってなるね。だけど、その被害者の親御さんはさ、負けずに全部やってきたってことだよ。めげないで全部やってきた。

さて、このタブレット問題に戻るとね、このタブレットの中身どうなってるのかっていうので、この間、前回のときでもさ、大きな話題の中心になったんだけどさ、結局、そのタブレットの中身は、全部リニューアルっていうか、全部消されていたんだよね。で、これが教育委員会が知ってるか知らないかって話になって、それは途中だったよね。そしてこれ消した川原さんでしたかね。誰の指示かっていうのは、明確にしてこなかったんですね。その後の調査の中においては、誰の指示で、タブレットの中身のデータを消去したっていうのはさ、調べつきましたか。

○渡邊学校教育課長

お答えいたします。

誰の指示かということは、はっきりはしておりません。分かりませんでした。

以上です。

○古畑委員

今回のこの資料の中においても、誰の指示かはっきりしませんってのは、結構出てくるね。誰かかばってるんですか、その当時の人。だから皆さんさ、皆さんを責めたって、かわいそうだと思うんだよ、俺は。その当事者じゃないもんね。その当事者じゃなきゃ分かんないような隠蔽工作があるんだよ。それをそのときしっかりと明らかにしなかった。教育長、あなたの責任じゃないですか。

後の課長さんや課長補佐さんたちさ、責められるの、かわいそうじゃないですか。私も責める気ないわ。あなたがたじゃないもん。やったのは先輩たちだよ、職員のね。そして、教育長、あなたは、その先輩たちをさ、職員たちをかばったんでしょ。ここまでやらないと認めなかったんじゃないですか。

で、どうするんですか。前の職員の方々をさ、呼んで処分するか、あなたが責任を取るか。何回も言ってきた。私はあなたに恨みも何にもないけど、教育長としては、いい加減、しっかりしなくちゃいけないんじゃないですか。いかがですか。

○靄本教育長

私は、その当時の職員をかばったとか、それから、隠蔽的な指示を出したとかというふうに議員さんおっしゃいましたけれども、そういうふうなことは一切しておりません。それは、はっきりと、この場で明言させていただきます。

○古畑委員

幾度となく謝り、陳謝会、陳謝する会見まで開いている。子供たちからは、やっぱりいろいろ言われて、申し訳なかった再発防止に徹すると。続けることで自分としては責任を取っていきたくって、やりましたよね。そして、多くのことを子供たちにも約束をした。そのデータ公開するっていうことも、その中に入っている。だけど、そのデータは、タブレットの中にはもう空っぽで何もなかったんだよ、分かる。

そのときは自分はデータがあると認識してたんですか。それともないのを承知で、そういう約束したんですか。どっちですか。

○靄本教育長

いろんな保護者会の説明とか、教育委員会内部でのいろいろなミーティングの中でも、そのデータの中にあるのかないのかっていう部分については、非常に曖昧な部分のところが残っていて、それから初期化っていうふうな内容の受け止め方も、それぞれの立場、立場の受け止めであって、はっきりした統一的な、その初期化した、それがどういう意味なのかっていうことについての深い理解みたいなものが足りなかったっていうふうに、今現在、私は思ってます。

結局、今回のデータ解析をしてもらって、初めて初期化されたんだっていうふうな事実を、私自身は認識したっていうことなんです。そういった経過があります。

以上です。

○古畑委員

初期化されたかもしれない、あるかもしれないという判断でしたよね。じゃあ何で、そのとき、あなたは確認しなかったんですか。それだったら別に業者なんか頼むわけない、当事者たちがいるんだからさ、パスワードの問題だって何するんだって、開けることができたんですよ。中身を確認することができたんですよ。なんであなたはそこを踏み込まなかったんですか。データが出てくるとまずいことでもあったんですか。あなたのやることは、言うこと立派だけ

ど、やることは最低じゃない。何を胸張って、私は知らなかったって言ってるんですかね。知らないんなら、ちゃんと調べりゃいいじゃない、調べるだけの手段もタイミングも機会も全部持っていながら、なんであなたは、やらなかったんですか。

[「委員長」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

渡邊課長。

[「渡邊課長、教育長に聞いてるんだけど」と呼ぶ者あり]

○渡邊学校教育課長

すいません。

タブレットが今回の調査で、3月にもう既に初期化をされていたということですが、現場のほうは、委員会としても、その後、中身の確認、ちゃんとしたかつていうところが、実はよく分かってないところです。

ですので、この調査報告書、第三者にお願いをした調査報告書では、初期化されているというふうに書かれているんですが、教育委員会の中のいろいろなその後の記録を見ると、初期化されていないというものもあったりして、そのところが非常に曖昧です。

ですので、委員おっしゃるとおり、そのときに本当はどうだったのかっていうことを確認をして、記録をしっかりと取っておく、みんなで確認をするってことは大事だったのかというふうに思っています。

以上です。

○古畑委員

渡邊課長おっしゃるとおりですね。

この調査委員会の報告書の中においても、同様な意見、出てきた。ただそれを今残ってる人の中において、そのデータを確認することができたのは、靄本教育長あなただけでしょ。あなたの責任じゃない。みんな責任や処分をしないで、それぞれ校長だとか立派になられたんですよ、職員の方もそうだし、教職員の方もそう。あなただけ残ってるんだから、じゃあしょうがないね、あなたに責任取ってもらうしかないんじゃないですか。

もうさ、とぼけるのをやめて、潔く、はっきりすればどうですか。

その後、いじめとか発生してないでしょうね、学級崩壊とか起こってないでしょうね、隔離授業なんかしてないでしょうね、感情的になった校長先生がぶしつけなことってないでしょうね、教育長。また発生したら、そのときあなた辞職しなさいよ。口ばかり約束して何も減らないじゃないですか。いかがですか。

○靄本教育長

今ほどは厳しいご指摘をいただいて、私もその都度、反省を深めながら進めてまいりました。

私の責任っていうふうなものは、私、3月末の謝罪会のときに、被害の生徒、保護者の前ではっきりと自分の心を伝えさせていただきました。再発防止に向けて、とにかく今回のことを教訓にしながら、しっかりと進めていきたい。そのことを通して、職責を果たしていきたいというふうなことで話をさせていただきました。その考えに今現在変わりありません。

お願いいたします。

○古畑委員

だけど、じゃあその後起こったヒヤリハットの件もそう。で、今度、残された被害者の

きょうだいに対するいじめ。そういうことについてさ、何にも変わってないじゃないですか。あなた確かに私が言ったことは変わってないですよ、本当、変わってないわ。

これ全部、教育長の責任でしょ。自分でしっかりやってくださいよ。どうしますか。これ事例を一個一個、言うか。何のこと言ってるか分かんないっていうふうに思ってるでしょ。じゃあ具体的に言いましょうか。

本当にそのいじめがなくなってるんですか。どうですか。

○靄本教育長

市内の学校で起きているいじめ事案については、減っていませんし、重大事態に関わるような事案も受け止めております。なくなっていないというふうなのが事実でございます。一つ一つの事案について、その背景とかいじめの内容とか、それぞれ違います。一つ一つの内容を見ながらですね、特に重大事態の疑いのあることに関しては、専門調査委員会を立ち上げて、それぞれ調査をしていただいている最中でございます。

減ってないじゃないか、何もしてないじゃないか、何をやってるんだっていうような、厳しいご指摘だというふうに思いますけれども、一つ一つがやっぱり違うっていうような部分については、やっぱり受け止めていただきたいし、一つ一つの事例に対して、私どもは、担当課と、あるいは学校等の情報共有しながらですね、情報交換を進めながら、課題解決に向かって進めているというのが現状なんです。時間がかかっている場面もたくさんありますけれども、そのような背景をご理解いただきたいというふうに思ってます。

○古畑委員

もうさ、厳しい意見じゃないって、前にも言ったでしょ。当然な意見なんだって。これ、初めこの事件が発生して、何年経過したんですか。もう職員の皆さんも、大分、もうほとんどが、全員変わってますけど、この話もしつこいぐらい聞いているでしょ。ということは、この3年間か、4年間か、私も同じことをずっと。違うとか、記憶にないとかっていうたびに資料を調べて、情報を寄せられて、その答弁したけど、おかしいじゃないですかってやってきましたよね。何を自分だけ正しくて、被害者みたいな顔して、古畑にそんなきついと言われる筋合いがないみたいな顔して言うんですか。私は厳しいこと言ってないって。当然のことだよ。責任取ってくださいよ。本当に。もうあなたしかいないんだよ、責任取れる人は。そのつもりで残ったんですよ。

ね、そりゃ靄本さんに、あなたに個人的な恨み、一つもないけど、この一連の動きは、ちょっといただけませんね。だから、糸魚川市内の学校だって、教育だって、荒れに荒れてるじゃないですか。

市内のさ、学校教育みたいなもの、それはやっぱり憂いますよ。大丈夫かなこれって。どうするんですか。もう立派な演説じゃなくて、本音聞かせてくださいよ、本音。

○靄本教育長

今回の先ほど課長が報告したタブレット端末によるいじめ事案の時系列のことを、何回も何回も私も読み直しているんですけども、やはり初動体制の場面での、職員でのやっぱりこのミーティング、記録、上司への報告、そしてミーティングした中の方向性をどういう方向なのかっていうことをはっきりと打ち出して、それを学校とか保護者に伝えるっていうような部分のところが、やっぱりものすごく欠けていたっていう部分については、非常に私自身も改めてこういうふうな整理されてみるとですね、報告書を読んだときもそういうふうに思ったんだけ

ど、こんなふうに整理されてみると余計にその部分のところが、初動体制の甘さっていう部分について、危機意識のなさというふうな部分については、非常に私ショックを受けたし、もっとそのミーティングの中でもって、はっきりしたその方向性、私自身の指示みたいなものが、もうちょっと強く出るっていうような部分のところが欠けていたっていうふうに、自分自身も反省しております。

以上です。

○古畑委員

まあこの後、いろんな調査の報告書がまだまだ上がってくると思う。それを読んでからまとめて責任取るっていうんならさ、まとめて責任取っていただきたい。そのほうがいいかな。じゃないと、後ろに並んでる職員、かわいそうでしょ。そのときに当事者でもない、やりもしない、知りもしないのに責任だけ追及されたって。

何回も言うけど、責任取れるのは、鶴本さん、教育長、あなただけですから。私、ほかの職員、かわいそうだと思うてるから。本当に、一つ、まあこの件は、まあちょっと堂々巡りになってきたんで、質問をここでやめますけど、もちろんこの問題は、引き続きやっていただきたい。

○保坂委員

ちょっと言葉の使い方はちょっと難しいんですけど、今回のタブレットに関しては、いろんなデータの初期化であるとかいろいろあったんですけども、この間もちょっと確認したんですけども、加害者の特定は無理ということで、結論としては、よろしいんですね。

○渡邊学校教育課長

お答えします。

現時点で、特定に向けて動こうという考えは、今ありません。

以上です。

○保坂委員

被害者といわれている子供たち、また保護者に対しての、具体的、人数はあれですけども、そういう人たちの受け止め方としては、もう済んだことと受け止めているのか、いや、まだこの問題、解決してないから、教育委員会にそれなりの何か対応を求められているのか、その辺はどういうふうに整理されてますでしょうか。

○山本教育次長

お答えいたします。

被害者の方のお気持ちということでございますが、当然、加害生徒も分からないような状況の中で、全てが納得しているかということにつきましては、そうではないというふうに思っております。ただ、3月の謝罪会を行うに当たりまして、これ前の委員会のところでもご説明したと思うんですが、被害の代表といいますか、保護者の方とも協議する中で、その謝罪会をもって、一区切りとするということで、私どもといたしましては、謝罪会をしたということでございます。ただ、先ほど申しましたように、今、被害の方が全て納得しているかといえば、決してそうではないと思っております。一区切りということで、謝罪会をしたということでございます。

以上です。

○保坂委員

春のその謝罪会を踏まえて、納得したかしないかっていうのを一区切りつけて、この問題について、一旦けじめをつけたっていう保護者の方と、そうでない方がおられる場合に、けじめがつけられてない保護者については、どういった対応になるんでしょうか。要は、教育委員会に対して責任を求める民事訴訟を起こすとか、何かそういった動きはあるんでしょうか。

○山本教育次長

お答えいたします。

まず謝罪会のときに、来られた方につきましては、あの会を一区切りにするというところで、出席していただいたというふうに、私どもとすれば思っているところでございます。その出席された方の中でも、全てが納得しているかといえば、そうではないかもしれませんが、あそこに出席していただいた方につきましては、少なくとも、一区切りということでの開催であったので、出席していただいた方については、そのように私ども受け止めております。

そのほかの方については、こちらに改めて謝罪会とかという、そういうことの申し出はございません。

以上です。

○保坂委員

多分タブレットの案件については、特段、教育委員会に何か改めて、例えば、教育長であるとか教育次長に対して、その謝罪会で一段落だから、特段それ以降の責任を求めるような、何か具体的な教育委員会への要求とかってというのは、ないということなんでしょうか。

○山本教育次長

今のところ、そういったことは、伺っておりません。

以上です。

○靄本教育長

強い要望的な部分のところではないんですけれども、一件だけ、最初の調査、それから追加調査が終わって、一応、専門調査委員会の皆さん方からは、事実経過、それから、再発防止に向けての提言、特に学校とか、教育委員会とか、具体的な内容が出ています。それを受けて、教育委員会がどんなふうに見え止めて、どんなふうな形でもって策を出して、再発防止に向けていくのかっていう部分のところをまとめてですね、公表っていうふうな部分のところ、まだ終わっていません。

この春にですね、公表というふうな部分なことを考えてたんですけども、端末の解析っていうような部分が入ったもんですから、それが終わらないとですね、なかなか終結的な部分のところのまとめとして、公表っていうふうな作業ができていないので、それを今これからですね、一応、解析の部分のところの分析も終わりましたので、公表をもって、どんなふうな事案だったのか、どんなふうなことを教訓にしたのか、これから再発防止に向けてどういうふうなことを今までやってきたのか、これからどうするのかっていうふうな、教育委員会としての体制も含めてですね、オープンにする、これホームページでの掲載になっていくんですけども、市民とか関係者はもちろんなんですけども、該当者に向けても、そんなふうな形でもって、一応、今回の事案についての終結というふうな形でもって、まとめることが大きな課題になっています。それをするっていうふうな部分について、私は責任を持ってやっていきたいというふうに考えています。

以上です。

○保坂委員

今、教育長がおっしゃられたので、今日の資料のこの10ページとか11ページではなくって、また別仕立てのものが、ホームページに公開されるってということなんですか。

○靄本教育長

この内容を含めてでございます。

○保坂委員

となると、またできたときは、また委員会にも報告されるということですか。

○靄本教育長

そのような形でもって、報告をさせていただきたいと思います。

○保坂委員

タブレット事案についての、関わった教職員の責任についての、さっき処分という話もあったんですが、それはこの間の文書訓告という対応で、一つそれも、けじめというか、そこで一旦、終わってるという形で、要は何が言いたいかっていうと、被害者の方がそれで納得されてるのかっていうところが、ちょっと気になってるんで、そこは大丈夫でしょうか。

○山本教育次長

被害者の方が、それで納得しているかということにつきましては、これもなかなか非常に難しいところだと思います。やはり、全てが納得ということになればいいんですけど、その辺ははっきりと納得しているかどうかというのは、私ども正直なところ、理解してないところでございます。

以上です。

○保坂委員

考え方っていうか、取組み方があって、今回のタブレットのいじめ事案について、事件が発生して、加害者と被害者がいて、その経過については調査いただきました。その対策についても、なからね、なかなか特殊な対応で、具体的に今対策もできました。ただ、やっぱりそうはいっても、先ほどの古畑委員じゃないですけど、わいせつ画像云々というのは非常に人の気持ちをえぐるような、ついて回るような問題について、そこで多分納得いかない被害者、保護者の方がおられるんだと思うんですけども、その辺については、謝罪会はしてるんですけども、謝罪会でも納得いかない方については、ある程度、教育委員会のほうで対応するのか、いやもう教育委員会としては、教育委員会としてのルールにのっとって、全部それをもうやり終えているのか、その辺が多分はっきりしないから、古畑委員とかもご指摘あるんだと思うんですけども、どこかで一度、その辺の決着点みたいなものをきちんと言ってもらって、納得いかないのであれば、委員会で何かっていうよりも、保護者の気持ちの問題になってくるので、そこは裁判とか、そういうのがいいのか、私もちょっと方法論は分かりませんが、ちゃんと第三者を交えて協議する場を設けるとか、そうしないと多分このタブレットの問題はけりがつかないんじゃないかなっていうふうに、聞いてて思ってるんですけども、その辺の考え方はいかがなものでしょうか。

そこまでする必要がない事案なのかも含めて、ご回答ください。

○山本教育次長

お答えいたします。

タブレットのこの事案が発生してから、私ども調査を2回行ってきております。そこでいろ

いろ提言も受けております。それについて教育委員会としても、指摘があったことに対しては、対応していくということが、まず一点だと思っておりますし、被害者の方についても、保護者の代表の方と一区切りということで、協議する中で、ああいう形で謝罪会を行ってきております。

それからタブレットの解析につきましても、企画課でやってきておりまして、結果的には初期化されているということでございますので、一応、これ以上の対応につきましても、今のところは、教育委員会としては考えていないというところでございます。

以上です。

○保坂委員

じゃあ確認ですけど、やることはやって、タブレット事案については、最後のホームページに上げる対応策をやって終わりということなんですね。

私もちょっと、今、自分で言っていて気になったんですけど、一区切りについて、けじめのついた保護者もいれば、そうではない保護者もいた場合に、納得いかない保護者だけに何か特別対応すると、納得されている方に対して、不均衡が起きるんで。でも少なくとも、納得いかない人は、今、教育委員会がやれる精一杯のことをやってますよということは、どっかでちょっと言っておかないと、ズルズルとお互いに納得いかないで、終わらないでしまうので、その辺はどっかで、ホームページの対策をやって、一つの節目にしますとかっていう話合いは、第三者を交えて、やっぱりやるべきだと思うんですけど、その辺の考えはいかがなものでしょうか。

○渡邊学校教育課長

ご提言、ありがとうございます。

先ほど次長が申したように、教育委員会として、今できることというか、やる調査については、これ以上ないというふうに、今の段階では考えておりますが、確かに保護者の方が全て終結をしたと理解をしていただくためには、何らかのアクションが必要なんだろうというふうには思います。教育長も申しました、公表というところが、一つの区切りになるのかというふうには思います。改めてそのあたり、どのような方法でいくのか検討し、実施したいと思います。お願いします。

以上です。

○保坂委員

その上で、納得できないような状況であれば、それはまた本当に申し訳ないけど、別の形で、別の機会の方法でまた話し合うとかにしていかないと、ずっとこのことが継続的になってしまっていて、残念ながら加害者が特定できないということがやっぱり一番大きいので、それに伴って、もし処分なのか何なのかというのは、私もこちらで決めることじゃないので、また行政側で、その処分についても、また考えるなどして、そういった意向も相手に伝えて、少しでも納得してもらえような話合いを設けることに専念していただきたいと思うので、これは要望しておきますけども、ぜひよろしく願いいたします。

以上であります。

○松尾委員

ちょっとお聞きしたいんですけども、この4ページですね、一番下の3月14日の一番最後なんですけども、校長は教頭に対し、こども教育課へ報告し、指示を仰ぐように伝えたと書い

てある。翌15日の午前のですね、文書、極めて、うーん、皆さんのお話を聞きながら読んでるせいもあるんでしょうけども、よくちょっと分かりづらいんですよね。これもう1回ちょっと具体的に説明してもらいますか。

特にね、ここで教頭の認識では、指導主事から誰に聞いていいか分からないこと、生徒を集めて話を聞くとしても卒業していて難しいこと、タブレット端末を発見した生徒への教育的配慮から今後の追及はしないこと、警察も入れないことを伝えられたとのことである。しかしながら、指導主事は聞取りの際、こども教育課からの指示を否定しており、また課長はこのような指示をする協議をした記憶がないとしており、課長補佐は、教頭から今後の対応について、問合せがあったことは聞いていないとのことであり云々って書いてある。これ非常に分かりづらい。

これもうちょっと具体的に説明して、先ほど古畑委員のほうからですね、責任の問題について、質疑があったんですけども、この辺のところ、ちょっと引っかかるんですよね。もう一度具体的に説明していただけますか。

○渡邊学校教育課長

説明いたします。

私も引っかかって、何度も読み返さないとなかなか理解できなかったところです。

青字の部分なので、これは調査委員会が作成した文書を基本的にはそのまま持ってきています。それで、調査委員会が調査した結果を書いてあるんですが、この日の午前中、教頭がこども教育課の指導主事に問合せをしたときに、指導主事が逆に教頭に対して、今後の生徒の動きなんかを質問しているんです。そこの部分のやり取りの中で、教頭の認識では、誰に聞いていいか分かんないし、もうみんな卒業してるし、教育的配慮から、追及しないでおうと市教委に言われたという受け止めだという、学校の記録としては、教頭の認識としてはそうなんですが、そのことについて、この聞取りというのは、おそらく調査委員会から指導主事への聞取りだと思うんですが、指導主事は聞取りの際、こども教育課からの指示を否定しておりということがあるんですけど、おそらく調査委員会が、指導主事にこのときあなたこう言いましたかと、聞取りをしたと思うんですが、そこでやっぱり指導主事は、いやそんなこと言ってないんじゃないかと。また課長は、そういう協議を教育委員会内でした記憶がない。課長補佐は、そういった連絡を学校から受けた記憶がないということで、ここがまさに記録のなさというか、共有したのか、それを学校にどう返したのか、どういう対応したのかということが、当事者の記憶・記録がないということが、今回の事案でも指摘されている大きなよくない点だったということが、この日のそこに一つ集約されているかなと思っています。

分かりにくかったと思うんですが、よろしいでしょうか。

[「分かるわけがない」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

松尾委員。

○松尾委員

上がってきたものを、例えば、これを我々に報告するに当たって、よく噛み砕いて、あるいはよく調べた上で、文章を変えればですね、おそらく今度は分かりやすかったんだろうけど、出てきたものをそっくりそのまま、書いたというところで、そのこれを作成したご本人も、おそらく書いていて、おいこれはいったいどういんだというふうに気づかなかったかなと。で、

これは一体どうなんだっていうふうに、また問い返して、我々に資料を作って出してくれれば、ああ本当に事実はこうだったんだと、分かりやすいんですけど、こういう分かりづらい資料を提出されるとですね、やっぱり変に疑いたくなっちゃうし、やっぱりもうちょっとですね、これ具体的な分かりやすいものにやっていただかないと、ちょっと不備としか言いようがないなと思うんですけど、まあ委員の皆さんのほうで分かったんならあれですけどね、ちょっと分かりませんよね。

今、説明された課長もですね、何となくはっきりしないような感じに聞こえたもので、こういう資料だと、所管事項調査してくれといっても、難しいですよ。これ1か所だけしかまだ見てないですけどね。非常にね、分かりづらい。

責任の所在が、例えば、この段階でですね、こういうふうにしておけば、今後のその対応の仕方もね、ある段階でもって、もっと違う形で出てきたかもしれないけども、どうもうやむやに終わってたものが出てきてるっていう感じで、あるいはもしかしたら、この辺のところは伝えないでおこうっていうふうになったのかね。それはちょっと分かりませんが、もう少しこの資料、何とかならんもんかなと。今日はもう無理でしょうけども、もうちょっと具体的なものを知りたいですね、と思います。

○仲谷課長補佐

ご指摘いただきましたが、今、この資料の作り方としては、あえて教育委員会としてのまとめをつけず、報告書に上がってきたものを基本的にお出しするというスタンスを取ったものであります。

私どもで、例えば要約をしたり、概要をまとめたりすることで、また真実と違うのではないかとご指摘を受けることを避けるためにも、そのまま原文どおり載せさせていただいたものでありますので、読んでいただく中で、私も作ったほうですけども、よく分からない点、なかなかもう少し上手に書いてくればいいのかということのところは、正直ありますけれども、実際に書かれている報告書がこういったものであったということでもあります。

以上です。

○松尾委員

分かりました。

ただ、今度我々に経過報告をする上ではね、やっぱり分かりやすいものを、今、説明を聞いてね、はっきりとした説明だったら、私は、ああなるほど、そうなんだと分かりますけども、今、仲谷補佐が話された点ね、上がってきたものを正確に伝えるために、そのままにしたんだと、これはその辺のところは分かります。しかし、それをかみ砕いて、こうなんだということがやっぱりほしいわけですよ、説明にね。それがどうも、当時課長がここのポジションにいなかったということもあるでしょうから、推測でお話するっていうところもたくさんあるでしょうけども、やっぱり何ていうかな、具体性に欠けるわけですよ。ですから、資料は資料として、そのまま上がってきたものを提出、それはそれでいいんですよ。だけど、この件については、実はこうこうで、こうなんですよっていうことをやっぱり説明をしていただかないと、我々調査できないということを言いたかったんです。それだけです。

[「そうだ、そうだ」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

渡邊課長。

○渡邊学校教育課長

ご指摘いただきありがとうございました。

私も今日、資料が多かったもので、読むのに必死になっていたところがありますが、確かに自分で読んでいて分かりづらいところは、聞いている方はもっと分かりづらいということを認識いたしましたので、次からまた十分気をつけたいと思います。

ありがとうございました。

○阿部委員長

ほかにご質疑ございませんか。

[「継続にさせてもらいたいと思いますって言って、次に。終わらないもん」と呼ぶ者あり]

[「ちょっと一点だけ」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

保坂委員。

○保坂委員

ごめんなさいね。

今、松尾委員のご指摘のところは、これはじゃあ、どうされるんですか。

報告作成したところに、その要旨を確認するってことですか。それともこれはもうこのままにしとこうっていうことですか。

[「内部調査するって言ったもん。約束ね、どのように対処するかって、約束」と呼ぶ者あり]

[「ちょっと答えなさいよ」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

渡邊課長。

○渡邊学校教育課長

ここの部分、結局、誰がどう聞いて、何を言ったかっていうところが分からない状態のままなんですけど、調査委員会が調査をしても分からない状況で出ていますので、今そこができるかと言われると、できないのではないかなと。

ただ、分からないということはつまり、共有や記録が悪かったということだと思いますので、その部分を反省点として、私達、受け止めています。

以上です。

○保坂委員

今の3月15日の上の部分があやふやで、最後の4行ですかね、内容からすると、教頭と連絡を取る中で、中学校及びこども教育課とも、教育的配慮によりタブレット端末を発見した生徒に今後も追及しない方向で共通認識をしたと伺えるになってるんですね。

じゃあ、これはこのまま。

本当はね、主語と誰が何を言ったかって、本当はもうちょっと明確にできるのかなと思ったんで、今あえて聞いたんですけど、それは分からないってことですね。

了解しました。

[「関連して」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

古畑委員。

○古畑委員

分からないことが多すぎるんですよ。その推測の中においてやるからね、余計分からなくなってくる。これさ、指導主事だとか教頭とかって書いてあるけど、名前つけてくださいよ、せめて。今の教頭さんだとか指導主事さんに悪いでしょ。元とか、当時ってのはないんだよ、これ。分かりにくいし、これ記録に残していかなきゃ駄目だから、実際の実名を入れる。そして実名で書いた人間を集めてくださいよ。忘れてるんなら思い出してもらおうじゃないですか。

答えのない推理小説を読んでもうでさ、気持ち悪い。あのとき一体何があったのか、誰がどういう指示だったのか。そんなの蓋開けてみれば面倒くさいから、そういうことにしましたで終わると思うんだよ。どうも教育委員会が、今、まあ、まだまだこれから続くようだから、そこで申し上げますけどね、そういう風潮が深くなってますよ。

で、せめて実名を入れてください。それは大丈夫でしょう。子供たちではあるまいし、AさんBさんってわけにいかんでしょう。

○山本教育次長

実名をとということなのですが、検討させていただきたいと思います。

以上です。

[「かばう相手が違うんだって」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

松尾委員。

○松尾委員

もう一点。

ちょっと気になったんですけれどね、この前段から中ほどまでは、いろいろな報告、おそらく教育長のほうにも報告等上がったんだろうと思うんですけど、途中経過ね。この7ページのこれ上のほうから4番目になるんですけど、令和5年4月25日、3時半に、市長からって、ここでもって、初めて市長が出てくるんですけども、実はこのタブレットが紛失したとき、私、先回の総文でもお話したと思いますけども、朝早く、教育委員会のほうから電話が来て、いついつ来てくれと。で、行って、市長はじめ、教育長はじめ、関係者おられて、実はタブレットが紛失したと。で、何が何だか全然分かんなかったんですよ、最初。そのときにも、市長直々に出席されていた中で、このとき初めて市長から、市長を疑うわけじゃないんだけど、2台の紛失について、警察へ届けるっていうかな、被害届を出すように。

ここに初めて市長の名前が出てくるんですけども、この一連の問題があったときに、やっぱり教育委員会として、教育長の段階でもって、全て情報が、例えば、そこで終わってたのか、あるいは市長のほうで、おいあの件どうなったとかっていうことを聞くことがなかったんだろうかって、非常に気になるんですよ。

どうだったのかなと。その辺、教育長どうだったんですかね。今ここではっきり。

[「委員長」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

井川副市長。

○井川副市長

今、松尾委員、指摘された、その前の前日ですかね。前日、私のほうに報告があったという事案になります。

それで、このときは、私は4月24日ですかね、紛失したことも、そこで初めて聞いて、見つ

かっていたことも初めて聞いて、それが画像として流出したというのもそこで初めて聞いた事案になります。

それで、これはちょっと大変なことだなということで、私はこれ市長に報告すぐすべきだということで、進言をしたものであります。

○松尾委員

じゃあ、私、そのね、時系列がちょっと今ね、定かじゃないんで、いつだったかなと思ったんですけども、じゃあ、私が早く来いと言われて、教育委員会から連絡をもらって来たときには、これもう、ずうっとこの3月15日の、これ、後の話ですか、違うでしょ。私、呼ばれたときは、もっと前だ、事件が発覚してからのことじゃないんですか、事案が。

ですから、私は気になったのは、このときに改めて市長が出てくるっていうのは、ちょっと時系列からしてみても、いやその、一番最初に呼ばれたときの日時がちょっとはっきりしてないんですけども、あれ確か定例会中だったかな。ずいぶん早い段階で、これ私のところへ連絡したと思う。私と副議長が来いと言われて。その後、ちょっともう記憶が定かでないものを、今ここで話をしてもちょっとしょうがないんですが、ちょっとここに来て、初めて市長という名前が出てきたんで、いや、もっと前に市長が関わってたんじゃないかなと、ふと思ったんですけど、今の副市長の話だと、そうじゃないんですか。

○井川副市長

私はこのときに初めて聞いたというふうに思っています。

〔「ああ、そうなんですか」と呼ぶ者あり〕

○井川副市長

それで、その次の日に、市長に報告があった際に、市長からそのときにも聞いたんですけども、これ、結果論になりますよね。紛失して見つかって、画像が出た。それを3つ踏まえると、これは何でそのときに警察に届け出しておかなかったのかっていうのは、当時の米田前市長から話があったと思います。

〔「それは、なかったな」と呼ぶ者あり〕

○井川副市長

それでですね、そういったことをしていないと、教育委員会が後々責任を追及されることになるので、改めて警察へ行ってくださいというふうに指示をされたというふうに、私は記憶しています。

〔「まあ、いいです」と呼ぶ者あり〕

○阿部委員長

ほかにご質疑ございませんかね。

ないようでしたら、ここで質疑終結するんですけど、この事案については、継続して調査をしていきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○阿部委員長

それでは、これにて質疑を終結いたします。

以上で、市内学校で発生したいじめ事案についての議題を終結いたします。

令和4年度のアレルギーヒヤリハット事案対応について（学校教育課）

○阿部委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、令和4年度のアレルギーヒヤリハット事案対応についてを議題といたします。

担当課の説明を求めます。

○渡邊学校教育課長

ご説明いたします。

資料No. 5をご覧ください。

令和4年度のアレルギーヒヤリハット事案対応について、ご説明いたします。

この事案は、令和4年度に市内中学校の修学旅行の際に発生した食物アレルギーのヒヤリハット事案であります。8月17日の市議会総務文教常任委員会において、当時、中学校が当該生徒の進学先の高校に食物アレルギーに関する引継ぎを行った際に提出していた、医師が作成する「食物アレルギー等 対応指示書」と学校が作成する「個別の取組プラン」において、アナフィラキシー既往の有無及び処方薬の有無の記載について、大きな相違があることを報告し、この件について確認を行うこととしておりました。

この件につきましては、現在の進捗状況等を報告させていただきます。

（１）の事案への対応として、当該生徒への対応については、本人及び保護者に対し、謝罪を申し入れており、謝罪の方法等を調整中の状況に変わりはありません。

続いて、（２）食物アレルギーに関する文書の確認についてです。

8月の総務文教常任委員会では、できるだけ早急に、先送りすることのないよう、この件について確認を行うよう、ご意見をいただいたところでありますが、本日はこの件について、総括的なご説明ができません。

まずはその点について、お詫びを申し上げます。申し訳ございません。

本日は、確認に係る進捗等について、ご説明をさせていただきます。

初めに、①関係者への聞取りについてです。当時、書類作成を中心的に行っていた学校職員、保護者との面談時に出席していた学校職員について、8月までに聞取りを実施しております。また、当時、面談に出席した生徒保護者からも面談時の様子等について聞取りをさせていただきたいことから、先日、聞き取りについて申入れをさせていただきました。聞取りについては、ご協力いただけるとお聞きしておりますが、現在、聞取りの方法であるとか、日程について調整中であります。

次に②医療機関への照会についてです。今回の件について、しっかりと確認する上でも医療機関への照会は必要であるとのご意見を前回の総文でいただいておりますし、学校教育課としても必要な手続きと捉えております。ただし、関係機関にも相談しましたが、行政から医療機関への直接的な照会は個人情報保護の観点からできないとの見解でありました。また、当該生徒が既に成人していることから、生徒保護者の同意ではなく、当該生徒の同意をいただいた上で、行う必要があります。そのため、現在、生徒保護者を經由し、医療機関への照会についての同意について、申入れを行っております。ただし、当該生徒の同意をいただけないと照会をすることができませんので、同意いただけた場合は、照会を行う予定としておりますが、同意いただけない場合は、照会ができないというふうな、ご報告をさせていただくことになるかと

思います。

最後に、③事案の検証についてですが、①の関係者への聞き取り及び②の医療機関への照会結果、できた場合の照会結果を受け、事案の検証を行うこととしております。今回、事案の報告ができず、重ねてお詫びを申し上げるとともに、事案の検証の報告に向けて早急に対応をしてまいります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○阿部委員長

説明が終わりましたので、直ちに質疑に入ります。

○古畑委員

このヒヤリハット事案についてはね、いや本当にヒヤリハットじゃ終わらなくなりましたね。だから、その当日、何があったかっていうのも、それはもちろんはつきりさせなくちゃいけないこと。本当に食物アレルギーの原因であるイクラを取って食べなさいってやったのかどうなのか、そこははつきりやんなきゃね。

それと、これやっぱり大きいよね、アナフィラキシーの、これについてあるもの、その症状があるにも関わらず、それは、なし。服薬もなしと書き換えられてしまったと。

ちゃんとした書類ができてて、アナフィラキシーがあるっていうことを前提に校内の中でもさ、いろんなプランニングしていくんなら、それでよかったんだよ。誰かが気づいて、ちょっと待ってよ、これアナフィラキシーあるじゃないですかって、気づけばよかった。けど、そのときに対応指示書として出されたものは、アナフィラキシーがなしの服薬なしに書き換えられてしまっていたんです。これどうして、そういうことが起こるんだろう。忙しいとか人手がないとかって話じゃないだろう。しかも、養護教諭だよ。プロじゃん。専門知識が学校の中で一番詳しいんでしょ。その人がなぜこんな、まさにこっちのほうさ、ヒヤリハットだよ。しかも、子供に対するさ、命の責任あるよね。そういうことがないように、指導ってしていかなくちゃいけないんでしょ。修学旅行だけじゃなくて、日々の給食においてはさ。

これ職員への聞き取り終わったって書いてあるよね。実施したって。そこら辺の事情はしっかり裏が取れたんですか。

○渡邊学校教育課長

お答えいたします。

職員への聞き取りは終わりましたし、それぞれの職員から、当時どのような形で面談が行われていたかとか、書類作成をしていたかということについては、聞き取っております。ただ何分、年月がたっていますので、覚えているところと覚えていないところとあります。

教員側のほうは、大体聞き取り終わったんですけども、あとは、保護者の方からも聞いて、当時どのような形で面談が行われていたのか、そういったことを総合的に検証しないといけないなと思います。古畑委員おっしゃるとおり、アナフィラキシー「あり」の子を「なし」として対応するとか、服薬が「あり」の子を「なし」として対応するということは、あってはならないことで、どうしてこのような書類になっているのかというところは、なるべくはつきりと検証したいことから、今、保護者の方からご協力をいただいて、先に進みたいと考えているところです。

以上です。

○古畑委員

ここまあ、いただいたさ、申し出にしてみれば、アレルギーヒヤリハットの事案について、新年度に入って、渡邊課長は問題をすり替え、取り除けば大丈夫なアレルギーもあると言い出した。5月15日、金曜日、渡邊課長が電話でアレルギーは診断書が全てだと言って、被害者家族に対して診断書の提出を求め、被害者家族からの不信感を招いたと。これ覚えありますか。どうですか。

○渡邊学校教育課長

お答えいたします。

この間の委員会のときにもお話したと思いますが、書類の提出を私から求めたという事実はないと思います。ただし、電話の中で、アレルギーの対応には、いろんな段階があるんだということは、確かにお話をしました。私、その時点で、アナフィラキシーという認識がありませんでしたので、例えば、お医者さんから自己除去という指示が出ていた場合、自己除去というのは、つまり自分で取り除けばいい、そういう指示だった場合は、取り除いて食べるというのは、正しい指示になります。

ですので、その部分が、私達、書類がもう学校に残っていないので、実際にお医者さんからはどのような指示が出ていたかというのが分からないんですというお話を、確かに電話の中ではしたと思います。

学校は、お医者さんの指示に従って対応するので、保護者の方から配慮してほしいということに配慮することはありますけども、アレルギーに関しては、しっかりとお医者さんの指示に従うというふうな話はした覚えというか、必ずしています。

以上です。

○古畑委員

まあ、その件についてはね、電話の録音の記録があるらしいんで、それはまあ、どういうふうなトーンで言ったのか、どう言ったのか。診断書が全てで、それがない限りあなたの言い分、通りませんよってやったらしいけどさ、その辺のくだりもどうだったのかね。調べてみれば分かると思う。

でだ、あるなら出せっていう話だったんだけど、5月21日、高校で診断書を含むアレルギーに関する記録を保管していたことが判明しました。高校は県教委と協議して、中学校の記録、診断書を保護者、本人に返却することとし、返却時に市教委も立ち会って内容を確認することとした。けれど、市教委は高校からの連絡を1か月間、黙殺したと。なんですか。

○渡邊学校教育課長

お答えいたします。

高校から、最初に私、連絡したとき、もう見つからないって言われたんですが、その後、数日、すぐにやっぱりありましたと。今後の対応、まず県教委と相談しますっていう話をいただいて、その後、古畑委員おっしゃったように、保護者にお返しをするので、そのとき同席をしてというお話をいただきました。

確かにその後、およそ1か月後に、私と参事で高校に行ってみせていただいて、書類のコピーをいただいたわけなんですけども、理由はちょっと、詳細ここでは言えない、言えないというか、決して黙殺というか、わざと延ばして遅らせようと思っていたわけではありません。保護者の方と少しこの話をしづらい状況であったということは、少しお話したいと思いますが、ただ、本当に遅くなったのは事実ですので、私この間も少しお話をしましたが、高等学校の管理

職の先生また同席してくださった先生、それから保護者の方にも、その場で遅くなったことは、しっかりお詫びをしたつもりであります。

以上です。

○古畑委員

その内容を確認したのが6月26日ですよ。5月21日に学校から診断書が見つかりましたって、保管したことが判明しましたよって、取りに来てくださって言われたのは、それから1か月以上たってるの、これ。

診断書がありますかってやったのは、渡邊課長、あなたからでしょう。

全部素直に言いなさい。言わないと、あなたも過去の人間たちと同じグループになってしまうよ、私の中で。私の中では、あなたはそんなことする人じゃないと思ってますから。だからそれが、とぼけて、その診断書が出てくればまずいっていう、そういう気持ちがあったとしたらね、そのまた隠蔽に加担していくかという話になる。

でもこうやってさ、資料が出てきた以上、資料が向こうにちゃんと、まあね、相当やられたんだと思うよ。全部記録に取るようにされてるみたいだから。よっぽど、口だけじゃ駄目だよっていうふうにやられてきたんだろと思う。かわいそうに。

そこに対しても、きちっとやってほしいって言うの。じゃあその後、養護教諭、それとの確認だとか、その後の養護教諭に対する、それこそ責任問題とか、どういうふうにしましたか。

これ下手したら殺人未遂でしょ。その診断書を書くべき要職について、その権利のある人間が、もしも、故意だとしたら。アナフィラキシーなし。薬も飲んでませんとか。それを給食で出すようにとか。そんなの気の迷いだから大丈夫。実際、これ食べたらずいですよって子供から言うと、そんなん、食べられるでしょうって、駄目なら横にでもさ、ちょいちょいってやって食べなさいとかってやったんでしょ。

このさ、そのタブレットの話も、バスの中のいじめの話も、このヒヤリハットもさ、どうも皆さんが言った答弁をいただいて、やっぱりこういうことでありましたって相手に伝えてみると、そんなことありませんって、やっぱり返ってきちゃうんだよね。1回や2回なら、まあまあ落ち着いて、まああれですよってなるけど、何回も聞いてるうちに、あれって。全部教育委員会はうそついてんじゃないって。教育委員会と学校側は一体何をしてるのって。

で、この養護教諭の方は、何にもなく未だに仕事やってるんでしょ。どうなんですか。それとも責任取って、辞められたんですか。

○渡邊学校教育課長

お答えいたします。

まず最初に、私、個人的な意見といってもあれですけども、うそついたり、隠したりしていいことはないと思っていますので、自分はそういうことは、特に仕事上ではしないつもりであります。つもりと言ったのは、自分で気をつけていても、そうでないと受け取られることがあるからだと思います。

今、私、診断書等のことで、私が求めたというふうに前回からもご指摘いただいておりますが、私、繰り返し、自分から欲しいと言ったことはないとお答えしています。それは、私も記録を取っておりますので、私の中では間違いのないことかと思っております。

それで、ただ先ほど言おうと思ったんですが、私の声のトーンとか、先ほど委員もおっしゃいました言い方、配慮に欠けていて、そのような思いを持たれたというのであれば、それは、

こちらにそういう意図がなかったとしても、誤解を生んだということで、そういったお話はさせていただきますと思っています。

養護教諭のことについてですが、現在、処分等はなく、勤務をしております。今回のことについては、先ほどから申しています、検証についてしっかりした上で、また改めて協議をし、教育委員会としてどうするか、検討して、ご報告したいと思います。

以上です。

○古畑委員

まあ、言った言わんとか、どう捉えたかってのは、個人差が、問題があるから。

でもさ、あなたを黙殺したって疑われるにはさ、ふさわしいだけの期間、行ってないよね。それは行動の事実として認めなさい。自分の声のトーンが怖かったのか、言い方が悪かったのかというのは、相手の受け取り方だから。そりゃね、あなたのおっしゃるとおりで、それはもし取られたんなら、申し訳ないで済むと思う。けども、私はそんなつもりはないって、1か月以上、行かなかったんだから。それを何て言うか知ってる、不誠実な対応っていうんだ。

なんにせよ、それがあったんならば、確認しなくてはいけない。それはしてないね。これ何て言うか知ってる、職務怠慢だ。出てきた事実をしっかりと養護教諭だとか何とかに回って、その記録は全部確認して、本来ならもっと早く出してこなくちゃいけない。だから、その遅延行為によるさ、これ裏で何かやってんじゃないのって、私だって疑いますよ。だから、あなたは真面目な人かもしれないけれども、やることなすこと全部疑われてしょうがないねっていうとこだ。そこは深く反省しなさい。もう本当に自分自身が悪いんだろうと思うよ。そういうふうに取り残されてしまったって。あなたあれでしょうとかって、何してたのよって言ったって、帰りが遅くなったからさ、ちょっとどっか行ってきたよって、証明してくださいよって、もう相手が怒っちゃったら、もう何とも、どうしようもないよ。だったら、まあ早く帰ってくるこっちゃねって、そういうことなんだよ。早く記録とか取り行けばよかったのに、とは思います。

被害者にしてみればね、アナフィラキシーショックの服薬の改ざんに対する正確な説明がない限り、謝罪は成立しないと思われます。私の見立てだけだね。そこをちゃんとさ、謝るルートとか、責任の所在だとか、もうさっきの件では、またしつこく言ったけど、一事が万事、皆さんそうですよ。考え方とか、ルートとか、全部やってください。やっぱり被害者の方にもね、もう悪いけどこっちはこれ以上、責任問題についてさ、とやかく言える筋合いではないんで、もうあれだったら訴えたらどうですかって、民事でもう白黒つけたほうがはっきりしますよと。私はこんなひどい事件はないと思います。だからそれは、伝えますけども、私は警察でも裁判官でもないんでね、それは言えません。ただ行政としての処分はさ、すべきだっていうことは、強く申し上げますよということですね。

まあ、一旦ここでやめます。

○保坂委員

今日の資料、ありがとうございます。

答えてもらえるかどうか分かんないですけど、この（１）番、当該生徒への対応、生徒への謝罪申し入れ、現在、謝罪方法について調整中っていうのは、相手方の都合。こっち側の、行政側の都合の調整中ですか。どちらの都合の調整中でしょうか。

○渡邊学校教育課長

お答えします。

こちらから、このような謝罪でいかがでしょうかという申入れは、当初からしておりますが、それについては、受け入れてもらえるような内容ではないということで、その部分の調整がうまくいっていないということでもあります。また、今、先ほど古畑委員おっしゃったように、今回、文書の違いが出てきましたので、ここがはっきりしないと、というふうなお話は、私もお聞きしておりますので、そのあたり、まずしっかりとはっきりさせる場所をはっきりしたいと思っております。

以上です。

○保坂委員

なるほど、新たにこの文書のことがあるんで、これがきちんとなしないと、受ける状況ではありませんよということですね。分かりました。

今度、(2)番の①であります。聞取り済みなんですけども、あれですかね、今これやっぱ医療機関の照会がない限り、この学校職員の、これは公表できないということで、今は何も言えないっていう解釈でよろしいですか。

○渡邊学校教育課長

お答えいたします。

すいません、本来、全てまとめて検証した中で、報告できるものを、ご報告したいという考えでおります。

医療機関については、先ほど申しましたが、ご本人の了解がないとできませんので、そうであった場合は、聞取りで分かったことということになりますが、現在、学校職員の聞取りしかできておりませんので、また一方だけの話になりますから、可能な限りで保護者からの聞取りをした上で、ご報告をしたいというふうに考えております。

以上です。

○保坂委員

ということは、生徒、ご本人が医療機関への照会をかけない限り、この話は進まないっていうことになるんですけども、それはあれですかね、ご本人の意向に委ねるしかないんで、これがいつとかって、日も切れないでしょうし、うちら委員会からも、どうのこうの言えない状況なんですけど、それはずうっと、向こうの出方を待つということでもよろしいでしょうかね。

○渡邊学校教育課長

医療機関への照会、ご本人の了解というのは、今現在ちょっと難しい状況であるのが事実なのです。仮にもう駄目というものを何回も何回もというふうなことは、なかなか難しいのかなと思いますので、そうなった場合には、医療機関への照会はやっぱできないというふうに考えております。

一方、資料についても、学校にはもう残っていないものですので、これ以上、新しいものが出てくる可能性というのは、高くないのかなというふうに思いますが、そのあたりは、また少し探してみたりするのも必要かなと思っています。

以上です。

○保坂委員

困ったなと思うのは、結局、ご本人の医師への照会がない限り、この資料について、検証ができないっていうことになるんで。でも最終的には、ご本人の意向になるので、しつこくならない程度に、でもある程度、確認取っていただくということしかできないと思うので、委員

会にも報告は、それが進まない限り、何も多分報告できないかなと思うんですけど、そういった形で、ここは、そういった形で、もうやらざるを得ないんで。ただ、ご本人の意向もしっかり尊重するスタンスを取っていただきたいんですけども。

直接、生徒ご本人なのか、保護者を通じて連絡を取る形なのか、ちょっと分かりませんが、ただこっち側は、全面的に、この検証したいっていうことをちゃんと伝えていただいて、定期的に確認を取るって形にさせていただきたいと思うんですけど、そこは大丈夫でしょうか。

○渡邊学校教育課長

お答えいたします。

確認ができるような努力はしたいなというふうに思っております。どうしてもできなかった場合については、それはご本人の意思が尊重されますので、そこは致し方がないというところで、ただ学校職員、それから保護者の方からの聞き取りで、例えば、当時の面談の仕方がどうであったのかとか、必要な手順を踏んでいたのかとか、そのときどういった書類でやっていたのかということが分かれば、例えば、そこに学校の課題があれば、はっきりさせることができるかなというふうにも思っておりますし、もし医療機関への照会ができないときには、それ以外の部分で検証できる部分をしっかりとしていきたいと思います。

以上です。

○保坂委員

でも（１）番で、生徒の謝罪を申し入れしたけども、この文書のことがけりつかなければ、謝罪のことも受け入れられないって言うてる以上は、やっぱり結構、私、厳しいなと、厳しく受け止めているからなんだと思う。ということになれば、申し訳ないけども、やっぱり生徒ご本人から照会をかけてもらうことのほうが、生徒自身の意向に沿う形になるんだと思うので、そこは丁寧にやっぱり言っていただきたいと思いますし、そうしないと、ずっとこの謝罪方法がずっと調整中になってしまいますんで、何が一番大事かっていったら、やっぱり私は、謝罪が今回の件に関しては、文書いろいろありますけども、謝罪が大事なので、事実関係のために、ご協力いただくということは、ちゃんと言ったほうがいいと思いますし、あとそのやり取りですね。やり取りが、どんなやり取りだったかというのも、きちんとやっぱり確認してほしいなと思います。

なんでかという、やっぱり一度あることは、やっぱ二度あって、で、二度あることはやっぱ三度あるって、本当に不思議なことにね、そうなるんですね、やっぱ世の中ってのは不思議なもので。誰もそんな意図的にやってなくても、偶然のいろんな一致があって、そういうふうになるので、先ほど古畑委員、ご指摘あったとおり、命に関わることについては、多分、皆さんもう、多分、配慮はされてると思うんですよ。でも、されてても、事件・事故になる、分野は違いますが、今日の報告にあった、デンカの火花だって、本来、多分、対処してるんですよ。対処してるんだけど、やっぱりベルトコンベアが燃えてしまう。普通、考えられないんですけど、やっぱりいろんな偶然の一致がまさにヒヤリハットですよ、なってしまいます。そこはちょっとご本人に申し訳ないけども、この文書照会については、ご協力いただいて、できるだけ、一日も早く、向こうの意向に沿うような謝罪方法を取れるように、取り組んでる姿勢で、臨んでいただきたいと思うんですが、そういった考えで、取り組んでもらえますでしょうか。

○渡邊学校教育課長

お答えいたします。

そのような姿勢、大切にしていきたいと思います。

以上です。

○古畑委員

あのね、もうしつこいけど、これ言っとくけどさ、学校の信頼の問題。それを管理する教育委員会の問題なんだわ、その対応の仕方。これね、そもそもの問題は、修学旅行で起こった出来事で、そんな複雑ではなかったんだよね。旅行会社がね、アレルギーの調査票を食事先、マルマル水産に提出しなかったんですね。これが第一の落ち度だよ。アレルギーに関する情報がなかったために、食事先は、いわゆるその食堂はね、食品成分表にはなかったイクラを、これしかもさ、学校側は、挨拶がよかったんで、サービスで出したって言ってるんだよ。後でそんなのは、うそのやんばちだったってのは、はっきりするわけ。これもちちゃんと押さえておきなさいよ。あのね、学校が引率に行ったその結果について、教育委員会にうその報告してるんだよ。あなた方は、もうちょっと怒りなさいよ。自分たちも騙されてる。そんなことありませんでしたってことでね、とりあえずイクラが提供されてしまった。アレルギー食材を提供される、驚いた生徒が食べれませんと申し出たが、養護教諭、校長、担任は、要するに食べなさいって、喫食を強要したんです。けども、学年主任のみが代替食料の確保に走って事なきを得たんだ。分かる。校長だとか担任の先生は、食べなさい、食べなさいってやってるんだよ。食べたらとんでもないことになったね。その本当のヒヤリハットのもんじゃないよ、殺人未遂じゃないか。しかもだ、明らかなヒヤリハットにも関わらず、学校は市教委へ報告をしてないんだよ。怠ってるんだよ。これ処分だろ、いくら何でも。これで教諭は呼ばれて、注意処分で終わってんだよ。てへっ、だよ。何も処分なしだって、ラッキーって、終わってるんじゃない。

ちょっと甘いんじゃないの、あんた方。特に学校の指導の仕方がさ。ちょっと教育委員会、少し何か現場のさ、学校の皆さんに、なめられてるんじゃないですか。教育委員会が行ったとてだよ。学校経営の現場はさ、絶大なる権利があるっていうかね、その保証されてはいるわけだ。だから、それを管理・監督するさ、教育委員会の言うことについては、服従命令だよ。聞かなくちゃいけないでしょう。

皆さん、どういう指導してるんですか。学校の現場に対して。

○渡邊学校教育課長

まず前半の、そもそもの修学旅行で起こったヒヤリハット事案という部分については、確かに何年か前のことですが、そのときにちゃんと対応できていれば、記憶がよく分からなくなるということもなく、もっと正確に対応できたなというふうに思っています。

今ほど古畑委員がおっしゃられたことの経緯と、私達が聞き取った経緯で少し違うところもありますので、その情報がはっきり、すり合わさってないところも、その当時にちゃんと報告を受けて対応していれば、そういうことはなかったのかなと思っています。

当時、これは以前の委員会でもお話しましたが、糸魚川市のマニュアルにヒヤリハットが起きたとき、学校から報告をしなさいという規定がなかったということです。これは市教育委員会の落ち度であります、です、学校としては、市教育委員会への報告はせず、校内の中での共有にとどめたということでもあります。このあたりもアレルギーだけではないですが、学校を監督する教育委員会としての落ち度だろうと思っています。

教育委員会として、学校にどのように指導しているかということが、後半だったと思います

が、私達は学校の管理・監督者として、学校の教育活動がしっかり行われるように監督をして、ときには指導を行うという立場でございます。ただ、学校には校長がおりまして、校長は教育課程において責任を持ち、学校運営を行うものですから、そのあたりのバランスというか、何でもかんでも指導して、教育委員会が言うことを聞かせるということとは行っておりません。とはいえ、指導が必要な部分はあると思いますので、そのあたりは、少し私達も気をつけながら対応を進めていきたいと思っております。

以上です。

○古畑委員

それはしっかり責任持って対応しなきゃ駄目でしょ。

あのね、ある学校でさ、いわゆる基本的人権の侵害をしている。校長が生徒に対して。

あのさ、国民三大義務って知ってる。その中にさ、教育を受ける義務ってあるんだよ。受けさせる義務。で、子供たちにはさ、教育を受ける権利がある。その内容、顛末を聞いてますか。調べてますか。

些細なゲームのことから、やっぱり身体を触った、触らないってことから始まって、そのこと、ある小学校の校長は、重大に捉えて、その子供をさ、即隔離だよ、隔離、別室。

で、どういうことですかって聞いた保護者に対してはさ、あなたには言えません。あなたの配偶者には言いますから、配偶者連れてきてよ。配偶者は現在、出張で糸魚川にはいませんので、6日後かなんかに帰ってくる予定がある、じゃあそのときに言います。ちょっと待ってくださいって、じゃあ、そのときまで全然事情を私は知らされないでやるんですかと。頑として、あなたとはもうこれ以上しゃべりません。日を改めて学校に行くと、今度は教頭先生がまさに門前払い。あなたと話せません。なんでですか、子供が教育を受けれないんですよって。

あのさ、行き過ぎた指導じゃないの。それが夏休み、あのね、学期末のさ、終業式、そこにも出してもらえないんだよ。でさ、修学旅行だって、具体的な内容の案内が来たのがさ、おととい持たせたんで、知りませんって。電話で聞いて、いつですかってったら、電話で答えられません、文書で送りました。もうほとんどいじめだよ。ギリギリになって届いて何とか行けるようになった。あのさ、それが一連のこの事件のさ、当事者なんだよね。これ完全にその学校に対してさ、被害者の親を狙い撃ちじゃないの、これ。

で、その件、指導しましたか。教育委員会は、その件、知ってますよね。指導しましたか。

○渡邊学校教育課長

内容等については、私、把握している案件だとは思いますが、相手方もありますので、内容については、ここでお話をすることはできません。

学校に対して指導したかというところについては、指導はしております。ただ十分ではないというふうに思われているところもあるということも承知をしておりますので、それは学校教育課で、もう一度しっかりと協議をしながら、適切に指導できるように進めてまいります。

以上です。

○古畑委員

適切な指導とは何でしょう。

言った、言わんじゃないって。実際、子供が授業を受けれないんだよ。で、あなたが悪いでしょって言われた時点で、ちゃんと謝ってるんですよ。指導がいわゆるできる状態で、わざわざ別室で。給食も別室、トイレ行くのにも先生がついてくる。何やったの、そんな重大な犯罪

者みたい。なんでそんな扱いを受けなくちゃいけないのか。親は学校に聞くよね。具体的に話してくれない。聞きたいことあっても、電話では答えられません。文書に書いて出してください。これ何なんこれ。教育の放棄じゃないですか。そんなことが起こってるんですよ、糸魚川で。教育委員会としては、これ見過ごすことができるんですか。夏休みが終わって、未だにそうなんですって。初期対応もくそもないんだよ。そのまんま続けてるんだよ。

あのね、だからそれはさ、基本的人権に対する侵害だって。教育を受けさせるさ、義務も、受ける権利も全部侵害してるじゃないですか。特別その子が暴力ふるったわけでも何でもないんだよ。いたずらだったか、そういうものは相手が不快だと思うんだったら、それにちゃんと謝ってる。まあ謝ってるんだから許してあげなってるのが、学校教育の中のあれでしょう、全体を円満にさせる、事件をうやむやにしちゃいけないけど、軽微なもんだったら、いたずらかけんかの延長線上にして考えればいいじゃないですか。

それを何なんですか。それを指導できない教育委員会って何なんですか。おかしいじゃないですか。どうですか、教育長。

○蘆本教育長

ヒヤリハットの案件が所管調査事項の内容だと思いますけれども、今の古畑委員さんがおっしゃってる内容については、ちょっと個別の事案っていうふうなことで、受け止めさせていただきたいと思います。

○古畑委員

個別の事案というのは、子供に対して使う言葉なんですよ。

市の職員じゃないですか、おまけに校長先生、役職についてる教職員じゃないですか。自分の直属の部下じゃないですか。言えないって、だから隠蔽だって言われるんですよ。あのさあ、1日を争う、急な、救済措置を取りなさいよ。なんでそんな冷たいこと言うんですか、教育長。

それと、もうだいぶ時間が遅くなったんで、もう一つ聞きますけどね。

今度はね、別のある学校で起こっているいじめ事件、学級崩壊、前回のときに聞きましたよね。その後、調べに入ると言ってくれましたけどね、その後はどうなったんですか。その担任の先生は帰ってこれたんですか。代打で入った教頭先生は、その後どうなったんですか。ちょっと教えてください。

○渡邊学校教育課長

学校がはっきりしてしまうようなことは、私、お答えはできませんので、今のご質問についても、お答えを控えさせていただきます。申し訳ありません。

○古畑委員

学校の現場で、一体何が起こってるんですか。一体いくつ問題を起こせば気が済むんですか。教育委員会としての把握はできてないじゃないですか。

それはやっぱりさ、なんだろうな、教育委員会は、教育委員会としての責務をやっぱり果たしてほしい。個別の事案ですので、どうのつつてさ、完全に問題を起こしている教職員を、だからかばってるって言ってんだよ。それが隠蔽だって言ってんの。いつまでもこの悪しき習慣を続けるつもりなんですか。こっちにも全部情報入ってるの。

今の学校の問題だってさ、別室に連れていかれて、ここだけ問題だって言われた話だよ。あのね、今後、私には、ここだけ問題は絶対に言わないように。ばーんって、話せないじゃないか、それじゃあ。口止めかって言ったら、口止めはしないって、さっき言ったじゃないか。

だからさ、委員長、こういう教育委員会の隠蔽体質だとかそういうのはさ、私、嫌いなんだよ。いつもそう。今に始まったことじゃない、何十年も、ちょっと来てくださってって、複雑な話を事前に説明を受けて、質問しないように、公には言わないようにって、やられたんだよ。だから、今に始まったことじゃないんですよ。だけど、もうやめようよ、そういう習慣。学校崩壊だとか、学級崩壊とか、一大事です。隠したって、人の口には戸を立てれんでしょう。そのとき教育委員会は何をするかだよ。どういう指導をするかなんだ。

悲惨な状態になってるんでしょう。保護者の皆さんだって、それは噂してるわね。いずれ入るんだよ。だけど、今、言わないってことは、あなた、今、隠したんだよ。俺は全ての議員さんとかに全部聞いてもらえばいいじゃないかつうんだよ。でも、正副議長も正副委員長もつたら、聞いてないのは、この2人だけじゃないの。もう絶対俺なら、面白くないけどね。

教育長、いいかげん疲れたでしょ。前の事件も終わってないのに、新しいのが次から次と。教育長、もう年貢の納めどきじゃないですか。あなたには解決できないんですよ、この一連の責任を。そんだけ私は一生懸命やります、これからもやってきます、再発防止に努めますって、やってくださいよ。どうですか、教育長。

○鶴本教育長

確かに事案がたくさんになってきていることは、事実です。一つ一つのその事案について、できる得る限りの支援体制、指導体制を下にしながら、とにかく課題解決に向けて一生懸命頑張ってます。お願いします。

○古畑委員

教育長さ、そうやってきたことをさ、もうこっちも何年も支持してきたんですよ。

いじめの調査委員会にさ、ね、何百万円、何十万円かかる。タブレットのデータ開くのに100万かかると。いったい幾ら金かかってんの、人の金だと思って。今日はもう何回も言ってるけどさ、市民の税金を馬鹿にするのやめてくださいよ。100万だよ。タブレット、初期化されてるタブレット開くのにさ、100万だって。で、それも自分たちはできないからつつって、市長部局のほうでやってくださいって話なんだよね。情けない。あんだけ立派なこと言って、一つもできてないじゃないの。だから、こんだけ言われてるでしょ、俺に。古畑議員からの厳しい意見をじゃないって、何回も言ってるけど、当然の意見なんだよ。

これを見逃せば、私はあなた方に加担したことになる。被害者の親も被害者の子供たちも誰も助けることができず、しかもその先生たちは、みんなのうのうと、ほとんど校長やってんじゃないですか。その任命責任だってあるでしょう。過去の責任を明確にしないから、校長になれるんじゃないですか。そういう責任が、ちゃんと明らかになれば校長なんかかなり得ないでしょ、普通は。過去のいろんな事例だよ。それぞれだよ。今回のだけが限ったわけじゃなくて。それを皆さんは隠して校長にしてあげるんですよ。多分、学校の教育だとか校長を目指した職員の皆さん、多分、渡邊課長もそうだろう、言いたくたって言えないんだろうね。言えば自分の将来が閉ざされたんだよ。

そりゃないだろう。私、悪いけど、皆さんより、未来を担ってくれる子供たちのほうが大事なんで。学級崩壊を引き起こすようなまねをして、普通なら、それを助けに教育委員会、入るだろう。助けることもできずに、何やってんだよ。先生たちもかわいそうだろうがね。みんな次から次へとノイローゼで入っちゃってさ。それをさ、隠しておくのか、本当に。

この教育委員会の体たらく、市長は、どう思いますか。

○久保田市長

今、古畑委員からいろんなお話伺っておりますけれども、基本的に、私のほうには、逐一情報は上がっております。厳しくすべきところと、ちゃんと事実関係をきちんと把握して、やっぱり何か起これば、加害と被害があるわけなので、その部分の被害者側、加害者側のやっぱりしっかりとした対応をするように指示はして、今、教育委員会としては、今朝ほどもきちっと対応しながら動いてるということは、私から申し添えたいと思います。何もしてないわけではございません。ただ、非常に厳しい案件であるということも認識しながら対応しなきゃいけないというふうに思います。

私の指示は、人命・人権、個の尊重。この二点をしっかりと踏まえて、対応してくださいという形では、指示してありますので、これからの推移等含めて、対応させていただければと思います。

以上です。

○古畑委員

市長も教育者だ。校長までやられた。立派な経歴あります。

やっぱりさ、市長。教育者としてのさ、正義感だとか使命感をやっぱり燃やすべきですよ。あなた熱い先生だったでしょ。隠蔽に加担してはいけません。

あのね、第一に考えるべきは、やっぱり子供たちですよ。教育の根幹をなすものは。その上の平等ですよ。教育の平等。そして、その平等の中においては、国の憲法があるんだよ。基本的人権というのがあって、子供たちは勉学をしなくちゃならん義務と権利があるんだって。我々はそれを子供に教育を受けさせなくちゃいけない義務があるんだよ。だから義務教育って言うんだよ。その義務教育の、あなた方、義務を放棄したんだよ。放棄した校長をかばって、恥づかしくないですか。

市長もね、義務教育あんまり知らないかと思いますけどね。その義務教育を担っているのが、糸魚川市の教育委員会なんです。そして長いこの歴史の中においては、数々のことを全部、鉄のカーテンの向こうですよ。もう埋没させてきたし、時間とともに風化させてきた。もうやめましょうよ、そういうことを。

市長、しっかりその辺については、前もね、調査しますとかって言ったけど、ちゃんとやりますとかって言ったけどさ、今回また新しいものが出てきた。もう市長もやんなったでしょ。やるたびに次から次へと出てきている。多分、これが終われば、ほかの学校からも出てくるでしょうね。今のところ様子見てますからね。いかがですか、市長。

○久保田市長

学校というのは、何が起こるか分からないっていうのが、実際のところですよ。いつ何が起こるか分からない、それに対して、適切な対応、迅速な対応をするというのが、学校の責務であって、それを指導する教育委員会の責務であるというふうに、私自身、強く思っておりますので、そういう観点に立って、今後も引き続き、教育行政に努めていただきたいと思います。

もう一つ教育委員会ではなくて、学校は一生懸命やってるっていう、一つの事例があります。某小学校の道徳の授業で、トイレに行った生徒が、おしっこを踏んだ。そして、そのおしっこを踏んだ生徒が、ばい菌と言われて、さあ、皆さんどうしますかっていう授業をしたそうです。その子に寄り添って声をかけるとか、そうやっていじめてる子に対して注意するとかっていう意見が出る。最後の意見が、私は感動しました。僕と一緒に靴を洗ってあげたい。そ

ういう子がまだいるっていうことを、我々は、自覚して、そういう子供たちが1人でも2人でも増えるように、やっぱり道徳教育、いじめに対する教育、専門チームをつくってだけで終わるんじゃなくて、やんなきゃいけない。それがやっぱり現場の力だと思います。ぜひそういう部分に向けて、教育委員会に頑張っていただきたいと思います。

以上です。

○古畑委員

私もそう思う。もう素晴らしいさ、教育哲学だと思う。

だけどね、私の耳に入ってきたのは、校長が率先していじめたじゃないですか。もうすぐだよ、明日にでも解決してださいよ。やっぱりさ、教育はやっぱり平等にせんならんし、解決できないほどの難問じゃないんですよ。もう十分に罰は下ったと思う。おとなしい子じゃないですか。騒いで授業を受けないで、学級崩壊させた件とも、また違いますよ。おとなしい子に行き過ぎた指導をやって、教育を受けさせない校長。学級崩壊を抑えることができて、相次いでさ、やっぱりノイローゼになってしまったその学校。先生方がいちいち大変だと思うけどやっぱりその中においても、しっかりとした指導というものは、教育委員会に望みたいと思うね。皆さんやってくださいよ。この次もまた、私にさ、当然なことを言われないように、お願いしますよ。

○阿部委員長

ほかにご質疑ございませんか。

渡辺副委員長。

○渡辺副委員長

えっとあの、(2)の食物アレルギーの文書の確認ということで、①の関係者への聞取りということで、学校職員のところでですね、まあ8月までには、この聞取りは、実施済みだということなんですけれども、その中で、このマル秘の個別の取組プランを、これを作成されたのは、養護教諭ということでしょうか、そのように理解してよろしいのでしょうか。

○渡辺学校教育課長

お答えいたします。

中心になって作成するのは、養護教諭ですが、最終的には、みんなで面談をして確認をして、完成という流れになります。

以上です。

○渡辺副委員長

そうすると、最後、この保護者の方がですね、確認している、このサインとですね、それとあと、各々責任者の方が印鑑押されている、それがあんですけども、これはこの今回の聞取りの中では、実施済みで、各々の方が同じようなことを言っていると、あるいは全然違うことを言っていると、答えられる範囲で教えていただきたいんですけども。

○渡辺学校教育課長

保護者の部分については、まだお聞きできておりませんが、通常というか、ほかの面談のときとかも、保護者はその場でサインするときもあれば、一回持ち帰ってサインをするときもあるということでもあります。判こが押されている職員については、書類を見て、面談に参加をした人は、その面談で判こを押しますし、そうでない人は、その文書を見て確認をして判こを押すということです。そこの流れについては、大体、職員の中では、一致している部分が多いか

などと思うんですが、具体的な部分については、またこれからちょっと検証します。

以上です。

○阿部委員長

ほかにご質疑ございませんか。

〔「継続をお願いします」と呼ぶ者あり〕

○阿部委員長

ご質疑ないとのことなんですけれども、この件についても、継続して調査をしてまいりたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○阿部委員長

ご異議なしと認めます。

これにて、質疑を終結いたします。

以上で、令和4年度のアレルギーヒヤリハット事案対応についての議題を終結いたします。